

**令和2年度 第3回
滋賀県地域医療対策協議会 次第**

日 時：令和3年3月23日（火） 15時～17時
場 所：滋賀県大津合同庁舎7F 7-D会議室

1 あいさつ

2 議 事

- (1) 【資料1】 基幹型臨床研修病院である大学病院の基礎研究医プログラムの定員（令和4年度研修開始分）について
- (2) 【資料2】 地域密着型臨床研修病院の認定について
- (3) 【資料3】 臨床研修病院ごとの研修医の定員（令和4年度研修開始分）について
- (4) 【資料4】 滋賀県医師キャリア形成プログラムの変更について
- (5) 【資料5】 令和3年度医師確保対策事業について（報告）
- (6) 【資料6】 奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関について
- (7) 【資料7】 奨学金等貸与医師の業務従事義務からの離脱について

滋賀県地域医療対策協議会 委員名簿

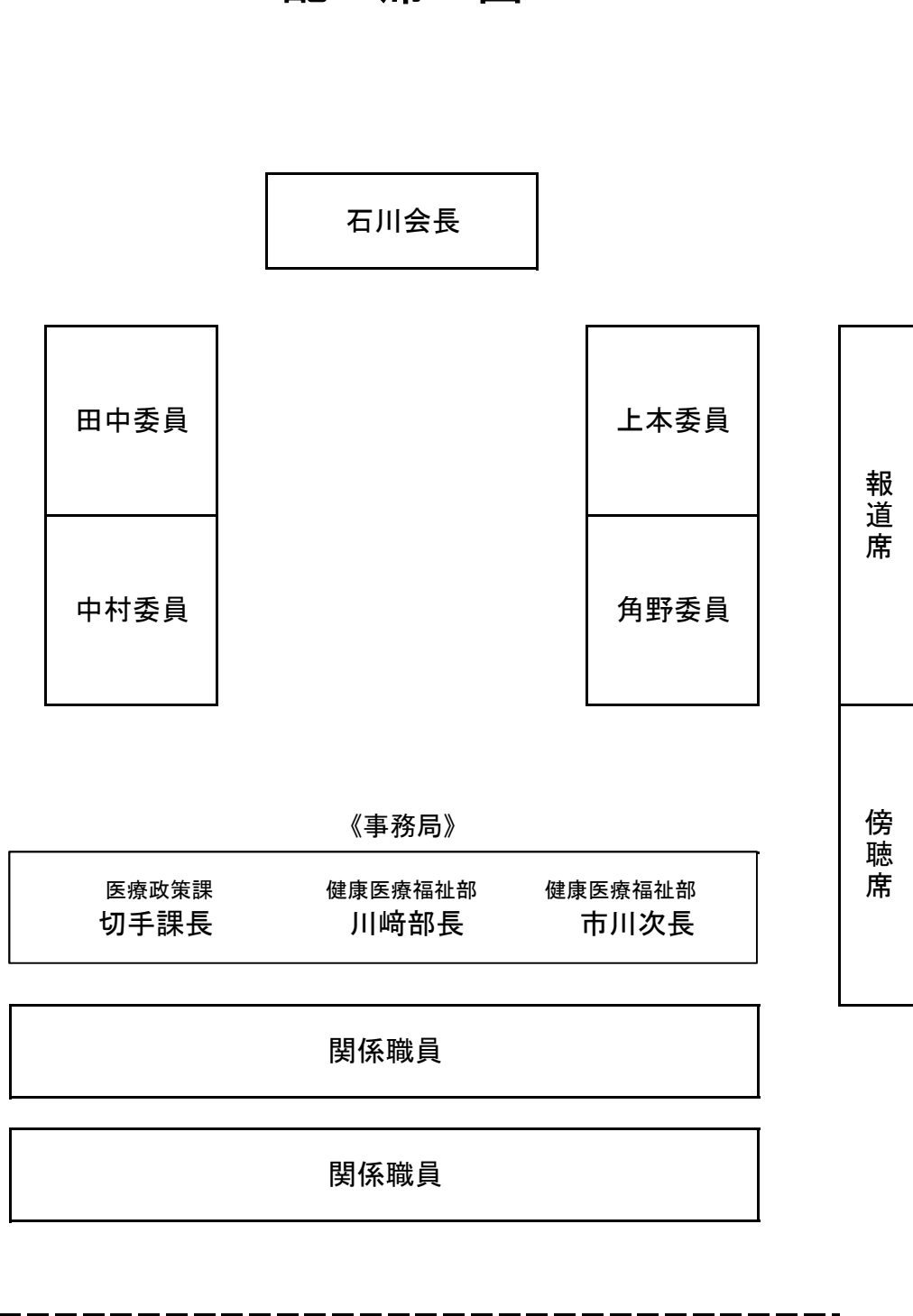
委員任期: 令和元年5月17日～令和3年5月16日(補欠委員については、前任者の残任期間)

(敬称略)

区 分	機関・団体、役職等	氏名	出席形態	備考
1	①特定機能病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 院長	来場	
2	②(独)国立病院機構 ③(独)地域医療機能推進機構	地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長・院長	オンライン(Zoom)	
3	④地域医療支援病院 ⑤公的医療機関 ⑥臨床研修病院	長浜赤十字病院 院長	オンライン(Zoom)	
4	⑦社会医療法人	社会医療法人誠光会草津総合病院 会長兼病院長	オンライン(Zoom)	
5	⑧民間病院	公益社団法人滋賀県私立病院協会 理事 (医療法人社団仁生会甲南病院 理事長)	オンライン(Zoom)	
6	⑨診療に関する学識経験者の 団体	一般社団法人滋賀県医師会 会長 (おち医院院長)	オンライン(Zoom)	
7		国立大学法人滋賀医科大学 学長	来場	
8	⑩大学その他の医療従事者の 養成に関する機関	国立大学法人京都大学医学部附属病院 院長	オンライン(Zoom)	
9		京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院 院長	夜久 均	オンライン(Zoom)
10	⑪地域の医療関係団体	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 (大津赤十字病院 院長)	石川 浩三	来場 会長
11		滋賀県在宅医療等推進協議会 (社会福祉法人ひだまり 理事長)	永田 かおり	オンライン(Zoom)
12		公益社団法人日本精神科病院協会滋賀県支部 代議員(医療法人明和会琵琶湖病院 理事長・院長)	石田 展弥	オンライン(Zoom)
13	⑫関係市町	滋賀県市長会(甲賀市長)	岩永 裕貴	オンライン(Zoom)
14	⑬地域住民を代表する団体	滋賀県地域女性団体連合会 役員	塚田 多佳子	オンライン(Zoom)
15		滋賀子育てネットワーク 代表	鹿田 由香	オンライン(Zoom)
16	その他知事が認める者	滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 (独)地域医療機能推進機構滋賀病院 乳腺外科・乳腺センター部長)	梅田 朋子	オンライン(Zoom)
17		高島市民病院 小児科科長	有田 泉	オンライン(Zoom)
18		一般社団法人滋賀県医師会 理事 (きづきクリニック 院長)	木築 野百合	オンライン(Zoom)
19		大津市保健所 所長	中村 由紀子	来場
20	県職員	滋賀県理事(健康・医療政策担当)	角野 文彦	来場

※①～⑬は、医療法で定められた協議会構成員の区分

配席図



下記の15名の委員は、オンライン(Zoom)で参加

- ・辻川委員
- ・楠井委員
- ・柏木委員
- ・古倉委員
- ・越智委員
- ・宮本委員
- ・夜久委員
- ・永田委員
- ・石田委員
- ・岩永委員
- ・塚田委員
- ・鹿田委員
- ・梅田委員
- ・有田委員
- ・木築委員

「滋賀県地域医療対策協議会」根拠法令等

○医療法（抄）（昭和23年法律第205号）

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
- 二 地域医療支援病院
- 三 第三十一条に規定する公的医療機関(第五号において「公的医療機関」という。)
- 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
- 五 公的医療機関以外の病院(公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)
- 六 診療に関する学識経験者の団体
- 七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下単に「大学」という。)その他の医療従事者の養成に係る機関
- 八 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
- 九 その他厚生労働省令で定める者

○医療法施行規則 第三十条の三十三の十二 1 (略)

2 法第三十条の二十三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人国立病院機構
- 二 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 三 地域の医療関係団体
- 四 関係市町村
- 五 地域住民を代表する団体

- 2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
 - 二 医師の派遣に関する事項
 - 三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
 - 四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
 - 五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - 六 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
 - 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項
- 3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するものとなるよう、第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項の規定により定めた施策(以下「地域医療対策」という。)及び同項に規定する協議が調った事項(次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調った事項」という。)に基づき、特に必要があると認めるときは、前条

第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、地域医療対策及び協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。
- 二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。
- 六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

○医師法（抄）（昭和23年法律第201号）

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2・3（略）

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

5（略）

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、

その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき(当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

- 2 (略)
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 (略)

○滋賀県医療法施行条例（抄） （平成 24 年滋賀県条例第 65 号）

第 1 条～第 8 条 （略）

（滋賀県地域医療対策協議会）

第 9 条 法第 30 条の 23 第 1 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、法第 30 条の 23 第 2 項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について調査審議する。

（協議会の組織等）

第 10 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 法第 30 条の 23 第 1 項各号に掲げる者の管理者その他の関係者
 - (2) 県の職員
 - (3) その他知事が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（略）

付 則(平成 31 年条例第 31 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○滋賀県地域医療対策協議会規則 (平成 31 年滋賀県規則第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県医療法施行条例(平成 24 年滋賀県条例第 65 号。以下「条例」という。)第 10 条第 10 項の規定に基づき、滋賀県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員および議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、委員および議事に関係のある専門委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 条例第 10 条第 9 項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 5 条 会長および部会長は、協議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康医療福祉部医療政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県地域医療対策協議会 会議公開要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、滋賀県地域医療対策協議会規則（平成31年滋賀県規則第7号）第7条の規定に基づき、滋賀県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は、原則として公開する。

2 次のいずれかの場合にあっては、会長が会議を非公開とすることができる。

- (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報と認められる事項を審議する場合
- (2) 公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

3 協議会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから会長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

2 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

4 会議の一部を非公開とする場合、会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

5 傍聴者は、先着順により決定する。

6 会長は、会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

(議事録等の公開)

第4条 事務局において、次の事項を記載した議事録（非公開の議題については会議要録）を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

2 議事録または会議要録は、原則として1か月以内に県民情報室での公表および県のホームページへの掲載等による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

(委 任)

第5条 この要領に定めのない事項は、会長が定めるものとする。

付 則

この要領は、令和元年7月23日から施行する。

＜参考＞ 滋賀県情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号に規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

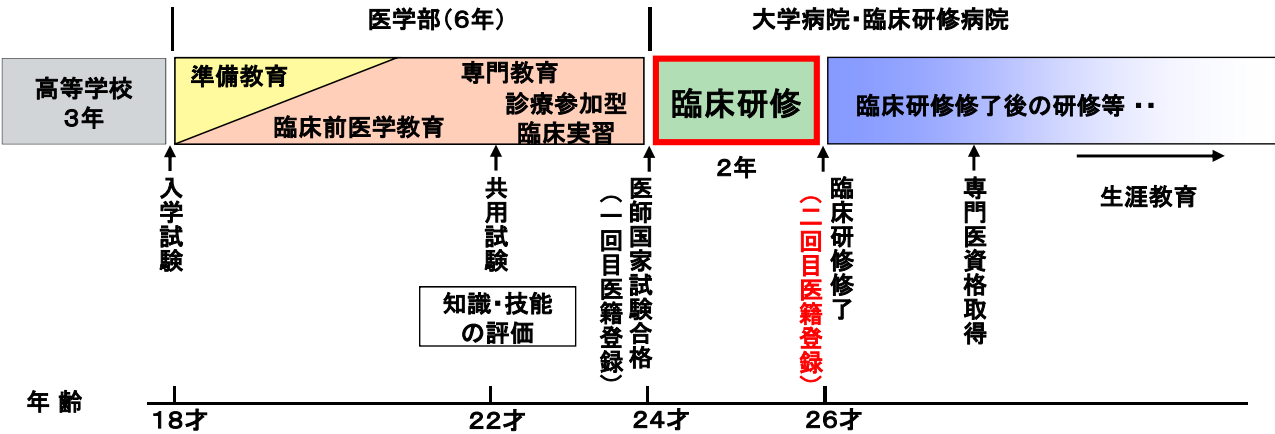
基幹型臨床研修病院である大学病院の基礎研究医プログラムの定員(令和4年度研修開始分)について

臨床研修制度の概要

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 医師法の改正<臨床研修関係の見直し>

- ① 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めることとする。(令和2年4月1日施行)
- ② 法律および臨床研修の実施に関する厚生労働省令に定める基準に基づいて、都道府県知事が臨床研修病院を指定することとする。(令和2年4月1日施行)

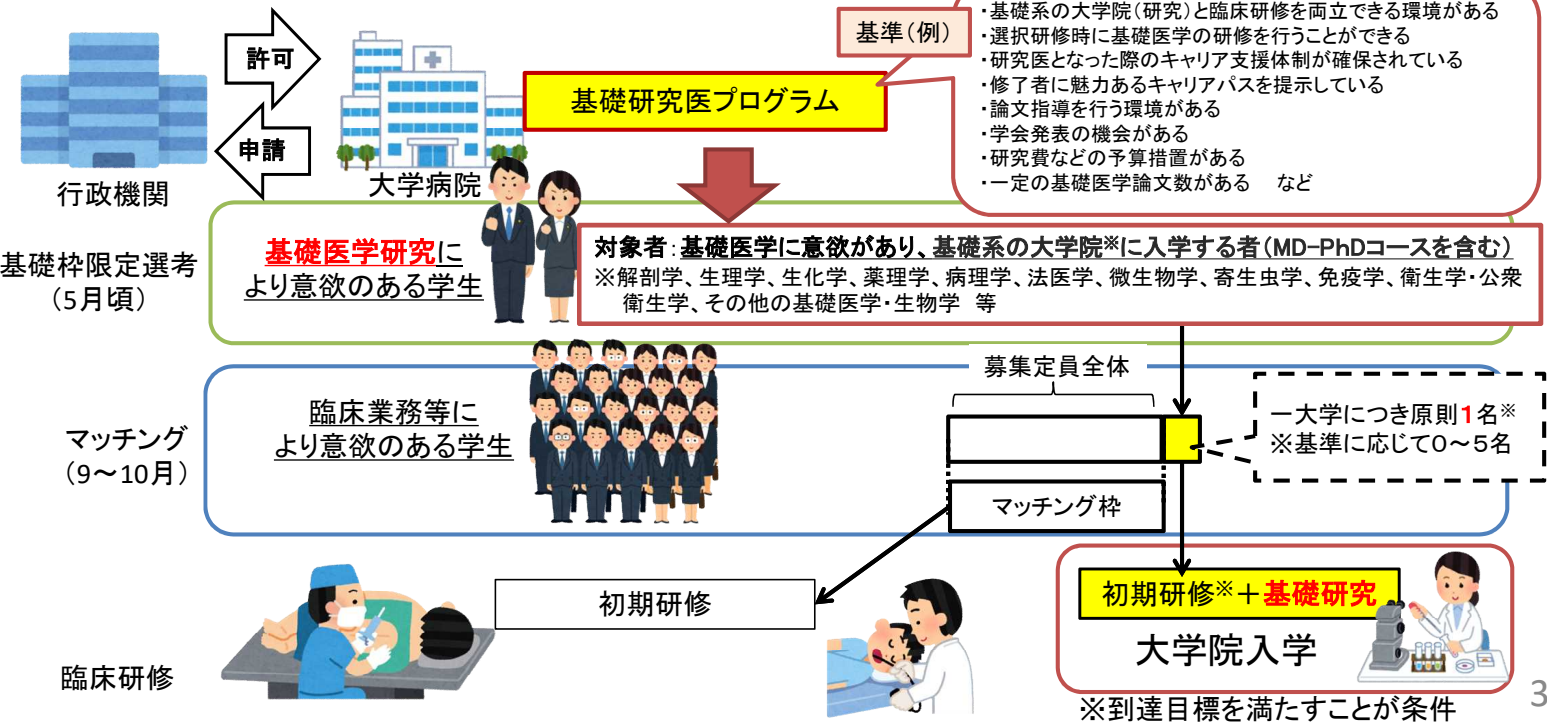
基礎研究医プログラムのイメージ

現状と課題

- 基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合が低下
- 基礎医学論文数は、国際的にみて日本は低調であり、**基礎研究分野の国際競争力は相対的に低下傾向**。
- 基礎医学研究を行う医師であっても、**診療(健康診断等を含む)を行う場合は、臨床研修を修了する義務**がある。
- 臨床研修病院の募集定員については、**基礎医学に従事する予定の医師も含め設定**されている。

対応案

- 基礎医学に従事する医師を対象に、臨床研修と基礎研究を両立するための**基礎研究医プログラムの設置**
- 基礎研究医プログラムの定員については、**一般のマッチング枠・募集定員とは別枠で設置**



基礎研究医プログラムの特徴

通常の臨床研修プログラム

内科 24週以上
 救急部門 12週以上
 外科、小児科、産婦人科、精神科、
 地域医療 4週以上
 一般外来 4週以上(並行研修可)

必修分野および一般外来以外の研修期間(選択研修期間)は、研修医が積極的に研修プログラムを選択し、臨床研修に取り組むことができるよう、地域や病院の特色をいかし、さらに臨床研修を充実させるために活用すること。

基礎研究医プログラム

内科 24週以上
 救急部門 12週以上
 外科、小児科、産婦人科、精神科、
 地域医療 4週以上
 一般外来 4週以上(並行研修可)

選択研修期間に16週以上24週未満の基礎医学の教室の所属する期間を用意すること。

基礎研究医プログラムの定員設定について

施行通知(定員部分の抜粋)

原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。

- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
- (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

定員設定

上記の施行通知の定め方によって、全国の総定員が40名を超える場合、以下のように定員を定めてはどうか。

○公平性と透明性の観点から、上記(i)～(v)のうち、**科研費等の金額(iv)と論文数(v)により決定**する。

・応募が40大学より多い場合

科研費等(iv)の金額が多い順に定員を1名ずつ設定する。

・応募が40大学以下の場合

①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、

②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、

③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

○いずれの場合も、上記の施行通知による定員を限度とする。

5

基礎研究医プログラム定員の追加について

基礎研究医プログラム定員の追加について

令和4年度基礎研究プログラムについて計30大学から応募があり、令和2年度第2回医師臨床研修部会(令和2年9月)において決定された方法に従い、下記①～③の流れで定員を配布する。

①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、

②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、

③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

※施行通知による定員を限度とする。

応募の概要と配布定員

下線部が滋賀医大の
応募内容

届出のあった基幹型病院数(大学)	30 大学 (21都道府県)
届出のあった希望定員合計	79 名 (5名:6大学、3名:11大学、2名:3大学、 <u>1名:10大学</u>)
定員設定にあたって満たしている基準数	5項目:15大学、 <u>4項目:10大学</u> 、3項目:5大学
科研費等	<u>5大学:<8千万</u> 、20大学:8千万～10億、5大学:>10億
Impact Factor 15以上の論文数	12大学:0本、 <u>14大学:1本～10本</u> 、4大学≥11本
配布定員	40 名 (2名:10大学、 <u>1名:20大学</u>)

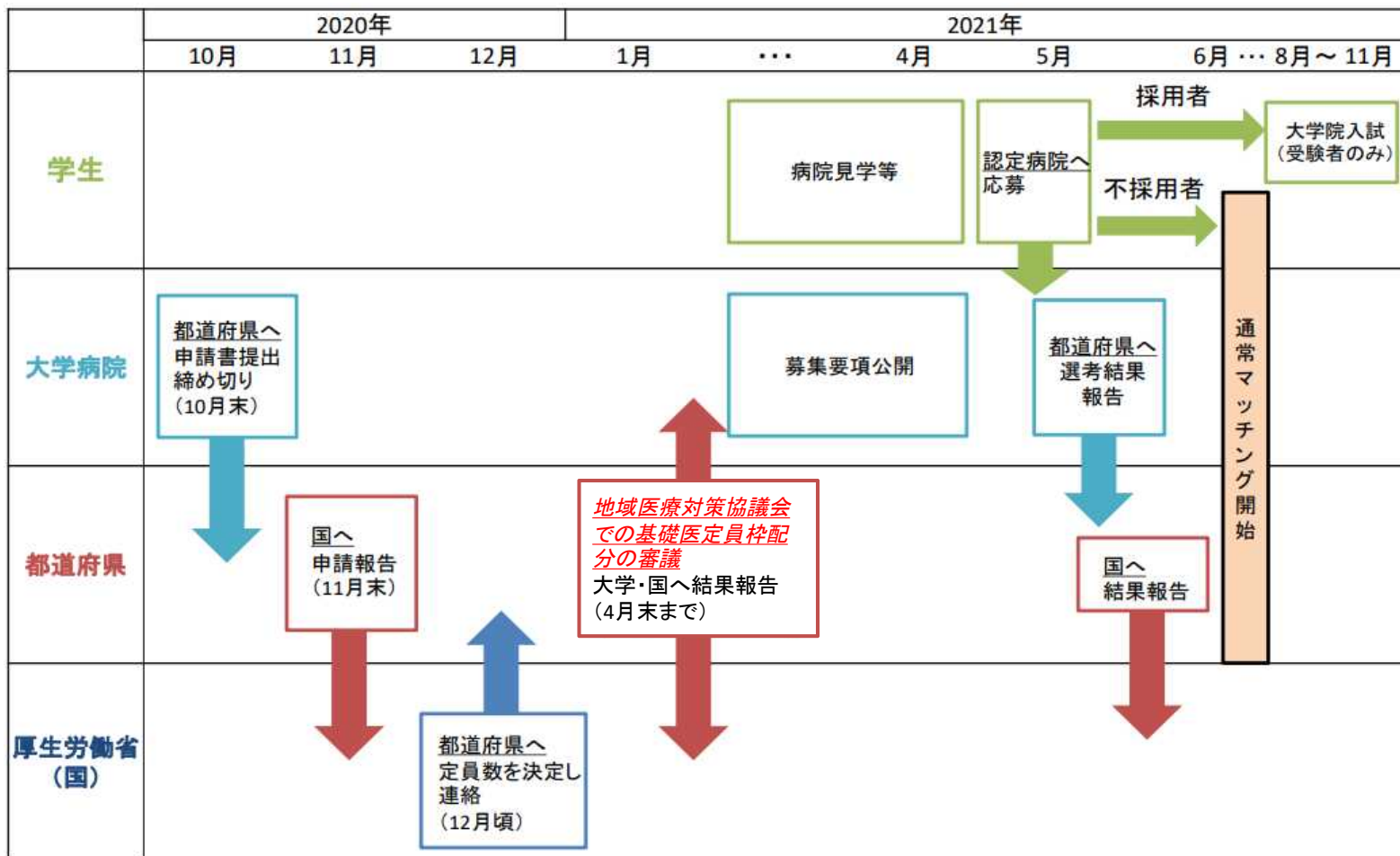
6

令和4年度基礎研究医プログラム定員(40名)

	都道府県	基幹型病院	定員
1	北海道	北海道大学病院	1
2	宮城県	東北大学病院	2
3	茨城県	筑波大学附属病院	1
4	栃木県	獨協医科大学病院	1
5	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
6	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2
7	東京都	慶應義塾大学病院	2
8	東京都	帝京大学医学部附属病院	1
9	東京都	東京医科歯科大学附属病院	2
10	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	1
11	東京都	東京女子医科大学病院	1
12	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	1
13	東京都	日本医科大学付属病院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	基幹型病院	定員
16	静岡県	浜松医科大学病院	1
17	滋賀県	滋賀医科大学病院	1
18	京都府	京都大学病院	2
19	京都府	京都府立医科大学病院	1
20	大阪府	大阪大学病院	2
21	大阪府	関西医科大学病院	1
22	大阪府	大阪市立大学医学部附属病院	2
23	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
24	奈良県	奈良県立医科大学病院	2
25	和歌山県	和歌山県立医科大学病院	1
26	岡山県	岡山大学病院	1
27	広島県	広島大学病院	1
28	福岡県	久留米大学病院	1
29	大分県	大分大学病院	2
30	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

研修プログラム採用プロセス(予定)



滋賀医科大学 基礎研究医プログラム概要

9

滋賀医科大学の施設基準、研修プログラム概要

滋賀医科大学の施設基準(5項目中3項目以上満たす必要あり)

- 基礎系の教室を通して基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8千万円を超えている。
- 基礎医学分野でImpact Factor15以上の論文が過去3年間にある(1本)

○定員希望数 (1名) ○定員決定 (1名)

研修プログラム概要①

○プログラム責任者：医学・看護学教育センター 教授

○定員：1名

○選択できる基礎医学講座

生命科学講座(生物学)、生化学・分子生物学講座(分子病態生化学部門、再生修復医学部門)
病理学講座(人体病理学部門、疾患制御病態額部門)、社会医学講座(法医学部門)

10

研修プログラムの概要

研修プログラム概要②

- プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行う。
- 選択研修期間に、16週以上24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意する。
- 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行う。
- 臨床研修修了後、4年以内を目処に作成した基礎医学の論文を研修管理委員会に提出する。
- 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修修了後の進路を近畿厚生局に報告する。
- 必修科目および選択科目の期間は以下のとおり。

1年目:滋賀医科大学医学部附属病院

オリエンテーション	内科① 3週	内科② 3週	内科③ 3週	内科④ 3週	内科⑤ 3週	内科⑥ 3週	内科⑦ 3週	総合診療 3週	外科 4週	救急 4週	救急or麻酔科 4週	小児科 4週	産婦人科 4週	精神科 4週
	内科1 6週		内科2 6週		内科3 6週		内科4 3週	総合診療 3週						

2年目:滋賀医科大学医学部附属病院および協力型病院、協力施設

救急 4週	地域研修 4週 (協力施設)	選択科目 16週~24週 (最大16週間、協力型病院にて研修可能)	基礎医学研修 16週~24週
----------	----------------------	---	-------------------

研修プログラムの特色・目標、修了後のキャリアパス

研修プログラムの特色・目標

- Aプログラム(通常プログラム)の構成を基本として、選択研修期間に基礎医学研修を加えたプログラム。臨床研修と基礎研究を両立することが可能。
 - 基礎医学研究に意欲のある医師を支援し、優れた基礎医学研究医を養成することを目的とする。
 - あわせて、以下を研修の目標とする。
 - ・多くの症例を経験し、適切な診療を行うことができる技能を身に着けること。
 - ・患者に信頼される医師として高い人間力を修得すること。
 - ・医療人としての医療倫理を修学すること。
- 基礎医学研修の開始前に臨床研修の到達目標の到達度の評価を受けることで、臨床技能の修得を担保する。

修了後のキャリアパス

(1)基礎研究医プログラム修了後、医学・看護学教育センターの特任助教に就任

⇒滋賀医科大学には、医学部に研究医養成コースがあり、基礎研究医プログラムに進む候補者は、研究医養成コース受講者である可能性が高い。よって、基礎研究医プログラムで研修する者が、研究医養成コースを修了(滋賀医科大学大学院医学系研究科を修了)すれば、直ちに医学・看護学教育センターの特任助教のポストを用意できる体制になっている。

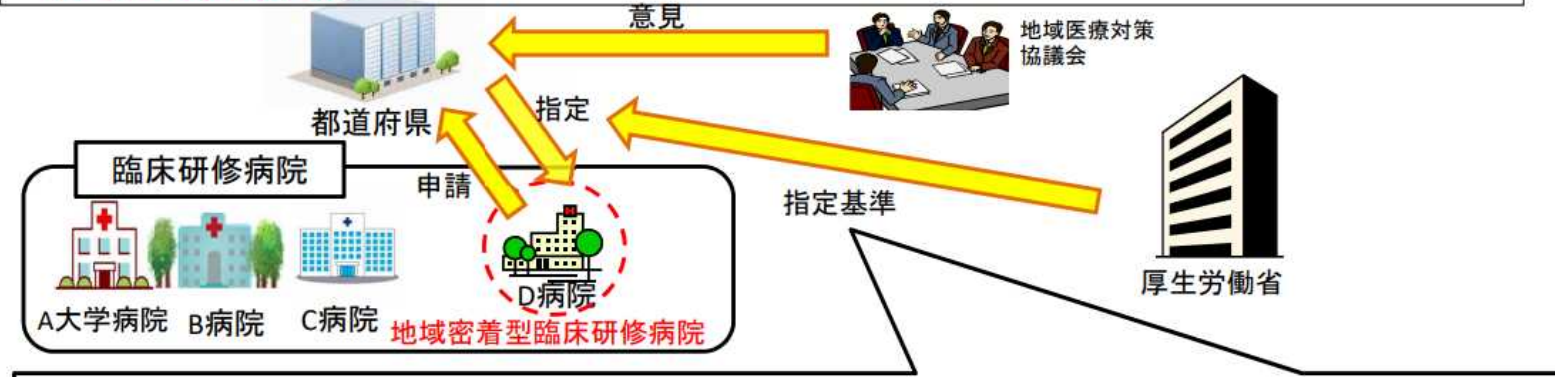
(2)基礎研究医プログラム修了後、国内外へ留学

⇒滋賀医科大学では、臨床研修2年目の前期ないし後期より大学院医学系研究科に入学することができる。よって、基礎研究医プログラムにて研修を受ける者は、研修中ないし研修後に大学院に進み、医学博士を取得することが可能。その後の進路は、上記の(1)が準備されているが、(1)を選択せずに国内外へ留学することもできる。

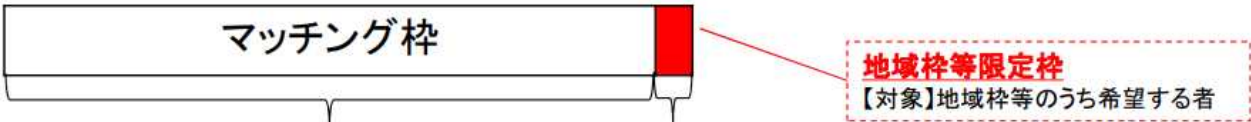
地域密着型臨床研修病院の認定について

地域医療重点プログラム

- 現行では、地域枠等の学生とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、**地域枠等の学生が、従事要件が課せられた地域での希望病院にマッチできない可能性**がある。
- 平成30年の医師臨床研修部会報告書を踏まえ、**令和4年度より、地域枠等の学生に対して、一般のマッチングに先行して選考を行う、地域医療重点プログラムを設ける。**



- ・ 地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「**地域医療重点プログラム**」という。)を設けることができること。
- ・ **医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置されること。**
- ・ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、**当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うことができること。**
- ・ 当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、**当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内**とすること。
(省令施行通知(平成31年3月29日医政発0329第23号)※地域密着型臨床研修病院の関係部分より)



募集定員のうち地域枠等限定枠以外 (地域枠等限定枠の残余を含む) 募集定員の2割又は5名の少ない方以下

地域医療重点プログラムの特徴

通常の臨床研修プログラム

内科 24週以上
救急部門 12週以上
外科、小児科、産婦人科、精神科、
地域医療 4週以上
一般外来 4週以上(並行研修可)

必修分野および一般外来以外の研修期間(選択研修期間)は、研修医が積極的に研修プログラムを選択し、臨床研修に取り組むことができるよう、地域や病院の特色をいかし、さらに臨床研修を充実させるために活用すること。

地域医療重点プログラム

内科 24週以上
救急部門 12週以上
地域医療 12週以上
外科、小児科、産婦人科、精神科
4週以上
一般外来 4週以上(並行研修可)

地域医療の条件

①医師少数区域(県内に医師少数区域が無い場合は医師少数スポットも可)に位置する診療所での研修に限る。

②地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できることが条件。(通常、地域医療研修において指導医の配置は不要。)

3

地域枠等限定選考の募集定員

募集定員上限

○都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県に臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割。(令和4年度に研修を開始する者(現5年生)に限る)

○本県の対象者は8名(滋賀県医師養成奨学金貸与者3名、滋賀県医学生修学資金貸与者5名)

○ $8 \times 2/10 = 2$ 名(小数点以下切り上げ)

⇒ 地域医療重点プログラムの定員は、県全体で2名まで

(注) 年度によって地域枠の学生数(奨学金等貸与者数)が変動するため、県の全体人数が変動する場合がある。
(令和5年度:対象者7名(県全体2名)※予定)

病院ごとの定員

○地域医療重点プログラムは 各病院の募集定員の枠内での運用になる。

○当該プログラムの研修医の募集および採用の決定は、当該病院の募集定員の2割または5名の少ない方。

○対象者は、滋賀県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者(上記8名)

○医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に募集および採用の決定が可能。

⇒ 各病院から2名を超える募集定員の希望がある場合は、配分調整を行う必要がある。

本県の申請状況

○令和2年10月7日付けで、県内基幹型病院あて意向調査を実施。

⇒ 滋賀医科大学医学部附属病院、長浜赤十字病院から地域密着型臨床研修病院の認定を希望する旨回答あり。

○両病院から期日(同年10月30日)までに申請書の提出あり。いずれも 募集定員1名を希望。

⇒ 県全体で2名の希望のため、配分調整を行う必要はない。

4

地域密着型臨床研修病院の認定

設置要件

- ① 当該病院(基幹型病院)の研修体制が充実していると認められること。
- ② 臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること。
- ③ 地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できる等が満たされていること。
- ④ 医師少数区域(医師少数区域のない都道府県は、医師少数スポットを含む)における地域医療の研修期間が12週以上であること。

①研修体制の充実について

- 救急医療の提供実績、分娩件数、年間入院患者数、指導医数が基準を満たしている。
- 臨床研修に必要な図書または雑誌を有しており、インターネットが利用できる環境(Medline等の文献データベース、教育用コンテンツが利用できる環境)が整備されている。
- 医学教育用シミュレーターや、インターネットを用いた評価システム(EPOC2)を導入している。

②臨床研修修了後に総合的な診療が受けられる体制について

- 総合的な診療とは・・・内科(専門領域でなく一般内科や総合内科)または総合診療にかかるものが望ましい。
- ⇒ 滋賀医科大学医学部附属病院...専門研修における内科、総合診療の基幹施設
- ⇒ 長浜赤十字病院...専門研修における内科、総合診療の連携施設

③指導医の配置について

- にしあざい診療所には臨床研修指導医資格を持つ2名の医師が常勤。
- ※ 臨床研修指導医資格・・・7年(84月)以上の臨床研修を有する者であって、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。(学会認定の専門医資格とは異なる。)

5

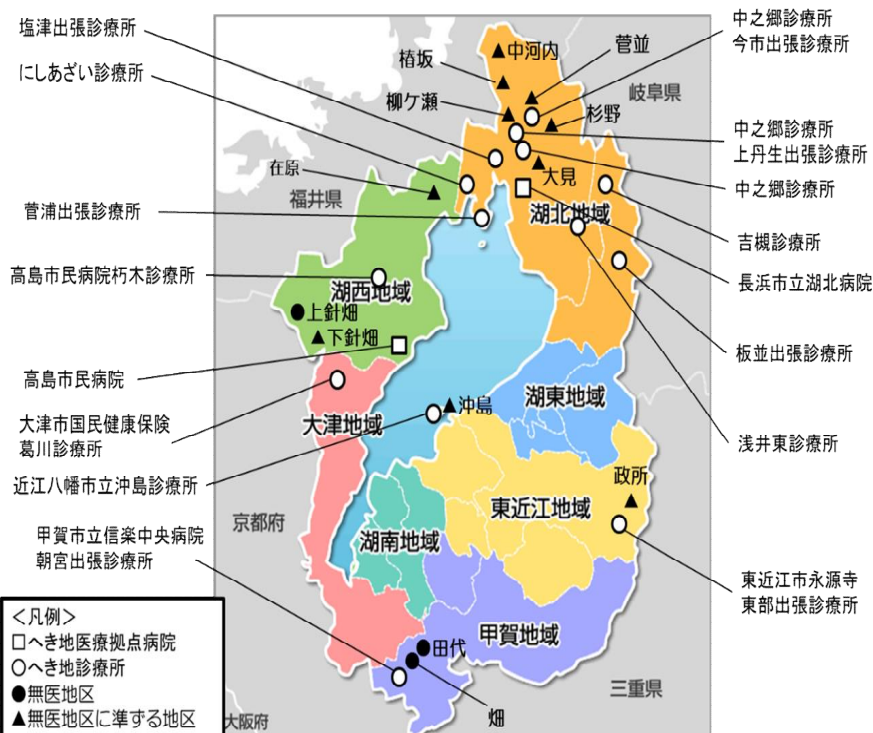
地域密着型臨床研修病院の認定

④県内の医師少数スポットについて

- 本県では、無医地区等およびへき地診療所を含む区域(へき地診療所の設置基準に基づき、診療所を中心とした概ね半径4kmの区域)について、医師少数スポットとして設定。

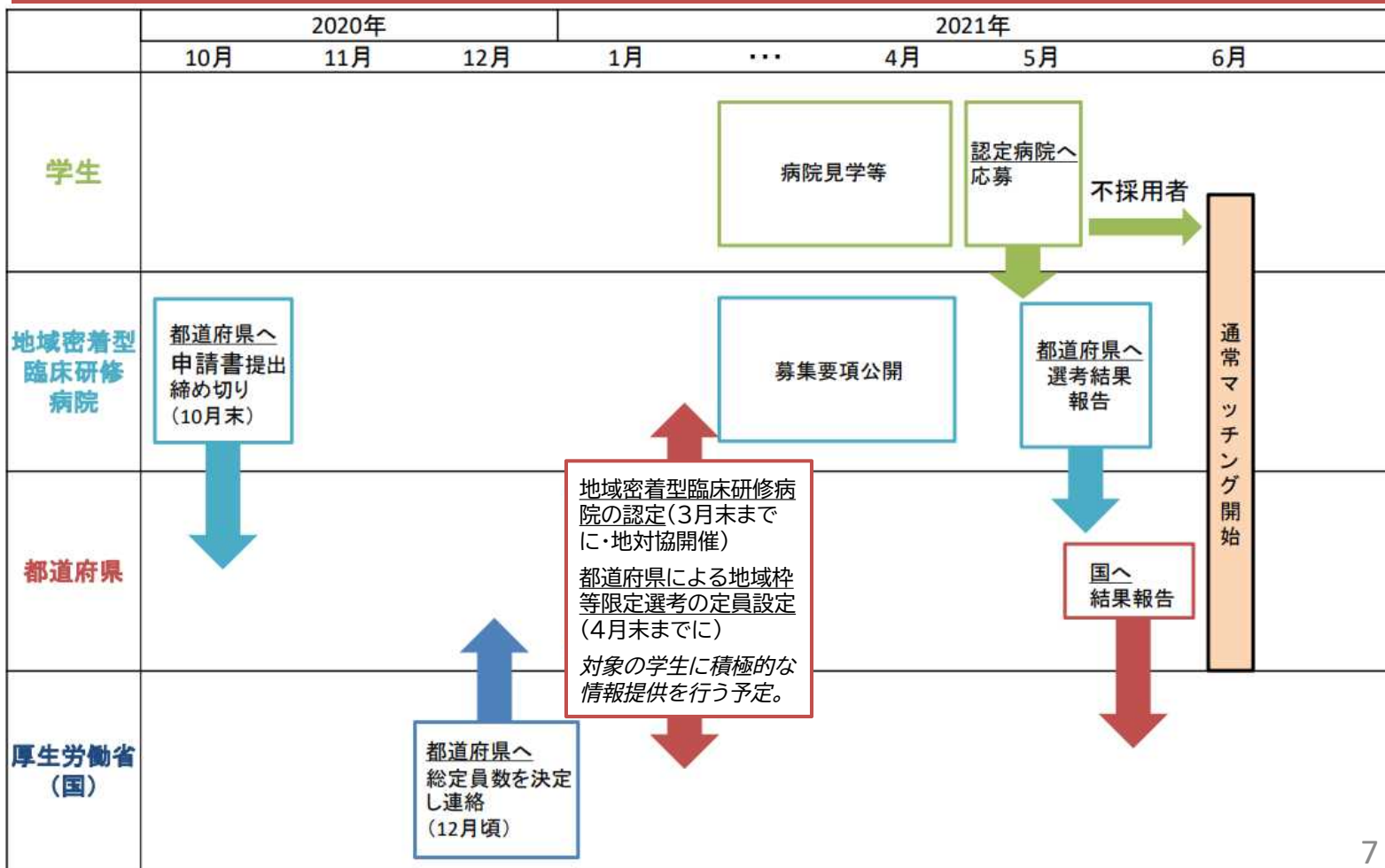
⇒両病院とも「にしあざい診療所」で地域医療研修を実施

保健医療圏名	無医地区等	へき地診療所(を中心とした区域)
大津	-	大津市国民健康保険葛川診療所
湖南	-	-
甲賀	田代、畑	甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所
東近江	沖島、政所	近江八幡市立沖島診療所、東近江市永源寺東部出張診療所
湖東	-	-
湖北	中河内、椿坂、柳ヶ瀬、菅並、杉野、大見	吉槻診療所、板並出張診療所、中之郷診療所、中之郷診療所今市出張診療所、中之郷診療所上丹生出張診療所、にしあざい診療所・塩津出張診療所・菅浦出張診療所、浅井東診療所
湖西	上針畑、下針畑、在原	高島市民病院朽木診療所



6

研修プログラム採用プロセス(2022年度開始)



滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療重点プログラム概要

滋賀医科大学地域医療重点プログラムの概要①

研修プログラム概要①

- プログラム責任者：医師臨床教育センター副センター長
- 定員：1名

(以下、地域医療研修先について)

- 地域医療研修先：にしあざい診療所
- 研修期間：12週(最大16週)
- 指導医数(地域医療研修)：2名
- 必修科目および選択科目の期間は以下のとおり。(予定)

1年目：滋賀医科大学医学部附属病院

オリエンテーション	内科①	内科②	内科③	内科④	内科⑤	内科⑥	内科⑦	総合診療	外科	救急	救急or麻酔科	小児科	産婦人科	精神科
	3週	3週	3週	3週	3週	3週	3週	3週						
	内科1 6週		内科2 6週		内科3 6週		内科4 3週	総合診療 3週						

2年目：滋賀医科大学医学部附属病院、にしあざい診療所、その他協力型病院・協力施設

救急 4週	総合内科・総合外科 4週 (東近江or JCHOor 公立甲賀)	外科 4週	地域医療A 4週 (県内外32か所の協力施設から選択)	地域医療B 12週 (にしあざい診療所)	選択科目 20週 (滋賀医科大学医学部附属病院、協力型病院) ※ 協力型病院：県内21か所、県外7か所(最大16週)
----------	--	----------	-----------------------------------	-------------------------	--

滋賀医科大学地域医療重点プログラムの概要②

研修プログラムの特色・目標

- 通常プログラムの構成を基本として、地域医療A(市中診療所・4週)および地域医療B(にしあざい診療所・12週)の研修を必修とする。
- 「にしあざい診療所」での研修中は、診療所での一般外来を中心に研修を行うほか、在宅医療研修の指導時間も十分に確保する。(一般外来6週、在宅医療6週)
- 研修医が希望すれば、地域医療Aでも「にしあざい診療所」で研修を行うことが可能。(最大16週)
- 「にしあざい診療所」は、地域包括ケアシステムの担い手として、地域住民の健康管理に加えて、看取りや他院への紹介等を行っており、研修医は生の地域医療を経験することが可能。
- 実際の事例をもとに指導医と討論し考察を深めることにより、地域医療における患者や家族の立場を考えた紹介の技術を身に付けることができる。
- 研修目標としては、①多くの症例を経験し、適切な診療を行うことができる技能を身に付けること、②患者に信頼される医師として高い人間力を修得すること、③医療人としての医療倫理を修学することを目標とする。

長浜赤十字病院 地域医療重点プログラム概要

長浜赤十字病院地域医療重点プログラムの概要①

研修プログラム概要①

- プログラム責任者：副院長
- 定員：1名

(以下、地域医療研修先について)

- 地域医療研修先：にしあざい診療所
- 研修期間：12週
- 指導医数(地域医療研修)：2名

- 必修科目および選択科目の期間は以下のとおり。(予定)

1年目：長浜赤十字病院、市立長浜病院

オリエンテーション	内科 27週 (長浜赤十字病院)	内科 4週 (市立長浜病院)	救急 8週	麻酔科 4週	小児科 8週
-----------	----------------------------	--------------------------	----------	-----------	-----------

2年目：長浜赤十字病院、にしあざい診療所、その他協力型病院・協力施設

精神科 4週	産婦人科 4週	外科 4週	地域医療 12週 (にしあざい診療所)	選択科目 24週 (長浜赤十字病院、協力型病院、協力施設) <small>※協力型病院：市立長浜病院、滋賀医科大学医学部附属病院 ※協力施設：県内診療所9箇所(最大12週)、湖北健康福祉事務所(最大2週)</small>
-----------	------------	----------	-------------------------------	--

長浜赤十字病院地域医療重点プログラム概要②

研修プログラムの特色・目標

- 通常プログラムの構成を基本として、地域医療(必修)の実施施設を「にしあざい診療所」に限定して12週間の研修を行う。
- 「にしあざい診療所」での研修中は、診療所での一般外来を中心に研修を行うほか、在宅医療研修の指導時間も十分に確保する。(一般外来6週、在宅医療6週)
- 選択科目として、通常プログラムで選択できる協力施設(にしあざい診療所を除く)で研修を行うことが可能。
- 湖北医療圏は全国でも有数の在宅看取りが多い地域であり、地域には家庭医療に熱心な先生が多数おられる。その診療所で研修することによって、生の地域医療を経験することができる。
- 医師として必要な診療に関する基本的知識を中心に臨床検査・治療法を学び、病者に対するやさしい全人的な応接ができるようになることを研修目標とする。

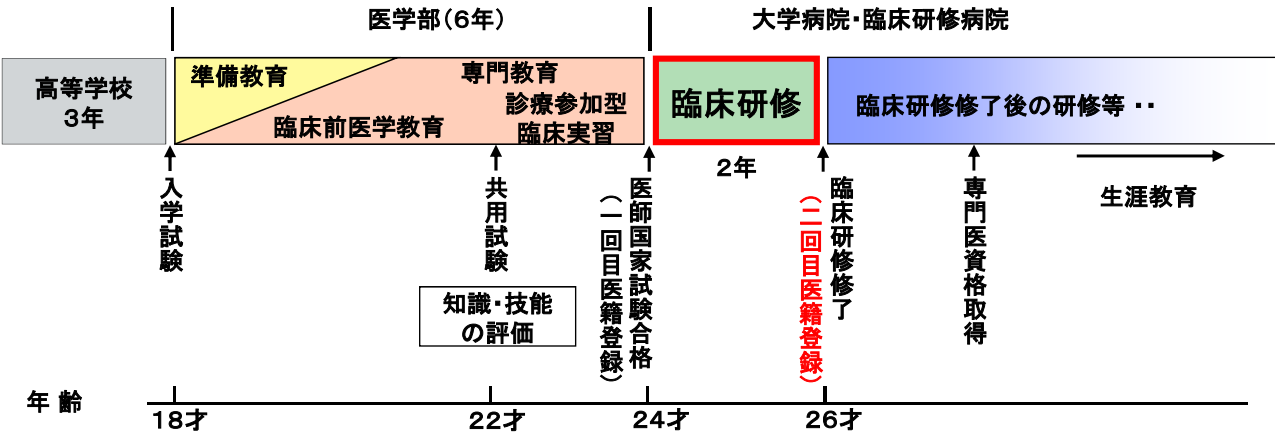
臨床研修病院ごとの研修医の定員 (令和4年度研修開始分)について

臨床研修制度の概要

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 医師法の改正<臨床研修関係の見直し>

- ① 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めることとする。(令和2年4月1日施行)
- ② 法律および臨床研修の実施に関する厚生労働省令に定める基準に基づいて、都道府県知事が臨床研修病院を指定することとする。(令和2年4月1日施行)

マッチング・定員充足率の状況(3か年)

病院名	プログラム名	平成30年度					令和元年度					令和2年度					平均定員充足率(3か年)	平均マッチング率(3か年)				
		募集定員	マッチング募集定員	マッチング結果	マッチング率	研修医受入実績	定員充足率	募集定員	マッチング募集定員	マッチング結果	マッチング率	研修医受入実績	定員充足率	募集定員	マッチング募集定員	マッチング結果			マッチング率	研修医受入実績	定員充足率	
大津市民		9	9	9	100.0%	9	100.0%	9	9	9	100.0%	9	100.0%	9	9	1	11.1%	9	100.0%	100.0%	70.4%	
大津日赤		14	12	11	91.7%	13	92.9%	14	13	13	100.0%	13	92.9%	14	13	13	100.0%	13	92.9%	92.9%	97.2%	
滋賀医大	A		40	20		23			32	20		20			29	25		29				
	C	54	10	10	63.0%	10	68.5%	50	12	10	64.6%	9	60.0%	46	12	12	84.4%	12	95.7%	74.7%	70.7%	
	小産		4	4		4			4	1		1			4	1		3				
済生会滋賀		9	9	9	100.0%	9	100.0%	9	9	9	100.0%	9	100.0%	9	9	9	100.0%	9	100.0%	100.0%	100.0%	
県立総合		8	8	8	100.0%	8	100.0%	8	8	7	87.5%	8	100.0%	8	8	8	100.0%	8	100.0%	100.0%	95.8%	
長浜日赤		4	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	4	100.0%	4	100.0%	5	5	5	100.0%	5	100.0%	100.0%	100.0%	
市立長浜		4	4	4	100.0%	3	75.0%	4	4	1	25.0%	4	100.0%	4	4	4	100.0%	4	100.0%	91.7%	75.0%	
公立甲賀		3	3	3	100.0%	2	66.7%	5	5	2	40.0%	2	40.0%	5	5	3	60.0%	4	80.0%	62.2%	66.7%	
彦根市立		3	3	2	66.7%	1	33.3%	3	3	3	100.0%	3	100.0%	4	4	4	100.0%	3	75.0%	69.4%	88.9%	
高島市民		2	2	1	50.0%	1	50.0%	2	2	2	100.0%	2	100.0%	2	2	0	0.0%	1	50.0%	66.7%	50.0%	
近江八幡市立総合医療C		7	7	7	100.0%	7	100.0%	7	7	2	28.6%	7	100.0%	7	7	7	100.0%	7	100.0%	100.0%	76.2%	
草津総合		6	6	6	100.0%	6	100.0%	7	7	7	100.0%	7	100.0%	8	8	8	100.0%	8	100.0%	100.0%	100.0%	
東近江総合医療C		4	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	2	50.0%	4	100.0%	4	4	4	100.0%	4	100.0%	100.0%	83.3%	
合計		127	125	102	81.6%	104	81.9%	126	123	92	74.8%	102	81.0%	125	123	104	84.6%	119	95.2%	86.0%	80.3%	

3

令和3年度 マッチング・定員充足率の状況(速報値:3月10日時点)

病院名	令和2年度定員数	令和3年度定員数 a	マッチング募集定員 b	マッチング結果 c	令和3年度マッチ率 c/b	自治医科大学大学生 d	追加採用 e	その後の増減 f	合計 g=c+d+e+f	令和3年度定員充足率 g/a
市立大津市民病院	9	9	9	2	22.2%			7	9	100.0%
大津赤十字病院	14	14	12	12	100.0%	2			14	100.0%
滋賀医科大学医学部附属病院	Aプログラム	46	46	26	71.1%	1	2	未定	35	76.1%
	Bプログラム			4						
	Cプログラム			15						
済生会滋賀県病院	9	9	9	9	100.0%				9	100.0%
滋賀県立総合病院	8	9	9	6	66.7%		3		9	100.0%
長浜赤十字病院	5	5	5	5	100.0%				5	100.0%
市立長浜病院	4	4	4	4	100.0%				4	100.0%
公立甲賀病院	5	5	5	5	100.0%				5	100.0%
彦根市立病院	4	4	4	4	100.0%				4	100.0%
高島市民病院	2	3	3	2	66.7%				2	66.7%
近江八幡市立総合医療センター	7	8	8	7	87.5%		1		8	100.0%
草津総合病院	8	9	9	9	100.0%				9	100.0%
東近江総合医療センター	4	4	4	3	75.0%				3	75.0%
JCHO滋賀病院	-	2	2	0	0.0%		2		2	100.0%
合計	125	131	128	100	78.1%	3	15	0	118	90.1%

4

県内のマッチ数と県内定着率の推移について

採用年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県内病院の当該年度の研修医募集定員	107	106	105	106	125	125	126	127	126	125	131
県内病院の当該年度の研修医マッチング採用定員	106	103	102	101	123	122	123	125	123	123	128
県内病院の当該年度のマッチ数	75	72	74	72	92	99	105	102	92	104	100
マッチ率	70.8%	69.9%	72.5%	71.3%	74.8%	81.1%	85.4%	81.6%	74.8%	84.6%	78.1%
県内の病院で採用された研修医数	77	78	75	74	90	101	101	104	102	119	-
定員充足率	72.0%	73.6%	71.4%	69.8%	72.0%	80.8%	80.2%	81.9%	81.0%	95.2%	-

初期臨床研修修了後の動向

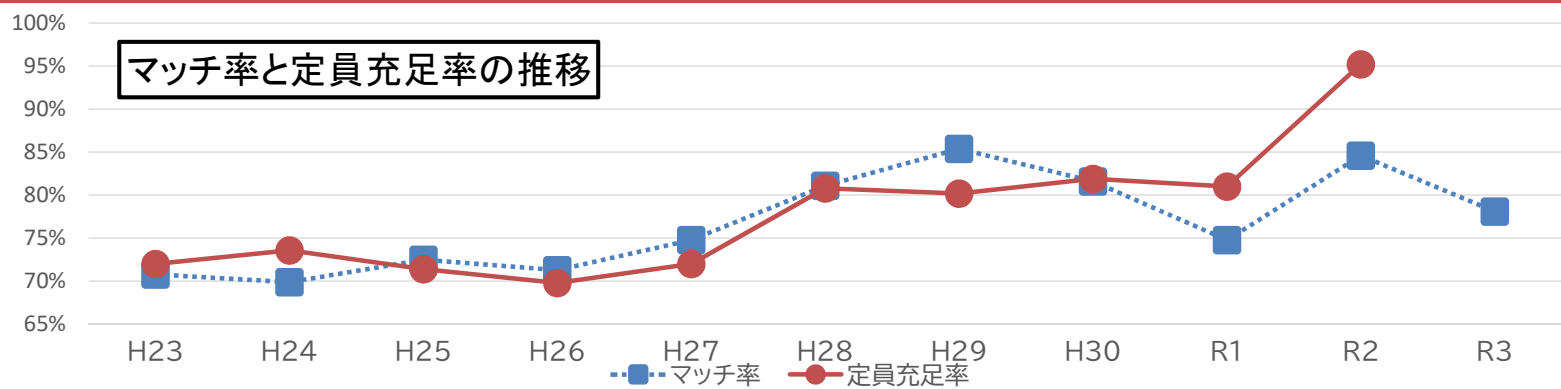
県内病院に勤務(A)	64	44	52	53	41	47	56	71	67	69
県外病院に勤務	15	23	22	17	32	27	32	28	29	31
その他			1	3				1	1	2
合計	79	67	75	73	73	74	88	100	97	102
初期研修修了後の県内定着率	81.0%	65.7%	69.3%	72.6%	56.2%	63.5%	63.6%	71.0%	69.1%	67.6%

初期研修修了後、県外病院から来る医師数

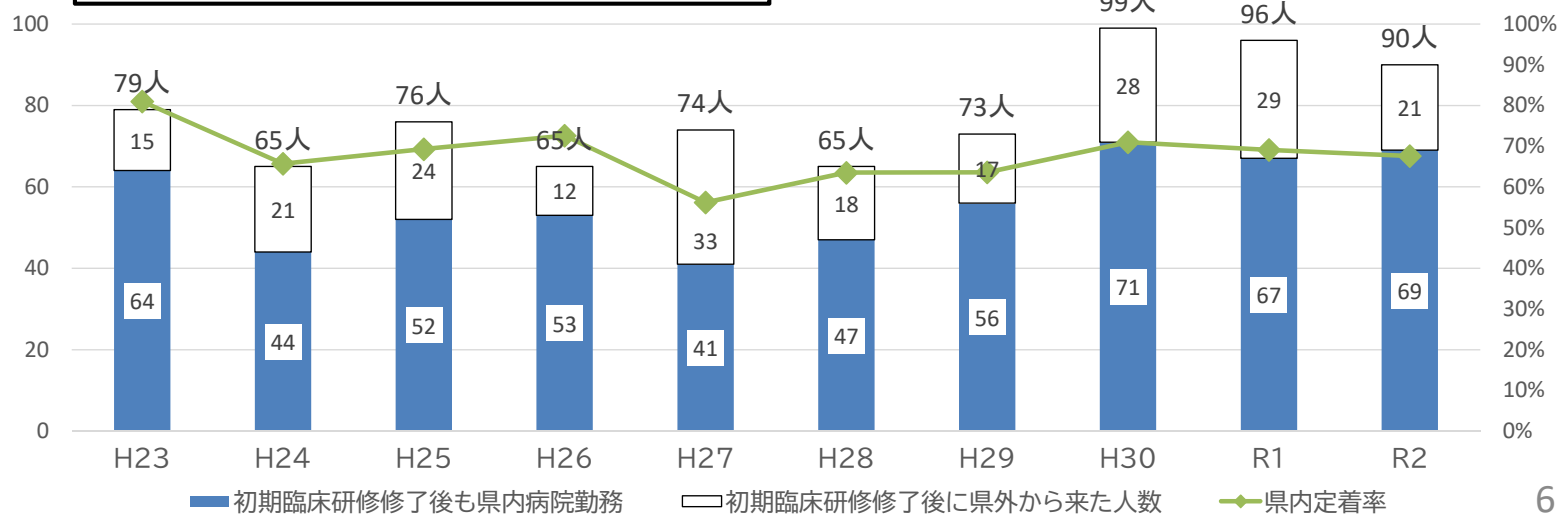
採用年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人数(B)	15	21	24	12	33	18	17	28	29	21
県内病院の3年目医師数(A+B)	79	65	76	65	74	65	73	99	96	90

5

県内のマッチ数と県内定着率の推移について



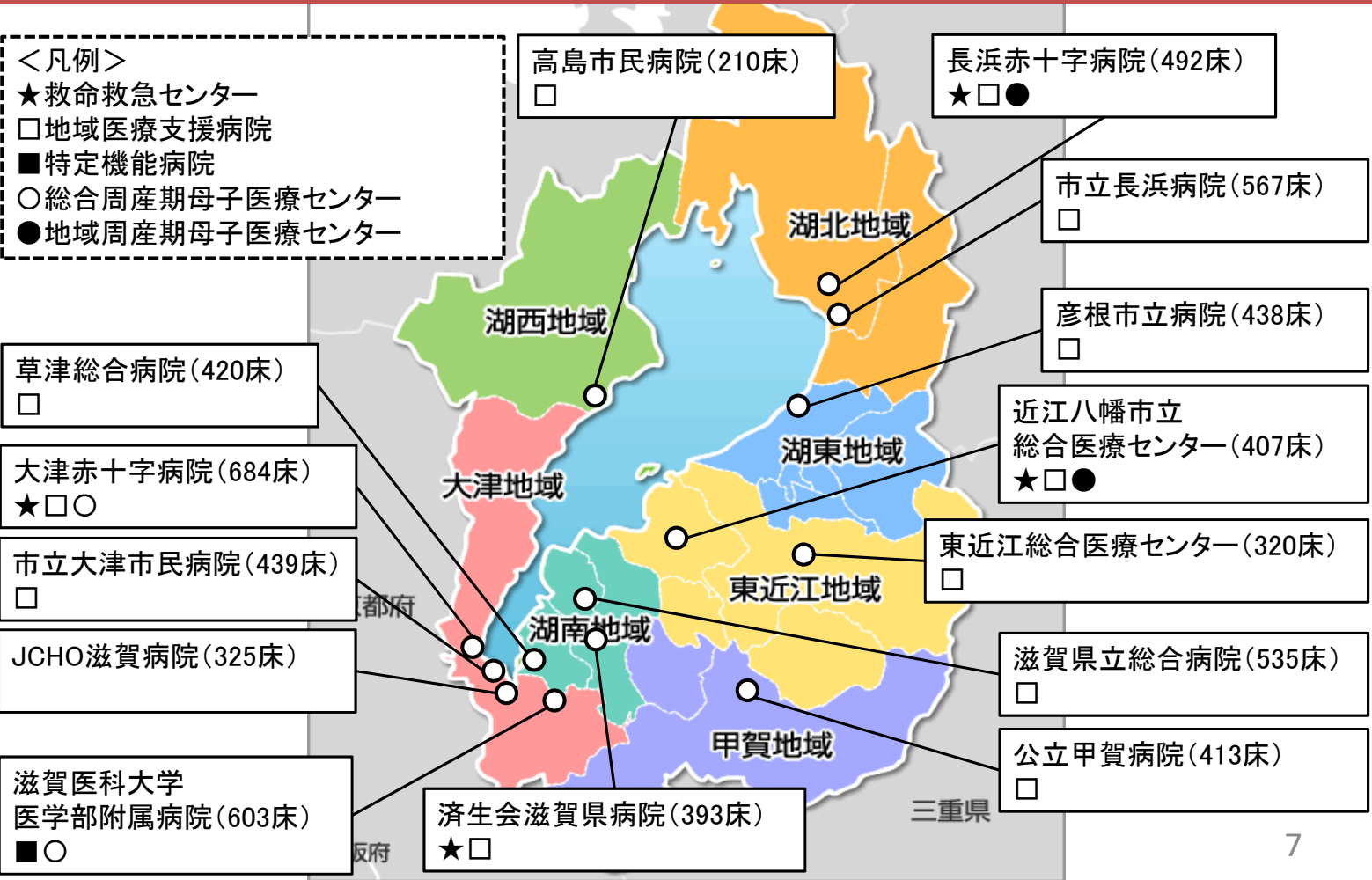
初期臨床研修修了後の県内定着率の推移



6

滋賀県内の臨床研修病院一覧(14病院)

- <凡例>
- ★救命救急センター
 - 地域医療支援病院
 - 特定機能病院
 - 総合周産期母子医療センター
 - 地域周産期母子医療センター



令和4年度から研修を開始する 研修医の募集定員(案)について

臨床研修病院の募集定員設定について

○ これまで、国が臨床研修病院ごとの定員を定めていたが、今後、国は都道府県ごとの定員を定め、都道府県が病院ごとの定員を定めることにより、地方の研修医が増加する等のメリットがある。

※ 都道府県が定員を定める際、あらかじめ厚生労働省に情報提供する仕組みを法定。

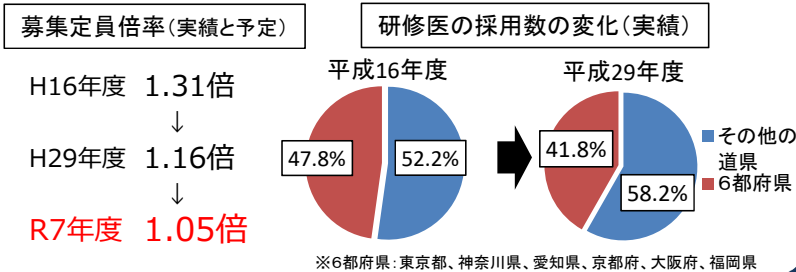
※ 公私にかかわらず地域医療への配慮がなされるよう、都道府県が定員を定める際は地対協の意見を聴くことを法定化。

都道府県間の定員調整

募集定員枠の全国的な圧縮(募集定員倍率の圧縮)

→定員充足している都市部の研修医数が減少

➡**地域の定員数が増加**



②定員算定方法の変更

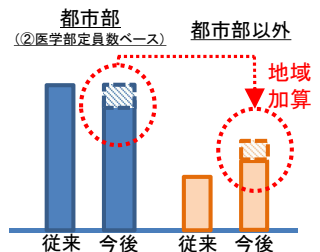
従来

①都道府県人口 又は ②医学部定員数 をベース
→②医学部定員数の多い都府県(東京等)が有利

今後

医学部定員数をベースとした臨床研修医定員を圧縮
→圧縮分を地域に加算

➡**地域の定員数が増加**



都道府県内の定員調整

国による募集定員の設定(従来)

県内病院(例)

A病院 (都市部)
定員 20
マッチ者数 17

B病院 (地方部)
定員 2
マッチ者数 2

実情にあった
定員数の設定

地域で働きたい医学生が
マッチできない

都道府県による募集定員の設定(今後)

県内病院(例)

A病院 (都市部)
定員 17(↓)
マッチ者数 17

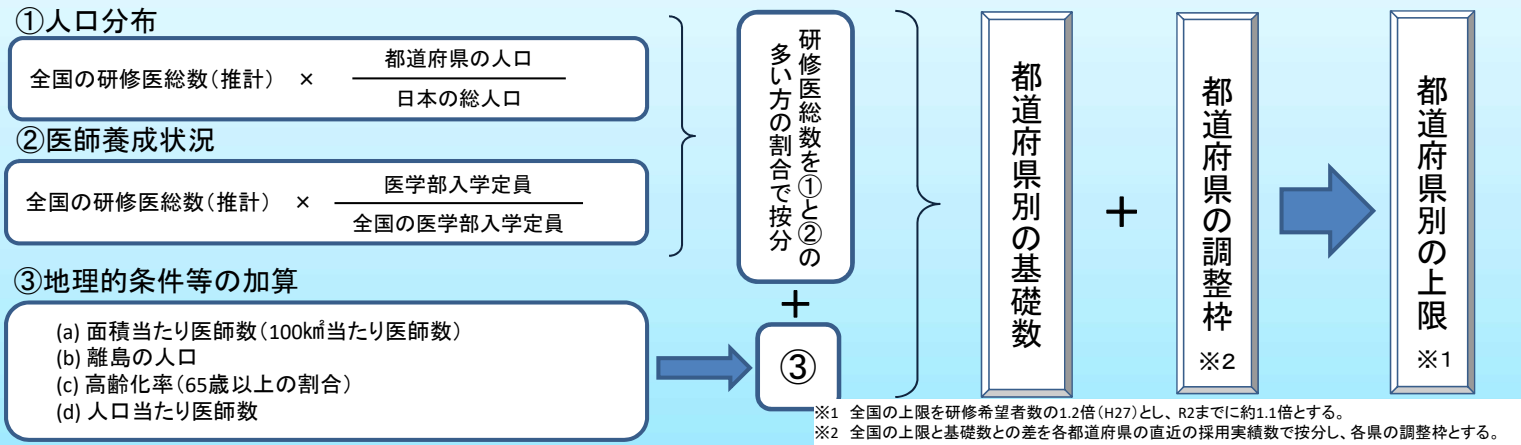
B病院(地方部)
定員 5(↑)
マッチ者数 4(↑)

地域の研修医が増加

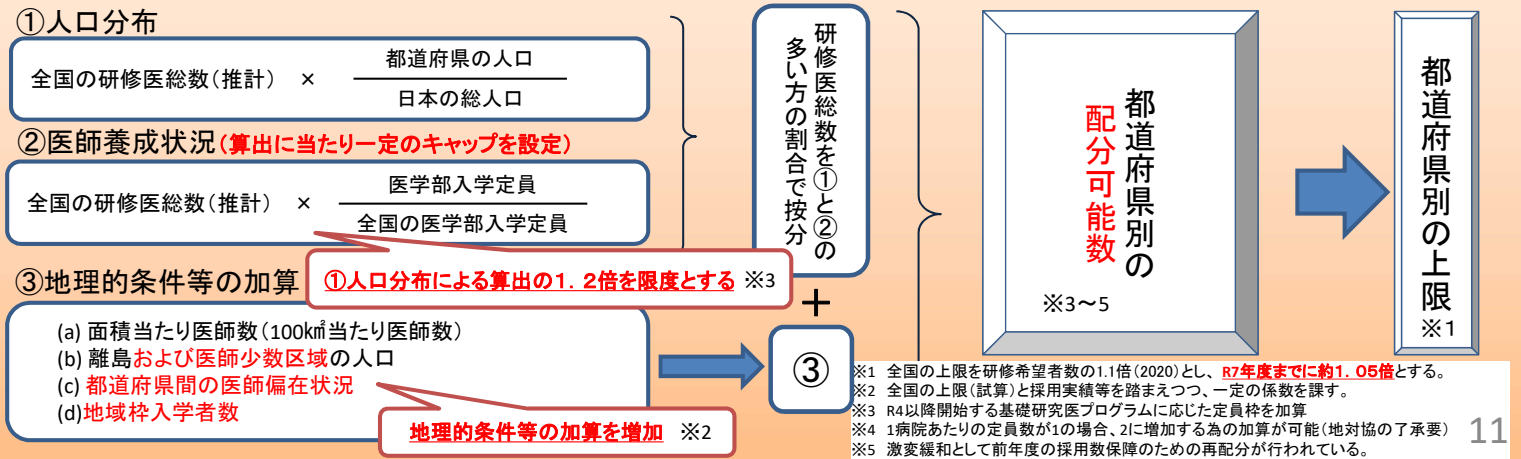
都道府県別の募集定員上限の見直しについて

(令和2年1月31日第3回医道審議会医師分科会臨床研修部会)

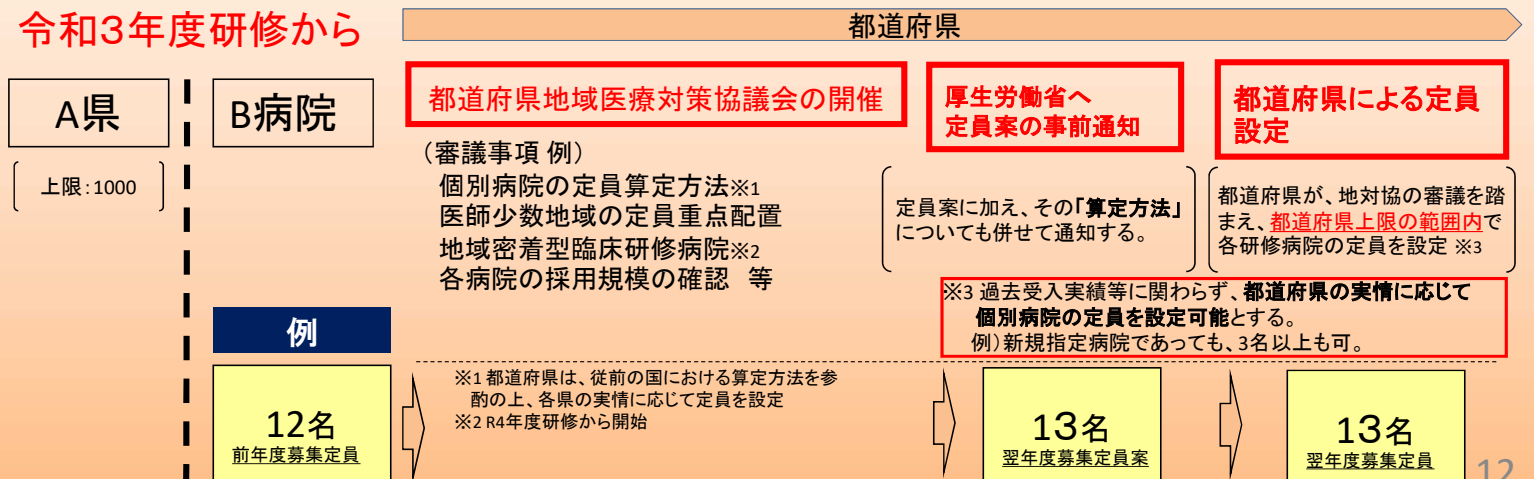
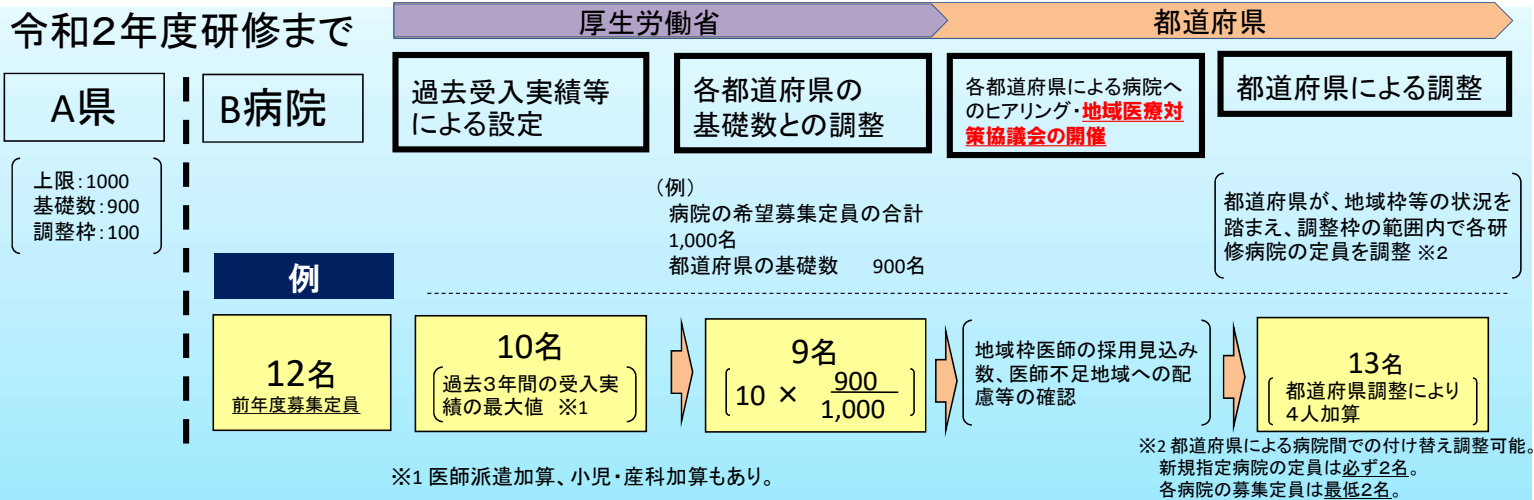
令和2年度研修まで： 研修医総数を各県に按分した数+地理的加算+都道府県調整枠=都道府県別上限



令和3年度研修から： 研修医総数を各県に按分した数+地理的加算=都道府県別上限



各臨床研修病院における募集定員の設定について



令和4年度研修 都道府県別募集定員の上限

	令和3年度 募集定員上限 ①	令和3年度 病院募集定員合計 ②	令和2年度 採用実績 ③	令和4年度 研修医総数 推計値 ④	人口分布		医師養成数		⑥と⑧のうち 多い方 ※⑧をとる場合は、⑥ の1.2倍が上限 ⑨
					人口 ⑤	研修医総数推計値 を人口割合で按分 ⑥	令和3年度 医学部定員 ⑦	研修医総数 推計値を医学部 定員割合で按分 ⑧	
滋賀県	139	131	119		千人 1,414	人 100	人 110	人 107	人 107
全 国	11,949	-	-	8,946	126,167	-	9,211	-	9,607

	研修医総数 推計値を ⑨で按分 ⑩	地域枠加算 (H28奨学金貸与者× 1.08) ⑪	地理的条件等の加算						激変緩和 (前年度採用 数保障)※3 ⑬
			100km当たり 医師数 ⑫	面積当たりの 医師数による 加算(係数0.1と 0.07) ⑬=⑩×0.1or0.07	離島人口 ⑭	離島人口による 加算 (係数6) ⑮=⑭×⑭/⑤×6	医師少数 区域の 人口に応じた 配分※1 ⑯	医師偏在 状況に応じた 配分※2 ⑰	
滋賀県	99	9	80.0	7	282	1	0	13	▲1
全 国	-	-	82.5	-	624,214	-	113	666	▲301

	令和4年度 都道府県上限 (当初) ⑩+⑪+⑬+ ⑮+⑰+⑱	激変緩和による 都道府県上限の加算※4 ⑲	令和4年度 都道府県上限 (加算後) ⑲+⑲	令和3年度 上限との差 ⑲-⑲	令和2年度 採用実績との差 ⑲-⑲
滋賀県	128	3	131	▲8	12
全 国	11,287	-	-	-	-

・面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合に加算。

・地理的条件等の加算と都道府県調整枠のバランスをとる観点から、地理的条件等加算に係数を乗じている。

※1 ⑮配分後の定数残779人のうち、14.5%(医師少数地域の人口18,291千人/全国総人口126,167千人の割合)を配分 779×14.5%≒113(滋賀県は少数区域がないため、配分なし)

※2 ⑯配分後の定数残666人を、各都道府県の医師偏在状況に応じて按分

※3 ⑰配分後に定員上限が前年度の採用数を下回った都道府県に対して保障を行うため、各都道府県の「今回配分上限と前年度採用実績の差」から不足分301枠を按分して引き上げ

滋賀県(131-121)=10 全国の上限-前年実績=2,346 (10/2,346)×301=1

※4 ⑲令和4年度の募集定員上限⑲が、令和3年度の各都道府県が定めた臨床研修病院の募集定員の合計を下回る都道府県において、都道府県が募集定員上限の追加を希望する場合に限り、令和3年度の募集定員の合計を限度として、令和4年度の募集定員上限に最大5人を加えることが可能

13

1. 現状

- (1) 令和4年度の滋賀県の募集定員上限は、131人
- (2) 権限移譲に伴い、都道府県における病院ごとの募集定員の設定については、権限移譲前の算定方法を参酌し都道府県が定めることとなった。

2. 方針(前提)

- (1) 算定方法については、昨年度に引き続き、従前の方法を踏襲するものとする。
- (2) 各臨床研修病院に対して意向調査を実施し、これを踏まえ、過去の実績等を勘案の上、配分する。
- (3) 各病院の希望数合計数が定員上限を超えない場合は、その数を令和4年度の募集定員数とする。
- (4) 自治医大卒業予定者については、研修希望病院に枠内での採用を依頼。

※各病院とは事前に大学とのたすき掛けや指導医数、施設設備等の状況を踏まえ十分調整を行っている。

3. 今後の手続

地域医療対策協議会の審議を踏まえ、最終の配分結果は4月30日までに各病院に通知。

令和4年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

(単位:人)

	R3年度募集定員上限	R3年度病院募集定員合計(※1)	R2年度採用実績	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学定員で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算		基本となる数と加算の合計(仮上限)	R4募集定員上限(※5)	
						地理的条件(100kmあたりの医師数、離島の人口)による加算(※4)	医師少数区域の人口、都道府県間の医師偏在状況に応じた加算			
				①	②	③-1	③-2	④	⑤	
						③		④		
								①+②+③		
北海道	457	457	352	347	32	38	19	436	425	北海道
青森	173	150	86	99	35	10	22	166	156	青森
岩手	172	131	61	97	37	10	24	168	154	岩手
宮城	242	231	175	183	21	14	19	237	229	宮城
秋田	151	109	74	77	31	8	21	137	129	秋田
山形	141	115	68	85	22	10	19	136	127	山形
福島	216	166	102	122	55	13	22	212	198	福島
茨城	276	251	163	189	51	0	29	269	255	茨城
栃木	208	190	163	128	14	9	20	171	170	栃木
群馬	187	149	98	128	17	9	19	173	163	群馬
埼玉	557	504	409	485	36	0	26	547	529	埼玉
千葉	485	475	417	413	51	0	19	483	475	千葉
東京	1,358	1,364	1,351	1,103	26	7	21	1,157	1,351	東京
神奈川	662	663	652	607	15	0	14	636	652	神奈川
新潟	249	192	96	147	37	23	27	234	216	新潟
富山	125	115	81	83	11	6	14	114	110	富山
石川	135	139	108	90	18	7	13	128	125	石川
福井	106	103	48	61	12	5	15	93	87	福井
山梨	132	83	58	64	48	5	14	131	122	山梨
長野	194	182	140	135	16	10	20	181	176	長野
岐阜	211	206	137	131	40	10	18	199	191	岐阜
静岡	310	300	265	241	30	1	22	294	290	静岡
愛知	566	569	551	499	33	1	17	550	551	愛知
三重	190	153	128	118	50	10	16	194	186	三重
滋賀	139	131	119	99	9	8	13	129	128	滋賀
京都	248	256	270	194	8	0	11	213	248	京都
大阪	632	649	627	582	14	0	12	608	627	大阪
兵庫	417	419	425	361	17	2	13	393	417	兵庫
奈良	144	144	118	103	11	0	13	127	126	奈良
和歌山	117	120	101	73	41	6	13	133	129	和歌山
鳥取	103	86	38	44	26	4	12	86	80	鳥取
島根	105	81	53	53	37	11	14	115	107	島根
岡山	199	203	194	150	8	12	12	182	194	岡山
広島	232	215	166	185	23	3	13	224	217	広島
山口	153	137	95	106	22	9	16	153	146	山口
徳島	97	79	49	58	16	6	13	93	87	徳島
香川	121	110	62	76	17	9	14	116	109	香川
愛媛	157	157	82	104	21	12	14	151	142	愛媛
高知	99	99	56	55	36	5	13	109	102	高知
福岡	424	424	381	398	3	1	12	414	410	福岡
佐賀	93	90	69	65	4	1	13	83	81	佐賀
長崎	169	144	118	105	16	30	13	164	158	長崎
熊本	157	147	83	115	13	10	14	152	143	熊本
大分	135	111	83	90	14	8	14	126	120	大分
宮崎	136	102	56	85	16	7	19	127	118	宮崎
鹿児島	192	149	108	109	18	41	15	183	173	鹿児島
沖縄	177	177	139	106	16	29	12	163	160	沖縄

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。

(※2)「研修医総数推計値」は、令和4年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出。

→令和4年度研修の希望者数推計値 10,052人×0.89=8946人

(※3)①都道府県が奨学金を貸与しており、かつ、都道府県での従事要件の課されている者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.08)を乗じて算出。

(※4)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算。

(※5)④から⑤への計算は、前年度採用数等の保証による激変緩和のための加減であり、増加する都道府県の定員数の合計を、他の都道府県の仮上限から、当該都道府県の仮上限と前年度採用実績との差に応じて減ずることにより調整。

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

(※7)医師偏在指標に対しては、面積・離島・山間部等の地理的条件や、教育や研究を臨床と併せて行っている医師の勤務の状況等を十分には踏まえていないという指摘がある。臨床研修定員の算定に当たってはこれらの課題について一定程度対応しているが、医師偏在指標については、今後、これらの課題を整理の上で、指標や当該指標を活用した施策において地域の実状をより正確に反映する手法について引き続き検討することとしている。

(※8)基礎研究医プログラムは、募集定員上限の枠外に設定できることとする。

令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院名	所在地	開設者	R3年度募集定員	研修医受入実績(他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)			①~③の 最大値	医師派遣 加算	4年度の 定員 A 通知 23(3)7	都道府県 募集定員 の基礎数B	Aの値の 合計(A') がBを超 える場合 は調整 (=A× B/A'。端 数四捨五 入)	病院が 希望す る募集 定員C	調整後の 4年度の 定員A 通知 23(3)イ	小児科・産 科プログラム 分加算 ※加算を希望 する病院は左 欄に○を記載 している	小児科・ 産科プロ グラム分 加算後	都道府 県調整	R4年度 募集定員	増減 (前年 度比)	基礎 研究 医プロ グラム 分	基礎 医反 映後	備考メモ	
				30年度 受入数	元年度 受入数	2年度 受入数																①
市立大津市民病院	大津市	地方独立 行政法人	9	9	9	9	9	9		9	9	9	9		9		9			9		
大津赤十字病院	大津市	日本 赤十字社	14	13	13	13	13	13		13	13	14	13		13	1	14			14		
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	国立 大学法人	42	33	29	41	41	41		41	40	38	38	○	38		38	▲ 4		42	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内	
滋賀医科大学医学部附属病院(小・産)	大津市	国立 大学法人	4	4	1	3									4		4		1	1		
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	栗東市	済生会	9	9	9	9	9	9		9	9	10	9		9	1	10	1		10		
滋賀県立総合病院	守山市	都道府県	9	8	8	8	8	8		8	8	10	8		8	2	10	1		10		
長浜赤十字病院	長浜市	日本 赤十字社	5	4	4	5	5	5		5	5	5	5		5		5			5	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内	
市立長浜病院	長浜市	市町村	4	3	4	4	4	4		4	4	6	4		4	2	6	2		6		
公立甲賀病院	甲賀市	地方独立 行政法人	5	2	2	4	4	4		4	4	5	4		4	1	5			5		
彦根市立病院	彦根市	市町村	4	1	3	3	3	3		3	3	4	3		3	1	4			4		
高島市民病院	高島市	市町村	3	1	2	1	2	2		2	2	3	2		2	1	3			3		
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	市町村	8	7	7	7	7	7		7	7	8	7		7	1	8			8		
社会医療法人誠光会 草津総合病院	草津市	医療法人	9	6	7	8	8	8		8	8	9	8		8	1	9			9		
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	独立 行政法人	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4		4		4			4		
独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市	独立 行政法人	2									2				2	2			2		
滋賀県 計			131	104	102	119	117		117	113	116	127	114		4	118	13	131		1	132	
																	都道府県上限(基礎研究医プログラム除く)→	131				
																	定員の残数→					

- 「小児科・産科プログラム加算」欄は、⑦まで計算した値が20以上(⑥の調整を行った病院で加算を希望する場合は16以上)の場合に、加算(+4)している。
- 「基礎研究医プログラム」の定員数は、募集定員の枠外に設定する。
- 「地域医療重点プログラム」の定員数は、募集定員の内数に含めることとする。(滋賀医科大学医学部附属病院、長浜赤十字病院)
- 自治医科大学卒業生の受け入れについては、募集定員の内数に含めることとする。(自治医大卒業生の受け入れについては対象病院に別途依頼。)

滋賀県医師キャリア形成プログラムの変更について

キャリア形成プログラムの概要

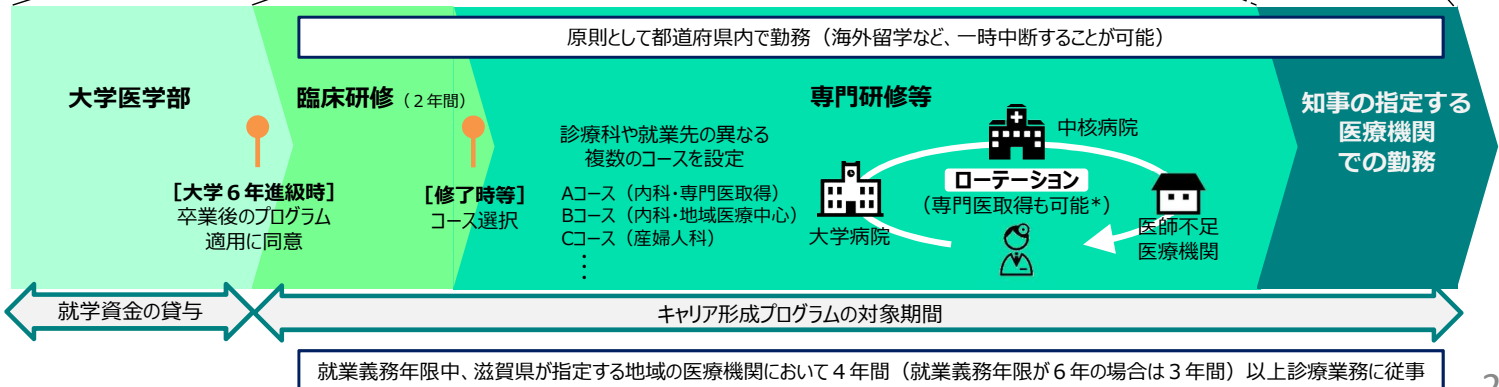
目的

「医師派遣による地域医療の確保」と「派遣医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立

対象者

適用対象者	貸与期間	就業義務年限	知事が指定する医療機関での勤務期間
滋賀県医学生修学資金貸与者	4年	6年	就業義務年限の5年目と6年目
滋賀県医師養成奨学金貸与者	6年	9年	就業義務年限の6年目以降

イメージ



滋賀県医学生向け貸付金制度の概要①

滋賀県医学生修学資金

- 貸付対象者
全国の大学医学部在籍者
- 貸与枠
6名
- 貸与期間、貸与額
3年生～6年生(4年間) 年額180万円(総額720万円)
- 返還免除条件
県内医療機関に6年間勤務すること。また、5年目以降は知事指定医療機関で勤務すること。
※H29までに貸与を開始した者は5年間。知事指定医療機関での勤務は4年目以降。

滋賀県医師養成奨学金

- 貸付対象者
滋賀医科大学医学部在籍者
- 貸与枠
11人
- 貸与期間、貸与額
1年生～6年生(6年間) 年額180万円(総額1,080万円)
- 返還免除条件
県内医療機関に9年間勤務すること。また、6年目以降は知事指定医療機関で勤務すること。

3

滋賀県医学生向け貸付金制度の概要②

一時中断

義務年限に算入されないが、義務履行中に以下の理由による一時中断が可能。

- ① 大学院(医学を履修する課程に限る。)に在籍しているとき。(県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は中断にならない)
- ② 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修(臨床研修を除く)を受けているとき
- ③ 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき
- ④ 産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき
- ⑤ 県内の病院以外の医療機関において診療業務に従事しているとき(臨床研修除く)
- ⑥ 疾病・負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき

【一時中断できる上限年数】

適用対象者	①に該当する期間	②～⑥に該当する期間	最大年数
滋賀県医学生修学資金 貸与者	4年	合計3年	7年
滋賀県医師養成奨学金 貸与者	4年	合計4年	8年

4

キャリア形成プログラム義務適用者の推計について

キャリア形成プログラム義務適用者

- ①平成30年度以降に滋賀県医学生修学資金(貸与年数4年:義務年限6年)の貸与を開始した者。
- ②平成30年度以降に滋賀県医師養成奨学金(貸与年数6年:義務年限9年)の貸与を開始した者。
- ③平成31年度以降に自治医科大学医学部に入学した者。

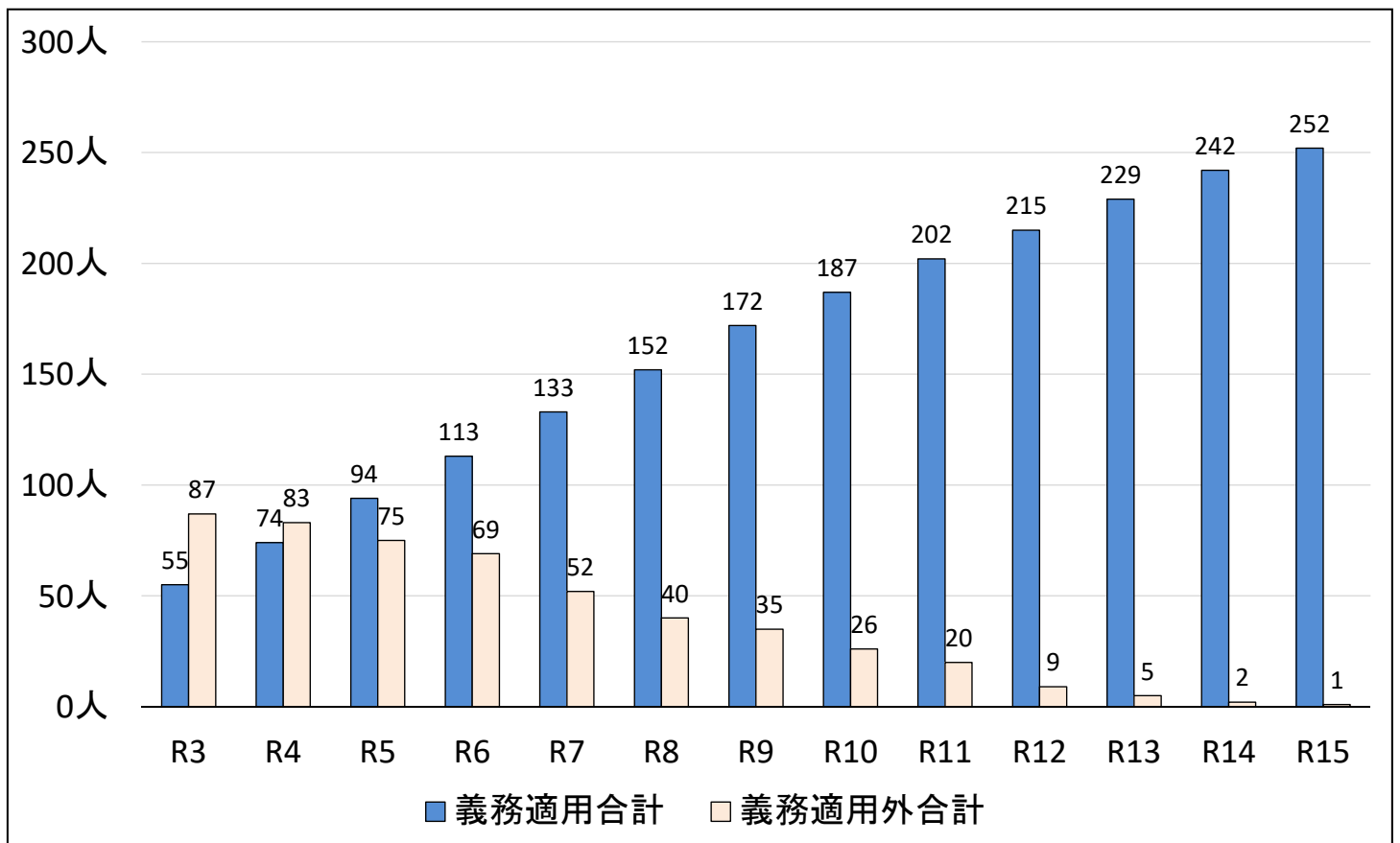
キャリア形成プログラム個別プログラム作成手順

- ・対象者が医学部6年生に進級した際に、プログラムの適用について書面により同意。
- ・対象者は臨床研修2年目の9月までに志望する診療科を選択し、これを基に個別プログラムを作成。
- ・作成した個別プログラムについて地域医療対策協議会の承認を得る。

今後の適用スケジュール

種別	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
①の者	6年生	臨研1	臨研2	医師3	医師4	医師5	医師6						
	同意		個別P作成				義務終了						
②の者	4年生	5年生	6年生	臨研1	臨研2	医師3	医師4	医師5	医師6	医師7	医師8	医師9	
			同意		個別P作成							義務終了	
③の者	3年生	4年生	5年生	6年生	臨研1	臨研2	医師3	医師4	医師5	医師6	医師7	医師8	医師9
				同意		個別P作成							義務終了

キャリア形成プログラム義務適用者(①~③)の推計について



- ・厚生労働省の示すキャリア形成プログラムの運用指針において、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生の意見を聴くものとされている。
- ・46名に意見聴取を行った。
(臨床研修1年目医師16名、キャリア形成プログラムが適用となる学生30名)
- ・うち、5名から意見の提出があった。

主な意見

- ・その診療科の先生の具体的なキャリアパスや勤務内容の情報があれば参考になります。(学生:5年生)
- ・「プログラム適用対象者は、就業義務年限中、原則としてB群に分類する医療機関で4年間(義務年限が6年または7年の者は3年間)以上勤務する必要がある。」という内容について、プログラム内容が未定であった時から修学資金貸与開始となった者にプログラムが義務的に適用されるのは避けていただきたい。特に、平成30年度開始者は初期臨床研修先決定が迫っており、これからA・B群の勤務地を考慮して初期臨床研修先を決め直すのは困難なため、B群に分類される医療機関での勤務の指定を免除または緩和していただきたい。(学生:5年生)
- ・専門医研修を受けられる体制が病院ごとにどれくらい整っているのか心配に思っている。(学生:5年生)

滋賀県医師キャリア形成プログラム

(案)

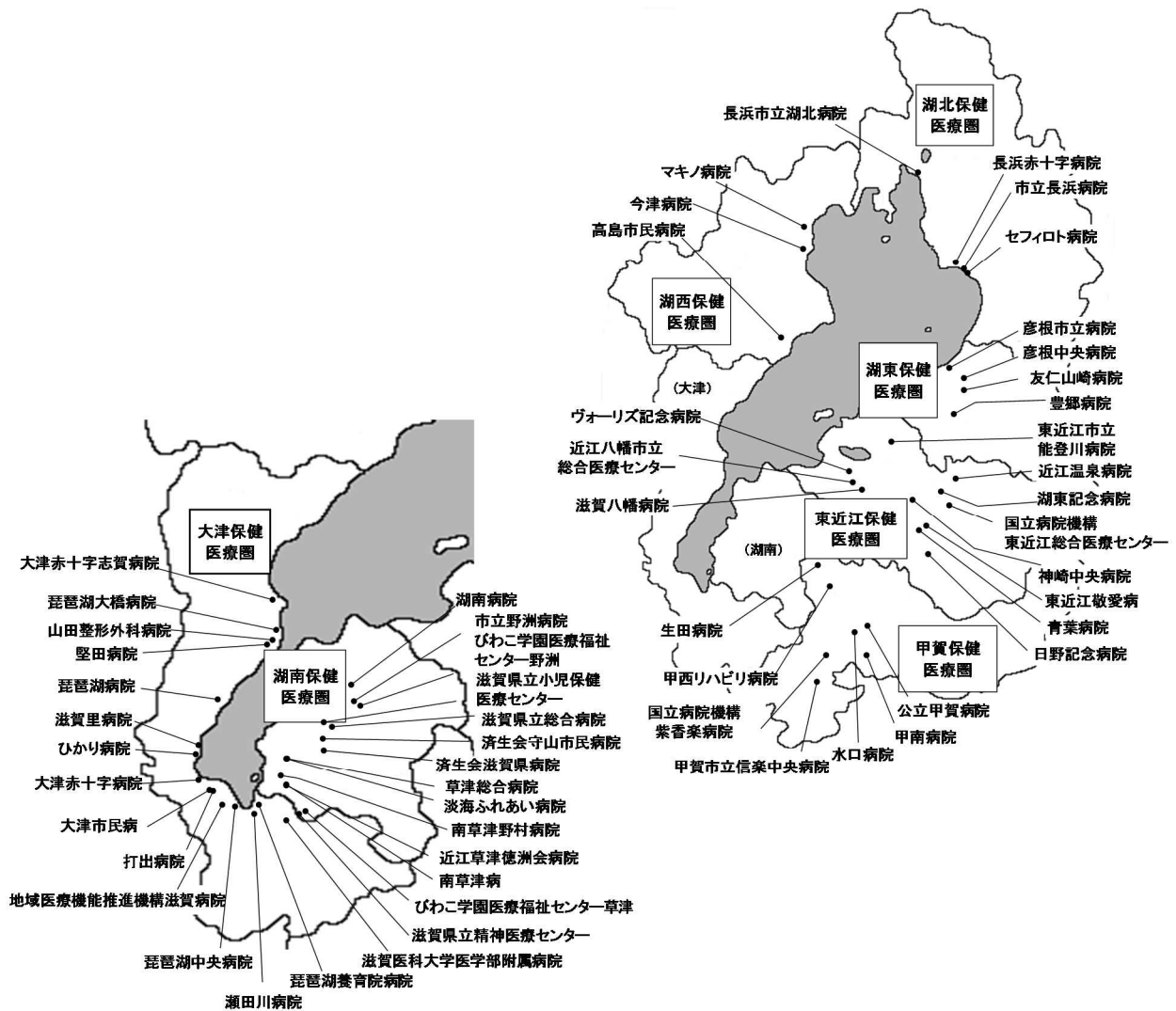
滋賀県医師キャリアサポートセンター

目次

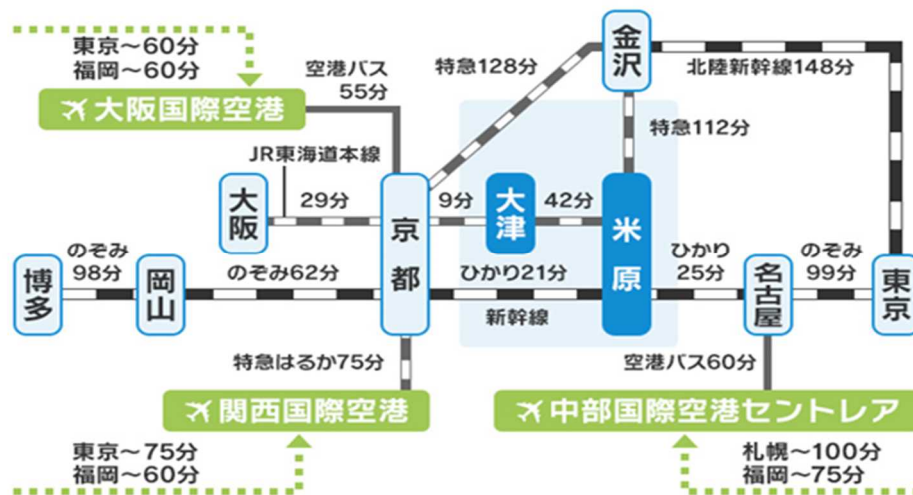
滋賀県内の保健医療圏と病院所在地	・ ・ ・	1
滋賀県へのアクセス	・ ・ ・	1
1. 基本事項	・ ・ ・	2
2. 診療科別基本プログラム	・ ・ ・	7
○内科		
・ 循環器内科	・ ・ ・	7
・ 呼吸器内科	・ ・ ・	11
・ 消化器内科	・ ・ ・	15
・ 血液内科	・ ・ ・	19
・ 糖尿病・内分泌内科	・ ・ ・	23
・ 腎臓内科	・ ・ ・	27
・ 脳神経内科	・ ・ ・	31
○小児科	・ ・ ・	35
○皮膚科	・ ・ ・	39
○精神科	・ ・ ・	43
○外科		
・ 消化器外科	・ ・ ・	47
・ 乳腺一般外科	・ ・ ・	51
・ 心臓血管外科	・ ・ ・	55
・ 呼吸器外科	・ ・ ・	59
○整形外科	・ ・ ・	63
○産婦人科	・ ・ ・	67
○眼科	・ ・ ・	71
○耳鼻咽喉科	・ ・ ・	75
○泌尿器科	・ ・ ・	79
○脳神経外科	・ ・ ・	83
○放射線科	・ ・ ・	87
○麻酔科	・ ・ ・	91
○病理	・ ・ ・	95
○救急科	・ ・ ・	99
○リハビリテーション科	・ ・ ・	103

※下記の基本診療科は順次作成予定
形成外科、総合診療

【滋賀県内の保健医療圏と病院所在地】



【滋賀県へのアクセス】



1. 基本事項

(1) プログラムの目的

滋賀県医師キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）は、下記の目的を達成するため、滋賀県医師キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）において策定する。

- ・ 就業義務年限中のキャリアパスや取得可能な資格・技能を予め明示することにより、修学資金貸与者等のキャリア形成を支援し、本県の地域医療を支える人材を育成する。
- ・ 修学資金貸与者等の県内医療機関への就業や定着を促すとともに、滋賀県が指定する地域の医療機関への派遣により県内の医師偏在解消を図る。

(2) プログラム適用対象者

プログラムは、次に掲げる者に対し適用する。

- ① 滋賀県医学生修学資金（全国の医学部在籍者を対象とした修学資金）貸与者
- ② 滋賀県医師養成奨学金（滋賀医科大学医学部在籍者を対象とした奨学金）貸与者

※ プログラムが義務的に適用されるのは、平成 30 年度以降に滋賀県医学生修学資金および滋賀県医師養成奨学金の貸与を開始した者。

※ 今後、自治医科大学医学部を卒業した医師も適用予定。

※ その他プログラムの適用を希望する者については個別に対応する。

(3) プログラムの内容

ア プログラム参加期間

貸与を受けていた修学資金の貸与要綱等に規定する就業義務年限と同期間をプログラム参加期間とする。

適用対象者	就業義務年限	知事が指定する医療機関での勤務期間
滋賀県医学生修学資金貸与者	6 年（※1）	就業義務年限の 5 年目および 6 年目（※1）
滋賀県医師養成奨学金貸与者	9 年（※2）	就業義務年限の 6 年目以降

※1) 平成 29 年度までに貸与を開始した者は 5 年。知事が指定する医療機関での勤務期間は就業義務年限の 4 年目および 5 年目

※2) 滋賀医科大学医学部学士編入学者で、令和元年度までに貸与を開始した者は 7 年。

注 1) 修学資金等を貸与していないプログラム適用希望者については、滋賀県医師養成奨学金貸与者に準じ 9 年間のプログラム参加を推奨することとする。

注 2) 就業義務年限中、滋賀県が指定する地域の医療機関において 4 年間（就業義務年限が 6 年または 7 年の場合は 3 年間）以上診療業務に従事する。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ キャリア形成支援の対象となる診療科

プログラムの対象とする診療科は、(一社)日本専門医機構が定めた専門研修プログラムにおける19の基本診療科のうち、滋賀県内に基幹施設がある診療科とする。

貸与を受けている資金の貸与要綱において特段の定めがない場合に限り、診療科の選択について制限は設けない。

※本県に基幹施設の無い基本診療科を選択する場合は、個別に対応する。

ウ 身分・待遇

プログラム適用対象者は、就業義務年限中は、原則として研修・勤務を行う医療機関の職員として雇用され、当該施設の勤務条件に従って処遇される。

エ 一時中断

プログラム適用対象者は、センターと十分に調整の上、次に掲げる理由によりプログラムの適用を一時中断することができる。ただし、プログラムの中断期間は、就業義務年限に算入しない。

- ① 大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍しているとき。（県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は中断にならない）
- ② 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く）を受けているとき
- ③ 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき
- ④ 産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき
- ⑤ 県内の病院以外の医療機関において診療業務に従事しているとき（臨床研修除く）
- ⑥ 疾病・負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき

なお、一時中断ができる上限年数は、貸与を受けていた修学資金の貸与要綱の規定に従い、下記のとおりとする。

適用対象者	①に該当する期間	②～⑥に該当する期間	最大年数
滋賀県医学生修学資金 貸与者	4年	合計3年	7年
滋賀県医師養成奨学金 貸与者	4年	合計4年	8年

※修学資金等の貸与を伴わないプログラム適用者については、個別に対応する。

(4) プログラムの選択・策定

ア 基本プログラムの設定

診療科別に基本となるプログラムを作成し、下記のコースパターンを設定する。

①基本コース

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献する。

②地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通して、地域医療に必要な能力の取得を目的とする。

③大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、就業義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指す。

イ 基本プログラムの策定

基本プログラムはセンターで策定し、滋賀県地域医療対策協議会において決定する。基幹施設や連携施設の変更・追加があった場合は、同様の手続きにより決定する。

ウ 個別プログラムの策定

基本プログラムを基に、プログラム適用対象者ごとの個別プログラムを策定する。

①センターは、プログラム適用対象者のキャリア形成を支援するため、定期的に面談を実施するとともに、将来の進路に関する希望等について確認・助言を行う。

②センターは、プログラム適用対象者となる医学生が6年生に進級した際に、プログラムの適用について書面により同意を求める。

③プログラム適用対象者は、臨床研修2年目の9月までに志望する診療科を選択する。

④センターは、プログラム適用者が選択した診療科において、県内医療機関での研修・勤務とキャリア形成が両立できるよう、基本プログラムを基に個別プログラムを策定する。

⑤プログラム適用対象者ごとの個別プログラムは、滋賀県地域医療対策協議会の承認を得てから開始する。

⑥個別プログラム適用後も、センターはプログラム適用対象者と毎年度面談を実施し、本人の希望や県内の医師充足状況を踏まえ、個別プログラムを修正する。

⑦知事が指定する医療機関での勤務期間中の派遣先病院は、センターで選定し、滋賀県地域医療対策協議会で決定する。派遣先病院の選定にあたっては、プログラム適用対象者との面談結果を踏まえ、関連する大学医局と調整を行う。

(5) 研修・勤務先医療機関

ア 共通事項

- ・ 県内医療機関のうち、大津・湖南圏域に所在する医療機関をA群、それ以外の圏域に所在する医療機関をB群とする。なお、この病院群の区分は、県内の医師充足状況等により変動する可能性がある。
- ・ プログラム適用対象者は、就業義務年限中、原則としてB群に分類する医療機関で4年間(義務年限が6年または7年の者は3年間)以上勤務する必要がある。ただし、

滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ 臨床研修

- ・大学卒業後、医師臨床研修マッチング協会が定めるマッチングの手続きに従い、県内にある表1の基幹型臨床研修病院等において臨床研修を実施する。

<表1 滋賀県内の基幹型臨床研修病院等>

圏域名	病院名
大津	市立大津市民病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院
湖南	草津総合病院、滋賀県立総合病院、済生会滋賀県病院
甲賀	公立甲賀病院
東近江	東近江総合医療センター、近江八幡市立総合医療センター
湖東	彦根市立病院
湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市民病院

- ・臨床研修病院の選択は、原則として自由とする。なお、B群に分類される基幹型臨床研修病院で研修を受けた場合は、臨床研修の期間もB群での勤務期間として算入する。

ウ 専門研修

- ・プログラム適用対象者は、臨床研修修了後、原則として県内基幹施設の専門研修プログラムに登録することとする。

※本県に基幹施設の無い基本診療科を選択する場合は個別に対応する。

エ 知事が指定する医療機関

- ・知事が指定する医療機関については、次頁の表2に掲げる医療機関のうち、原則としてB群に分類される医療機関とする。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

<表2 知事が指定する医療機関（滋賀県医学生修学資金貸与要綱第8条第1項第1号および滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第5条第1項第1号に規定する医療機関）>

医療機関名	所在地による分類	公的医療機関	医療法第31条に規定する	国立行政法人国立病院機構が開設する病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院	床3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院	総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期協力病院	小児救急医療支援事業参加病院	精神科救急医療輪番病院	二次救急医療病院群輪番制参画病院	災害拠点病院	重症障害児施設として指定されている病院	(一社)日本専門医機構が認定した総合診療専門プログラムにおける基幹施設・連携施設
市立大津市民病院	大津市	A	○			○		○			○	○		
大津赤十字病院	大津市	A	○			○		○	○		○	○		○
大津赤十字志賀病院	大津市	A	○											
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	A			○			○			○	○		○
滋賀里病院	大津市	A								○				
(独)地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市	A									○			○
瀬田川病院	大津市	A								○				
琵琶湖病院	大津市	A								○				
琵琶湖大橋病院	大津市	A									○			
近江草津徳洲会病院	草津市	A							○					
草津総合病院	草津市	A				○		○			○	○		
滋賀県立精神医療センター	草津市	A	○							○				
びわこ学園医療福祉センター草津	草津市	A											○	
滋賀県立小児保健医療センター	守山市	A	○											
滋賀県立総合病院	守山市	A	○			○								
済生会守山市市民病院	守山市	A	○						○		○			
済生会滋賀県病院	栗東市	A	○			○		○	○		○	○		
湖南病院	野洲市	A								○				
びわこ学園医療福祉センター野洲	野洲市	A											○	
市立野洲病院	野洲市	A	○								○			
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	B	○											○
公立甲賀病院	甲賀市	B	○			○		○	○		○	○		
(独)国立病院機構 紫香楽病院	甲賀市	B		○										
水口病院	甲賀市	B								○				
ヴォーリス記念病院	近江八幡市	B												○
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	B	○			○		○	○		○	○		○
滋賀八幡病院	近江八幡市	B								○				
(独)国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	B	○			○		○	○		○			○
湖東記念病院	東近江市	B									○			
東近江敬愛病院	東近江市	B									○			
東近江市立能登川病院	東近江市	B	○								○			
日野記念病院	日野町	B							○		○			
彦根市立病院	彦根市	B	○			○		○	○		○	○		
彦根中央病院	彦根市	B									○			
友仁山崎病院	彦根市	B									○			
豊郷病院	豊郷町	B									○	○		
市立長浜病院	長浜市	B	○			○		○	○		○			
セフィロト病院	長浜市	B								○				
長浜赤十字病院	長浜市	B	○			○		○	○		○	○		○
長浜市立湖北病院	長浜市	B	○								○			○
高島市民病院	高島市	B	○			○		○	○		○	○		○

※総合診療の専門研修を受講する者のみ、下記の診療所も指定可能とします。

大津ファミリークリニック	大津市	A												○
医療生協こうせい駅前診療所	湖南市	B												○
弓削メディカルクリニック	竜王町	B												○
地域包括ケアセンターいぶき	米原市	B	○											○
米原市地域包括医療福祉センター	米原市	B	○											○
浅井東診療所	長浜市	B	○											○
中之郷診療所	長浜市	B	○											○
高島市民病院朽木診療所	高島市	B	○											○

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ Generalistの視点から全人的な診療を身につけ、内科専門医の取得をめざし地域を支える活躍を目指します。
- ・ その他、循環器疾患症例を経験することで、循環器専門医資格や個別手技の専門医資格取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、基本的な診療技能を身につけ、内科専門医資格を取得する。
- ・ 専門医として、心血管疾患患者の診療を通じて地域に貢献する循環器専門医として活躍する。
- ・ 地域医療に貢献するため、生活指導まで視野に入れた健康管理・予防医学と日常診療を実践する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **内科専門医**
【要件】内科専門医受験資格に向けて工夫されており、卒後5～6年で内科専門医を目指すことが可能です。
- ・ **循環器専門医**
【要件】内科専門医修得後に、循環器専門医を目指して修練し、卒後10年以内での取得を目指します。

技能

- ・ **基本的診療技術・知識・態度**
大学病院や地域の拠点病院での勤務を経験し、全人的に診療にあたる基本技能取得を目指す。早期に独立して自信をもって活動可能な医師に成長できるようにサポートします。
- ・ **高度専門的診療技術**
大学病院や地域の拠点病院での勤務を経験し、カテーテル検査・治療などの技能取得を目指す。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院 淡海ふれあい病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 湖東記念病院 東近江市立能登川病院
	湖東圏域	彦根市立病院 豊郷病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹(循環器内科)

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院 (大津市・612床)
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 湖東記念病院 彦根市立病院 豊郷病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院 (大津市・439床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院 (大津市・684床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		草津総合病院 (草津市・420床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 済生会滋賀県病院 淡海ふれあい病院
	B群	
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院 (守山市・535床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 彦根市立病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院 (栗東市・393床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会守山市市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター (近江八幡市・407床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	東近江市立能登川病院
専門研修基幹施設		彦根市立病院 (彦根市・438床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	市立長浜病院
専門研修基幹施設		市立長浜病院 (長浜市・587床)
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院 長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン(循環器内科)

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



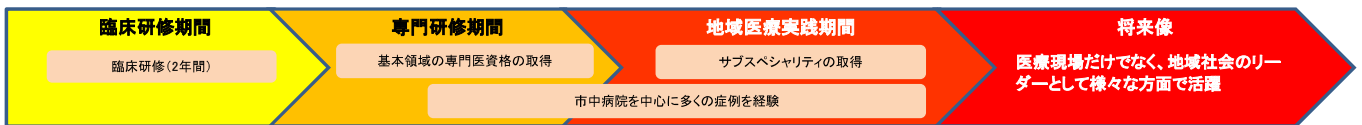
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



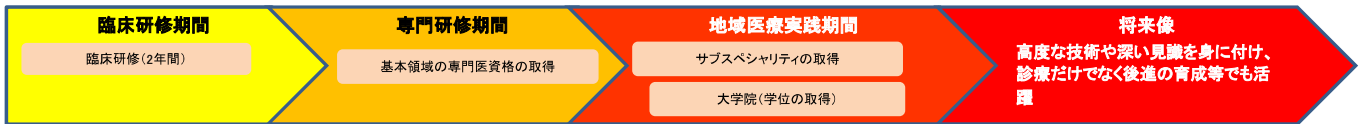
☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群	知事指定病院							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群	知事指定病院							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外				6年目	7年目	8年目	9年目
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 (社会人大学院)							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 内科専門医の取得とともにサブスペシャリティとして呼吸器専門医を取得し、本県に不足している呼吸器内科分野での活躍を目指します。
- ・ その他、呼吸器内視鏡や感染症診療を経験することで、気管支鏡専門医資格や感染症専門医といった資格の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 呼吸器の機能形態学、病態生理学、分子生物学、薬理学、遺伝学、疫学、症候学、診断学、治療学に関する豊富な知識を習得すること。
- ・ 重要な専門的検査技術を取得し、広い範囲の呼吸器疾患の知識と理解、及び重要呼吸器疾患の臨床を経験すること。
- ・ 高邁な医療倫理感を持つこと。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 内科専門医

【要件】 初期研修終了後、学会認定の内科専門研修プログラムに沿って3年の研修を行い、試験に合格すること。

・ 呼吸器専門医

【要件】 3年以上にわたる呼吸器専門研修を経て、試験に合格すること(内科専門研修との並行研修も可)

技能

- ・ 胸腔穿刺術、胸部超音波検査法、および胸腔ドレナージ
- ・ 気管支内視鏡検査、局麻下胸腔鏡検査

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（呼吸器内科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療推進機構滋賀病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 市立長浜病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院
	B群	
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	
専門研修基幹施設		彦根市立病院（彦根市・438床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	市立長浜病院
専門研修基幹施設		市立長浜病院（長浜市・587床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院 長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン（呼吸器内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



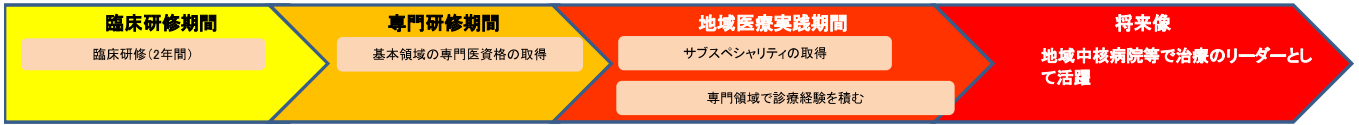
☆ローテーション例

例①	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



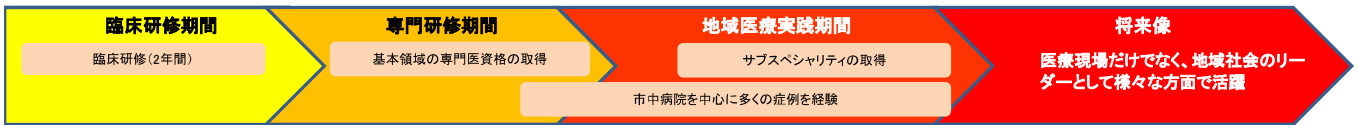
☆ローテーション例

例②	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	大学院			知事指定病院 B群					
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	大学院			知事指定病院 B群					

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外			9年目	【終了】
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			海外留学				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学			知事指定 B群 (社会人大学院)		
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(基幹施設)	A群orB群	知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学			知事指定 B群 (社会人大学院)		

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 消化器内科の視点から幅広い領域の診療能力を研鑽し、内科専門医、総合内科専門医、消化器内科専門医というキャリアアップを目指します。

プログラム到達目標

- ・ 県内各基幹施設専門研修プログラムの連携県内医療機関をローテートすることによる内科専門医資格
- ・ subspeciality領域として内視鏡学会および消化器病学会の専門医取得

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **内科専門医**
【要件】各基幹施設専門研修プログラム修了、J-Oslerで経験症例を登録、内科専門医試験合格
- ・ **消化器病専門医・内視鏡専門医**
【要件】subspecialtyの教育病院で3年の臨床経験・経験症例報告、subspecialty専門試験合格（卒後6年目での取得が可能）

技能

- ・ **基本的診療技術・知識・態度**
県内基幹施設・連携施設での勤務を経験し、全人的に診療にあたる基本技能取得を目指します。
- ・ **高度専門的診療技術**
県内基幹施設での勤務を経験し、内視鏡検査・治療などの技能取得を目指します。

本プログラムにおける専門研修の特徴は、「消化器内科医としての幅広いスキルを身につける」というものです。消化器内科は消化管・肝・胆膵の良悪性疾患、あるいは救急医療から緩和ケアまで幅広い領域であり、基幹病院と関連病院と連携を行いながらスキルアップと各種専門医・指導医習得へのカリキュラムを実践していきます。具体的な手技については、腹部エコーはもちろん、上下部内視鏡、肝生検やERCPまで専門医取得のための教育カリキュラムに沿って、多くの技術を身につけることが可能です。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 大津赤十字志賀病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院 淡海ふれあい病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 東近江市立能登川病院 東近江市立蒲生医療センター 弓削メディカルクリニック
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（消化器内科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字志賀病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		草津総合病院（草津市・420床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 済生会滋賀県病院 淡海ふれあい病院
	B群	
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター 東近江市立能登川病院 東近江市立蒲生医療センター 弓削メディカルクリニック
専門研修基幹施設		彦根市立病院（彦根市・438床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	市立長浜病院
専門研修基幹施設		市立長浜病院（長浜市・587床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院 長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン（消化器内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



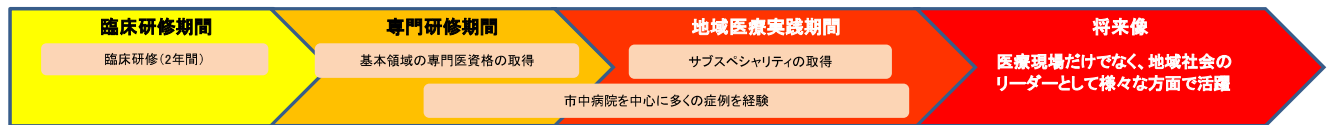
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中病院)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群						
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中病院)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群						

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院(学位の取得)			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		大学院			知事指定病院 B群			
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		大学院			知事指定病院 B群			

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外		9年目	【終了】	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			海外留学				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定病院 B群 (社会人大大学院)			海外留学		知事指定 B群	
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定病院 B群 (社会人大大学院)			海外留学		知事指定 B群	

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 白血病、悪性リンパ腫など血液悪性疾患および貧血や血小板減少、凝固異常に伴う出血性疾患などの非腫瘍性疾患の診療など広く研修します。
- ・ 血液疾患に対して、診断から治療、移植、場合によっては終末期医療までを担当・研修します。

プログラム到達目標

- ・ 末梢血液、骨髄細胞の検鏡。リンパ節病変の研修
- ・ 骨髄検査、髄液検査の手技習得、および腹部超音波検査の習得
- ・ 慢性感染症と考えられるHIV・エイズ症例についての研修

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ **内科専門医**

【要件】 初期研修終了後、学会認定の内科専門研修プログラムに沿って3年の研修を行い、試験に合格すること

・ **血液専門医**

【要件】 内科認定医取得後、3年の研修

・ **造血細胞移植認定医**

【要件】 血液専門医取得、および移植症例の経験

・ **エイズ学会認定医**

【要件】 医師臨床3年以上で、HIV診療の実績

技能

白血病、悪性リンパ腫など血液悪性疾患および貧血や血小板減少、凝固異常に伴う出血性疾患などの非腫瘍性疾患の診断・治療及び終末期治療を行い、下記の技能を身に着けることができる。

- ・ 骨髄検査および骨髄像診断ができる。
- ・ 造血細胞表面マーカー解析・染色体分析・遺伝子変異の解析の解釈

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院
	湖南圏域	滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	長浜赤十字病院
	湖西圏域	

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（血液内科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 市立大津市民病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 彦根市立病院 長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	

プログラム・コースパターン（血液内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



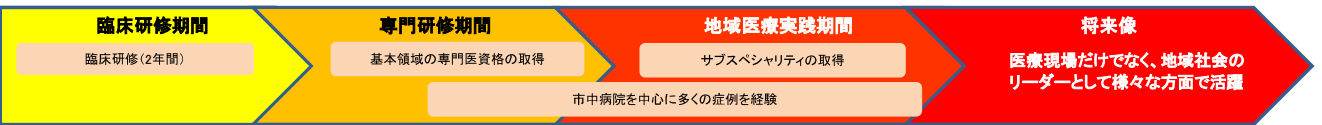
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群									

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中病院)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)					
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群					

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群	A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群 (社会人大大学院)								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

糖尿病・内分泌内科 医師キャリア形成プログラム

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 内科専門医の取得をめざし、その後、総合内科専門医といった総合内科分野での活躍を目指します。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、内科研修を行い、内科専門医資格を取得する。
- ・ さらに、subspecialty の専門医として、糖尿病専門医や内分泌・代謝科専門医として活躍する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **内科専門医**
【要件】 各基幹施設専門研修プログラム修了、J-Oslerで経験症例を登録、内科専門医試験合格
- ・ **糖尿病専門医・内分泌代謝科専門医**
【要件】 subspecialtyの教育病院で3年の臨床経験・経験症例報告、subspecialty専門試験合格

技能

- ・ 生活習慣指導と管理のノウハウ、薬物治療（経口血糖降下薬選択と副作用、インスリン療法のすすめかた）、インスリンポンプ療法(GSII、SAP療法)の修得、持続血糖モニター(CGMS)やflash glucose monitor(FGM)を用いた血糖変動の評価方法、糖尿病合併症評価法の研修、頸動脈エコーなどの動脈硬化症の早期診断、24時間血圧測定、母子女性科と連携して妊娠糖尿病・糖尿病合併妊娠の管理方法の習得
- ・ 内分泌症候学、特殊負荷機能検査法、診断と治療 特にアルドステロン症などの内分泌性高血圧症について放射線科と連携した副腎静脈サンプリングなどの検査など

研修先となる医療機関群

		【糖尿病専門医】	【内分泌・代謝専門医】
A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 大津赤十字志賀病院 地域医療機能推進機構滋賀病院	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 大津赤十字志賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 淡海ふれあい病院	草津総合病院 淡海ふれあい病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター	近江八幡市立総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院	
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院	長浜赤十字病院
	湖西圏域		

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（糖尿病・内分泌内科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院

専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院

専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字志賀病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院

専門研修基幹施設		草津総合病院（草津市・420床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 済生会滋賀県病院 淡海ふれあい病院
	B群	

専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院

専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	

専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター

専門研修基幹施設		彦根市立病院（彦根市・438床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	市立長浜病院

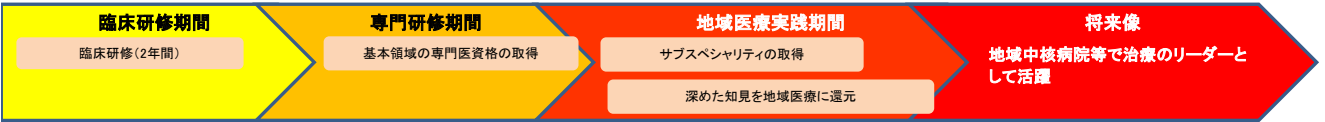
専門研修基幹施設		市立長浜病院（長浜市・587床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院 長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン（糖尿病・内分泌内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



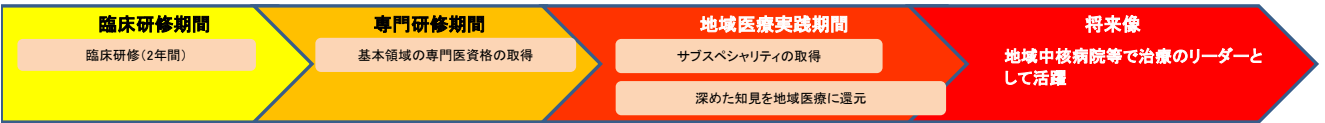
☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



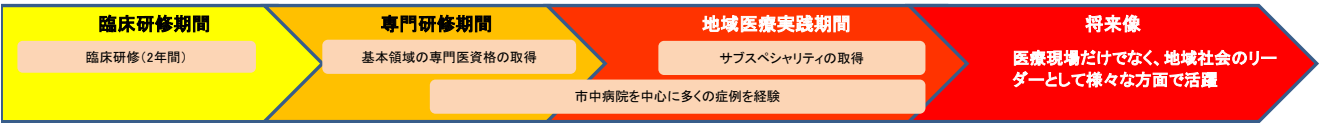
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中)			知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中)			知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			大学院			知事指定病院 B群				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			大学院			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外		9年目	【終了】	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			海外留学				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群			海外留学		知事指定 B群		
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学		知事指定 B群		

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、幅の広い内科研修を行うことにより内科専門医を取得し、さらに、より専門的な腎臓病および透析医療の実践に必要な知識、技能、態度を習得し、腎臓内科専門医および透析専門医資格を取得することで、地域中核病院のリーダーとして地域で活躍する人材を育成します。
- ・ 研修施設の中には糖尿病診療研修を同時実施可能な施設があり、糖尿病専門医資格の取得を目指せます。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテーションし、幅広く総合的な臨床能力を身に付け、内科専門医資格を取得する。
- ・ 腎臓内科医に求められる高度で専門的な知識と技術を身に付け、腎臓内科専門医・透析専門医を取得する。
- ・ 地域中核病院の専門医として後身の指導にあたる。
- ・ 腎臓専門医あるいは透析専門医として地域への啓発活動に積極的に取り組むことができる。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 内科専門医

【要件】3年以上の内科専門医プログラムを修了していること

・ 腎臓内科専門医

【要件】日本腎臓学会が定める3年間のカリキュラム制専門研修を修了していること

- 1) サブスペシャルティ重点型研修:内科専門研修期間中にサブスペシャルティの研修に比重を置く期間を設けるもので、内科専門研修後に、最短1年間の腎臓専門研修が必須である。
- 2) 内科・サブスペシャルティ混合型研修:内科専門研修・サブスペシャルティ専門研修を共に4年間とし、同時に研修を進め同時に修了認定を受けることを認めるものである。

・ 透析専門医

【要件】

- 1) 日本内科学会の認定医/専門医資格を有し臨床経験5年以上を有していること。
なお、初期研修医1年目は臨床経験に含めない。
- 2) 学会認定施設において1年以上または教育関連施設において3年以上を含む通算3年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いつつ業績のあること。

技能

・ 総合的な内科診療技能の習得

急性腎炎や急性腎不全などの急性腎疾患、慢性糸球体腎炎などの慢性腎疾患から末期腎不全(透析医療)に至る腎領域の疾患だけではなく、生活習慣病に関連した高血圧・糖尿病・脂質異常の診断・治療、さらに膠原病や水・電解質異常に対応する診療技能を学ぶことにより、全身を総合的に診る内科診療技能の習得を目指す。

・ 経皮的腎生検

腎専門医の指導のもと、腎生検の適応を判断し、的確に臨床・病理診断を行い、適切な治療法の選択ができる技能の習得を目指す

・ 血液浄化療法

血液透析療法だけではなく、様々な血液浄化療法に対応できる技能取得を目指す。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院 淡海ふれあい病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群:大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群:甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

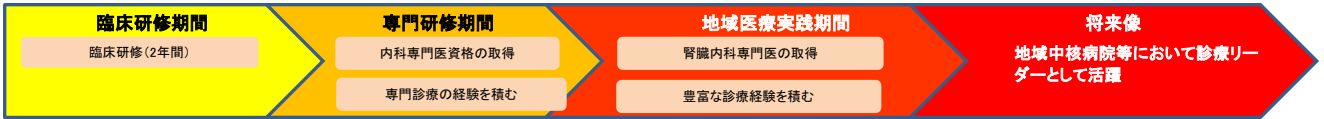
滋賀県内の基幹施設（腎臓内科）		
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院
	B群	公立甲賀病院 市立長浜病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		草津総合病院（草津市・420床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 済生会滋賀県病院 淡海ふれあい病院
	B群	
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会守山市民病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 済生会滋賀県病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター
専門研修基幹施設		市立長浜病院（長浜市・587床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	彦根市立病院 長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン（腎臓内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群			A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



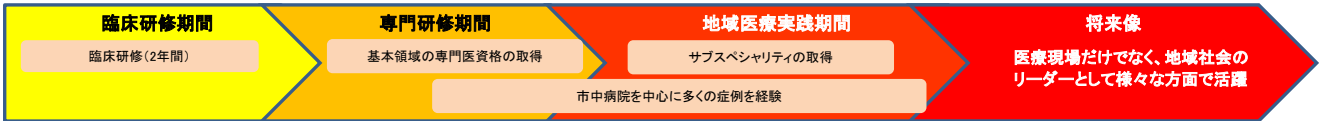
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群			A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	【終了】
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			県外病院研修 または 海外留学			専門研修(サブ)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群			A群 (基幹施設) 社会人大学院			知事指定病院 B群				

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 教育施設での効果的研修により脳神経内科専門医を取得し、神経救急疾患から神経難病まで神経を専門とするジェネラリストとなることを目指します。
- ・ 基幹病院から地域医療にわたり、認知症や脳梗塞、てんかん症例を経験することで、日本てんかん学会、日本脳卒中学会、日本認知症学会専門医資格や家庭医として必要な技能の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、コモンディージーズから希少疾患にわたる疾患の診療能力を身に付け、脳神経内科専門医資格を取得する。
- ・ 専門医として、基幹病院スタッフや地域診療医として活躍する。
- ・ 地域医療に貢献するため、地域の基幹病院で研修し病診連携診療に従事する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **内科専門医**
【要件】3年以上の内科専門医プログラムを修了していること
- ・ **日本神経学会専門医**
【要件】1) 本神経学会会員歴が3年以上、臨床研修が6年以上
2) 本神経学会認定教育施設で3年以上、教育施設で2年以上＋教育関連施設で2年以上、教育関連施設で4年以上
3) 日本内科学会認定医の資格を取得していること
- ・ **日本脳卒中学会専門医**
【要件】1) 日本神経学会神経内科専門医、日本脳神経外科学会専門医、日本リハビリテーション医学会、リハビリテーション科専門医、日本救急医学会専門医、日本内科学会内科専門医、日本外科学会専門医、日本小児科学会専門医、日本小児神経学会専門医、日本医学放射線学会専門医、日本核医学学会専門医、日本老年医学会老年病専門医のいずれかを有していること
2) 日本脳卒中学会認定研修教育病院(別掲)で、3年以上の研修歴があり、現在脳卒中診療に従事していること
- ・ **日本認知症学会専門医**
【要件】1) 認知症関連他学会(神経学会、内科学会など)の専門医を有すること
2) 認知症の臨床経験:教育施設での3年以上の研修を修了していること
- ・ **日本てんかん学会専門医**
【要件】1) 多くのてんかん患者を実際に適切に診療してきた実績と、それに必要な臨床的能力を十分そなえていること。
2) 認定研修施設における1年以上の研修歴を有すること

技能

- ・ 認定教育病院で頸動脈エコー、脳血管造影、神経筋エコー、神経筋生検、ボツリヌス注射、筋電図、神経伝導検査、誘発電位、脳波の実施と判読、神経画像、核医学検査の読影能力を身につける。
- ・ 地域の関連病院で脳卒中、認知症、頭部外傷、生活習慣病に基づく疾患を経験し、総合診療医としての能力も涵養する。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 済生会守山市民病院 市立野洲病院 南草津病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院 国立病院機構紫香楽病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院 国立病院機構東近江総合医療センター 東近江市立能登川病院
	湖東圏域	
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	

※A群:大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群:甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（脳神経内科）

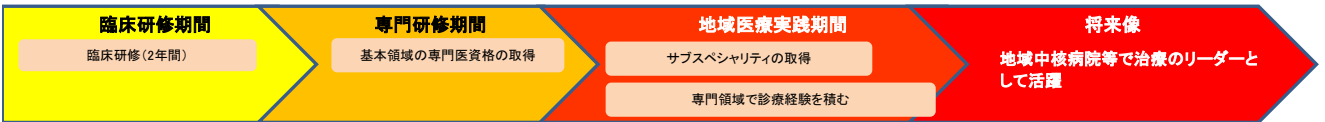
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構紫香楽病院 湖東記念病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター
専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会守山市市民病院 市立野洲病院 南草津病院
	B群	
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター 東近江市立能登川病院
専門研修基幹施設		市立長浜病院（長浜市・587床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	長浜市立湖北病院

プログラム・コースパターン（脳神経内科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



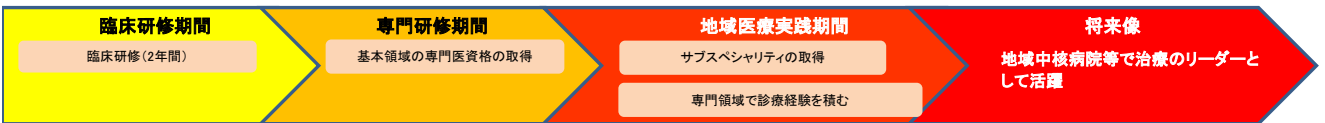
☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群	知事指定病院 B群						

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



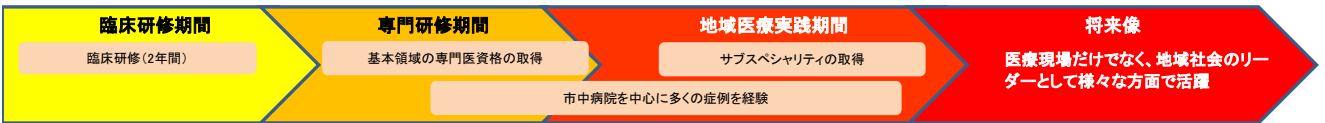
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群			知事指定病院 B群						

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院(学位の取得)			専門研修(サブ)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群			大学院			知事指定病院 B群			

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群			知事指定病院 B群 (社会人大学院)						

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 小児の総合医である小児科医の育成を行い、小児科専門医の取得を目指します。
- ・ その他、大学附属病院や関連施設でサブスペシャリティ領域の専門研修を経験することで、各分野の専門医資格を取得したり、大学院に進学することにより医学博士の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、小児科医、小児の総合医としての技能を身に付け、小児科専門医資格を取得する。
- ・ 専門医として、地域の救急医療や新生児集中医療医として活躍する。また発達障害にも関わっていく。
- ・ 地域医療に貢献するため、小児保健、小児救急、新生児医療の経験を多く積むことに重きをおく。
- ・ 地域での小児の専門医療に対応できる医師を育成するためにサブスペシャリティ領域の研修、専門の取得をできるようにもする。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **小児科専門医**
【要件】 基幹施設および連携施設で初期研修終了後3年間の研修を受ける
- ・ **血液専門医**
【要件】 小児科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **小児神経専門医**
【要件】 小児科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **新生児専門医**
【要件】 小児科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **内分泌代謝科専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院または関連施設で3年間の専門研修を受ける
- ・ **臨床遺伝専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院で3年間の専門研修を受ける
- ・ **腎臓専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院で3年間の専門研修を受ける
- ・ **透析専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院で3年間の専門研修を受ける
- ・ **リウマチ専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院で3年間の専門研修を受ける
- ・ **小児循環器専門医**
【要件】 小児科専門医取得後滋賀医科大学附属病院で3年間の専門研修を受ける

技能

- ・ **小児の総合医としてのスキル**
地域の病院で救急医療の勤務を経験し、小児科医一般の技能取得を目指す。感染症、予防接種、学校保健、救急、医療、発達障害など広い分野についての医療が実践できるようになる。
- ・ **新生児医療に対するスキル**
新生児集中治療室で新生児医療の勤務を経験し、新生児医療全般の技能取得を目指す。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 大津赤十字病院
	湖南圏域	近江草津徳洲会病院 びわこ学園医療福祉センター草津 滋賀県立小児保健医療センター 済生会守山市民病院 済生会滋賀県病院 びわこ学園医療福祉センター野洲
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	国立病院機構紫香楽病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院 国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群:大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群:甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（小児科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院 近江草津徳洲会病院 びわこ学園医療福祉センター草津 済生会守山市民病院 済生会滋賀県病院 びわこ学園医療福祉センター野洲
	B群	国立病院機構紫香楽病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 湖東記念病院 日野記念病院 彦根市立病院 長浜赤十字病院 長浜市立湖北病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立小児保健医療センター
	B群	彦根市立病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（小児科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群	知事指定病院 B群								

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		B群	A群(基幹施設)	知事指定病院 B群									

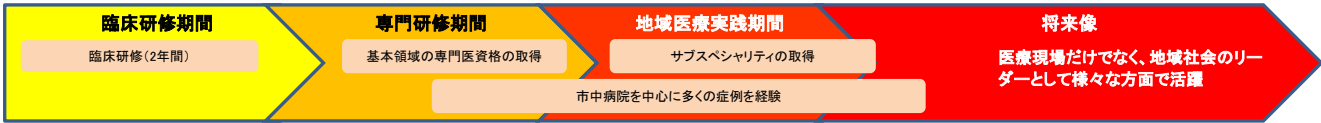
受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群	知事指定病院 B群								

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外				6年目	7年目	8年目	9年目
研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院				専門研修(サブ)				
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群	大学院				知事指定病院 B群				

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	【終了】		
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群	知事指定病院 B群 (社会人大学院)								

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 研修基幹施設及び連携施設での研修により、標準的な皮膚科診療を県民に提供できる知識・技術の獲得を目指します。
- ・ 研修基幹施設、連携施設や大学院などを含む多様な研修プログラムにより、臨床、研究、教育など多彩な分野で活躍できる皮膚科医を目指します。

プログラム到達目標

- ・ 主要な皮膚疾患の診断と標準治療を習得し、皮膚科専門医資格を取得する。
- ・ 皮膚科専門医としてより幅広い皮膚疾患の診断治療を習得し、病院・診療所からの診療依頼に応えられる皮膚科医として地域医療に貢献する。
- ・ 皮膚外科、膠原病、アレルギー、美容皮膚科等、各自の興味に応じた専門領域において、一歩踏み込んだより高度な診療を提供できる医師となる。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **皮膚科専門医**
【要件】 症例レポート提出、講習会・学術業績単位取得、5年以上の皮膚科専門医研修、専門医試験合格
- ・ **日本アレルギー学会専門医**
【要件】 基本領域の専門医取得、6年以上の臨床研修、3年以上のアレルギー専門医研修、症例レポート提出、講習会・学術業績単位取得、専門医試験合格
- ・ **臨床遺伝専門医**
【要件】 基本領域の専門医取得、3年以上の臨床遺伝専門医研修、症例レポート提出、講習会・学術業績単位取得、専門医試験合格

技能

- ・ 豊富な手術症例を有する基幹施設での研修により、皮膚外科医としての技能を習得できる。
- ・ 豊富な悪性腫瘍症例を有する基幹施設での研修により、皮膚悪性腫瘍指導専門医、がん治療認定医などの腫瘍専門医としての技能を習得できる。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院
	湖南圏域	草津総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター 東近江敬愛病院 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	
	湖西圏域	

※ I 群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、II 群：甲賀・東近江・湖東・湖北・高島圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（皮膚科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	草津総合病院
	B群	公立甲賀病院 日野記念病院 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 東近江敬愛病院

プログラム・コースパターン（皮膚科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



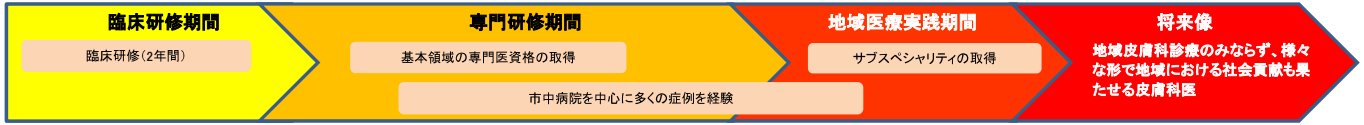
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	6年目	【終了】					
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中)	知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外				6年目	7年目	8年目	9年目
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				大学院				専門研修(基本)		専門研修(サブ)
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院				知事指定病院		B群	
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院				知事指定病院		B群	

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定 B群 (社会人大学院)							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定 B群 (社会人大学院)							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の総合病院および精神科病院をローテーションしながら本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 様々な施設での研修により精神科専門医および精神保健指定医を取得し、地域における精神科医療現場での活躍を目指します。
- ・ その他、学会認定施設での専門性の高い分野の診療を経験することで、睡眠学会専門医、一般病院連携精神医学専門医、老年精神科専門医の資格や、精神科薬物療法、認知行動療法、電気けいれん療法、刑事精神鑑定といった技能の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテーションし、精神科研修を通じて豊富な診療経験を積み、精神科専門医および精神保健指定医の資格を取得する。
- ・ 精神科専門医として県内輪番システムにおける精神科救急医療、総合病院におけるリエゾン精神科医療、精神科病院での地域精神科医療を実践する。
- ・ 地域中核病院の専門医として後進の指導にあたることができる力を身に付ける。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **精神科専門医**
【要件】3年以上の精神科専門医プログラムを修了していること。
- ・ **精神保健指定医**
【要件】3年以上の精神科実務経験があり、厚労省が定める症例を経験していること。
- ・ **睡眠学会専門医**
【要件】日本睡眠学会の認定する研修施設において2年以上の研修を行うこと。
- ・ **一般病院連携精神医学専門医**
【要件】精神科専門医または精神保健指定医であり、日本総合病院精神医学会の認定する研修施設において3年以上の研修を行うこと。
- ・ **老年精神科専門医**
【要件】本領域に関連する専門医資格を有し、日本老年精神医学会の認定する研修施設において所定の研修を修了していること。

技能

- ・ 精神科面接技法、診断に基づく治療計画の立案、薬物療法、精神療法の基本を身につける。
- ・ 電気けいれん療法の施術および施術後の身体管理を実践する。
- ・ 終夜睡眠ポリグラフ検査を実施し、検査結果を判読する能力を身につける。
- ・ 自殺企図や希死念慮のある精神科救急医療での対応を実践する。
- ・ 地域精神科医療、司法精神医学、老年精神医学など専門性の高い領域での技能取得を目指す。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 瀬田川病院 滋賀里病院 琵琶湖病院
	湖南圏域	滋賀県立精神医療センター 湖南病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	水口病院
	東近江圏域	滋賀八幡病院
	湖東圏域	
	湖北圏域	長浜赤十字病院 セフィロト病院
	湖西圏域	

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（精神科）

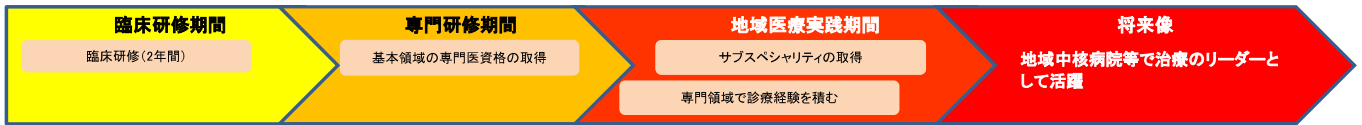
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	滋賀里病院 瀬田川病院 琵琶湖病院 滋賀県立精神医療センター 湖南病院
	B群	水口病院 滋賀八幡病院 セフィロト病院 長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（精神科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							



○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



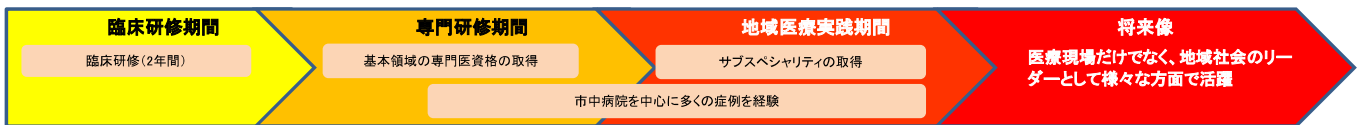
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								



○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中病院)		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中病院)		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							



○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群				



例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外			9年目	【終了】
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			海外留学				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学			知事指定 B群 (社会人大学院)	
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学			知事指定 B群 (社会人大学院)	



プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 消化器外科の視点から幅広い領域の診療能力を研鑽し、外科専門医、消化器外科専門医の取得をめざし、消化器外科分野での活躍を目指します。

プログラム到達目標

- ・ 県内各基幹施設専門研修プログラムの連携県内医療機関をローテートすることによる外科専門医資格
- ・ subspeciality領域として消化器外科専門医取得

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 外科専門医

【要件】 各基幹施設専門研修プログラム修了・論文および研究発表、外科専門医試験合格
(最短卒後6年目での取得が可能)

・ 消化器外科専門医

【要件】 指定修練施設で修練カリキュラム修了・論文および研究発表、消化器外科専門医試験合格
(最短卒後7年目での取得が可能)

技能

・ 基本的診療技術・知識・態度

県内基幹施設・連携施設での勤務を経験し、全人的に診療にあたる基本技能、周術期管理、外科基本手技や基本的な外科手術技能の取得を目指します。

・ 高度専門的診療技術

県内基幹施設での勤務を経験し、内視鏡外科手術手技などの技能取得を目指します。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 市立大津市民病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 市立野洲病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 湖東記念病院 東近江市立能登川病院
	湖東圏域	彦根市立病院 豊郷病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（消化器外科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 市立野洲病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 東近江市立能登川病院 豊郷病院 長浜赤十字病院

専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（消化器外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群							



○基本コース(6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



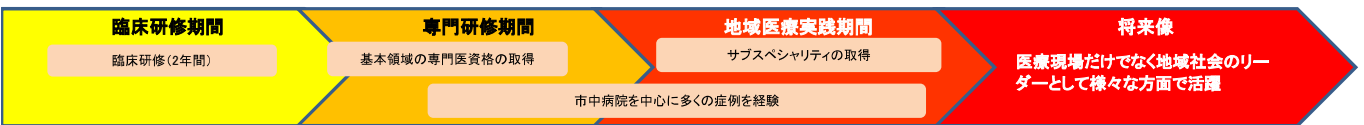
☆ローテーション例

例②	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								



○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中)		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中)		A群 (基幹施設)	B群	A群 (市中)	知事指定病院 B群							



○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群				



例⑤	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群 (社会人大学院)								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群 (社会人大学院)								



プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 乳腺一般外科の視点から幅広い領域の診療能力を研鑽し、外科専門医、乳腺認定医の取得をめざし、乳腺外科分野での活躍を目指します。

プログラム到達目標

- ・ 県内各基幹施設専門研修プログラムの連携県内医療機関をローテートすることによる外科専門医資格
- ・ subspeciality領域として乳腺認定医取得

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **外科専門医**
【要件】各基幹施設専門研修プログラム修了、論文および研究発表、外科専門医試験合格（最短卒後6年目での取得が可能）
- ・ **乳腺認定医**
【要件】認定施設/関連施設で修練カリキュラム修了、論文および研究発表（最短卒後5年目での取得が可能）

技能

- ・ **基本的診療技術・知識・態度**
県内基幹施設・連携施設での勤務を経験し、全人的に診療にあたる基本技能、周術期管理、外科基本手技や基本的な外科手術技能の取得を目指します。
- ・ **高度専門的診療技術**
県内基幹施設での勤務を経験し、遺伝子診断を含めた乳腺疾患治療などの技能取得を目指します。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	市立大津市民病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	滋賀県立総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群:大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群:甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（乳腺一般外科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院
	B群	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 長浜赤十字病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（乳腺一般外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群							

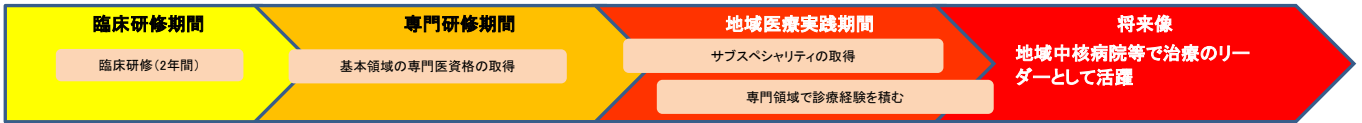
受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群									

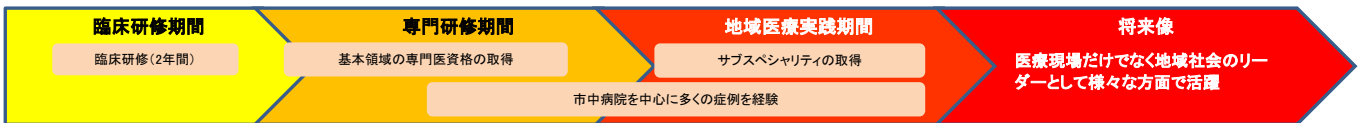
受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (市中病院)		A群 (基幹施設)	B群	A群	知事指定病院 B群							

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中)	B群	A群 (基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群				

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中)	A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群 (社会人大学院)							

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 外科専門医の取得とともにサブスペシャリティとして心臓血管外科専門医を取得し、本県に不足している心臓血管外科分野での活躍を目指します。

プログラム到達目標

- ・ 県内各基幹施設専門研修プログラムの連携県内医療機関をローテートすることによる外科専門医資格取得。
- ・ サブスペシャリティ領域として、心臓血管外科専門医の取得。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **外科専門医**
【要件】日本外科学会認定の外科専門研修プログラムに沿って研修を行い、試験に合格すること。
- ・ **心臓血管外科専門医**
【要件】3年以上にわたる心臓血管外科専門研修を経て、試験に合格すること(外科専門研修と平行研修可)。

技能

- ・ **基本的診療技術・知識・態度**
大学病院や地域の拠点病院での勤務を経験し、全人的に診療にあたる基本技能取得、外科基本手技の取得を目指します。
- ・ **高度専門的診療技術**
県内基幹・関連施設での勤務を経験し、心臓血管外科領域の手術技能取得を目指します。
本プログラムは心臓血管外科専門医として必要な基本的技能・態度を身につけることを目的としています。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 市立大津市民病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院
	湖東圏域	
	湖北圏域	市立長浜病院
	湖西圏域	

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設(心臓血管外科)

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院 (大津市・612床)
連携施設	A群	大津赤十字病院 草津総合病院
	B群	近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院

専門研修基幹施設		大津赤十字病院 (大津市・684床)
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	市立長浜病院

プログラム・コースパターン（心臓血管外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			知事指定病院 B群							
	勤務先													

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



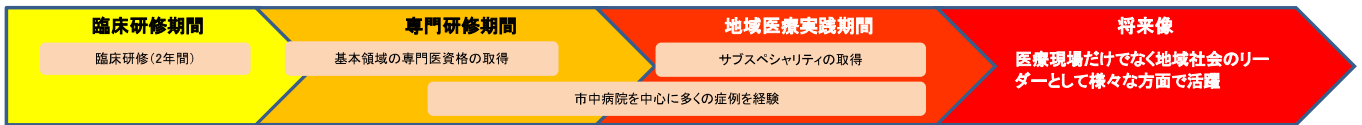
☆ローテーション例

例②	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群			知事指定病院 B群							
	勤務先													

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			A群orB群 (市中病院)			知事指定病院 B群				
	勤務先													

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目		
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			専門研修(サブ)					
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			大学院			知事指定病院 B群		
	勤務先														

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

例⑤	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			知事指定病院 B群 (社会人大学院)				
	勤務先													

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ プログラムの履修により、外科専門医および呼吸器外科専門医の取得を目指し、肺癌をはじめとする胸部疾患全般(心臓血管・食道は除く)に対する外科治療の分野での活躍を目指します。
- ・ その他、気管支鏡検査・処置を経験することで、気管支鏡専門医資格の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ プログラム終了時には外科専門医、呼吸器外科専門医および気管支鏡専門医資格を習得
- ・ 胸部疾患全般、主に肺癌に対する治療方針が提案でき、実際の外科治療を行うことが出来る
- ・ 気管支鏡検査による検査の実施および気道内病変に対する処置

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **外科専門医**
【要件】日本外科学会会員、指定施設、または関連施設において通算5年(最短)の修練実施計画を修了、認定医試験に合格
- ・ **呼吸器外科専門医**
【要件】外科専門医、日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会会員、卒後修練期間7年以上(認定修練施設において3年以上の修練期間)、指定された業績を有する、専門医試験に合格
- ・ **気管支鏡専門医**
【要件】日本呼吸器内視鏡学会会員(5年以上)、指定の診療実績および業績を有する、専門医試験に合格

技能

- ・ **外科(呼吸器外科)手術手技**
研修医療機関で外科治療の勤務を経験し、外科(特に呼吸器外科)手術手技の技術取得を目指す。
- ・ **気管支鏡検査・処置**
研修医療機関で気管支鏡検査・処置の勤務を経験し、同技術取得を目指す。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（呼吸器外科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	草津総合病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（呼吸器外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群 知事指定病院							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群							

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群 知事指定病院							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群							

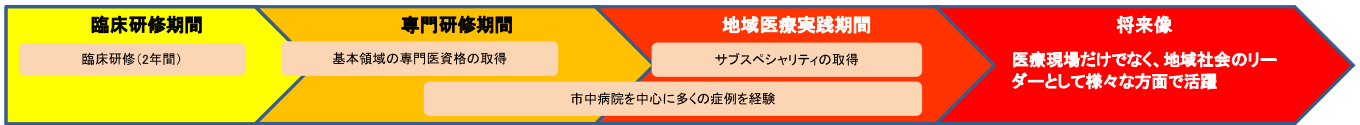
受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (市中病院)		A群 (基幹施設)			A群 (市中)			B群 知事指定病院				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (市中病院)		A群 (基幹施設)			A群 (市中)			B群				

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目		
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			専門研修(サブ)					
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			大学院			知事指定病院		
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			大学院			B群		

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			知事指定病院				
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)			B群			知事指定病院 (社会人大学院)				

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 全身の運動器疾患を専門的に研修していきます。外傷から慢性疾患と幅広い領域があり、さらに脊椎や四肢の関節、手足、骨軟部腫瘍など豊富なサブスペシャリティーが存在し、そのすべてに対応した研修を行うことができます。
- ・ 外科的手技はもちろんのこと、骨粗鬆症や関節リウマチなど内科的治療が中心の疾患も幅広く研修できます。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートしながら、整形外科疾患に対する診断・治療に必要な知識・基本手技を習得する。
- ・ 地域医療に根ざした幅広い知識と技術を習得し、整形外科専門医資格を取得して活躍する。
- ・ 整形外科専門医取得後は、(種々の)サブスペシャリティー資格を目指してより専門的な医療技術を習得する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **整形外科専門医**
【要件】 初期研修終了後、整形外科研修プログラム(3年9か月間)を修了していること
- ・ **日本整形外科学会認定リウマチ医・認定脊椎脊髄病医・認定運動器リハビリテーション医**
【要件】 整形外科専門医取得後、所定の教育研修講演を12単位取得していること
- ・ **日本リウマチ学会専門医**
【要件】 当該学会の規定に従って、その要件をクリアできれば、取得できる
- ・ **日本リハビリテーション医学会専門医**
【要件】 リハビリテーション研修プログラム(3年)を修了していること
- ・ **日本手外科学会専門医**
【要件】 整形外科専門医取得後、通算5年以上の手外科に関する研修期間を有すること。そのうち通算3年以上は日本手外科学会認定研修施設での研修が必要。他、当該学会の規定の業績を要する。
- ・ **脊椎脊髄病指導医**
【要件】 整形外科専門医、認定脊椎脊髄病医取得後、執刀医または第一助手として担当した手術症例の数が300例以上であること。他、当該学会の規定に従って、その要件をクリアできれば、取得できる。

技能

- ・ 内視鏡手技(各関節)、人工関節手技(各関節)、脊椎手術手技(内視鏡および人工椎間板挿入を含む)、マイクロサージャリー(顕微鏡下血管吻合、神経縫合)の特殊手技を習得する。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 市立大津市民病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院 滋賀県立小児保健医療センター
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター
	湖東圏域	
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（整形外科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 草津総合病院 滋賀県小児保健医療センター 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 市立長浜病院 長浜赤十字病院

専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	滋賀県立小児保健医療センター 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	市立大津市民病院
	B群	

専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 滋賀医科大学医学部附属病院 草津総合病院 滋賀県立小児保健医療センター 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（整形外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群	A群	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群	A群	知事指定病院 B群							

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)	A群	知事指定病院 B群								
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)	A群	知事指定病院 B群								

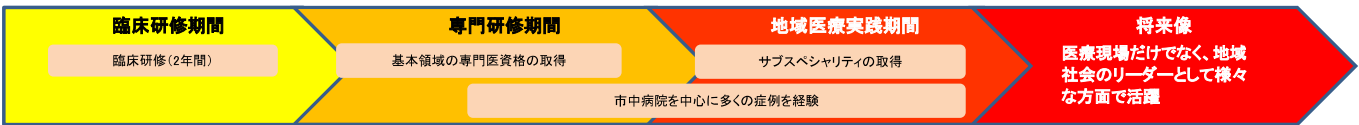
受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群 (市中病院)	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群 (市中病院)	A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)				専門研修(サブ)			
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群	B群	知事指定 B群	大学院				知事指定病院 B群		
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群	B群	知事指定 B群	大学院				知事指定病院 B群		

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外			9年目	【終了】
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)				専門研修(サブ)			
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群 (基幹施設)	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群				海外留学 知事指定 B群			
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群orB群 (基幹施設)	A群 (基幹施設)	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群				海外留学 知事指定 B群			

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。

プログラム到達目標

- ・ 産婦人科の周産期・婦人科腫瘍・生殖内分泌・女性医学の4領域にわたる一般的な診療技術を身につけ、標準的な医療を実践する能力を磨き、プロフェッショナルとして県民の健康に資することのできる医師を育成します。
- ・ 産婦人科専門医を取得し、その上で、上記4つをはじめとするサブスペシャル領域の専門医獲得を目指します。
- ・ 研究の機会を設け、リサーチマインドを育てます。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **産婦人科専門医**
【要件】 基幹施設(2年以内)および連携施設で初期研修終了後3年間の研修を受ける
- ・ **周産期(母体・胎児)専門医**
【要件】 産婦人科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **婦人科腫瘍専門医**
【要件】 産婦人科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **生殖医療専門医**
【要件】 産婦人科専門医取得後3年間の専門研修を受ける
- ・ **女性医学専門医**
【要件】 産婦人科専門医取得後3年間の専門研修を受ける

技能

- ・ 周産期・婦人科腫瘍・生殖内分泌・女性医学の診療に必要な、診察法、検査法、治療法全般に関わる技能を習得します。
(例: 超音波診断法、腹腔鏡・子宮鏡などの内視鏡検査、吸引分娩・帝王切開分娩手技、産婦人科領域の経膈的・経腹的・経内視鏡の手術手技など)

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 大津赤十字志賀病院 桂川レディースクリニック
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（産婦人科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 大津赤十字志賀病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	桂川レディースクリニック 草津総合病院 滋賀県立総合病院
	B群	長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（産婦人科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サ7)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群	知事指定病院 A群 (滋賀医大)			B群			
								↑ 受験資格取得				↑ 専門医取得		

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。

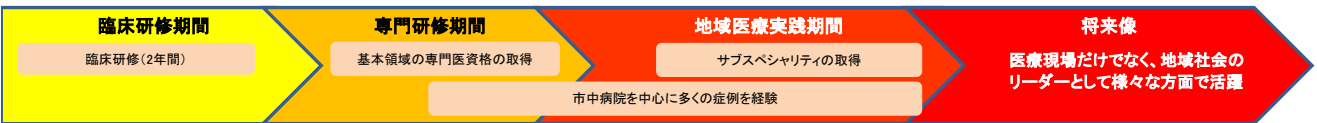


☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サ7)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群	知事指定病院 A群 (市中)						
								↑ 受験資格取得				↑ 専門医取得		

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サ7)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群	知事指定病院 A群 (滋賀医大)			B群			
								↑ 受験資格取得				↑ 専門医取得		

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サ7)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群	大学院			知事指定病院 A群 (滋賀医大)			
								↑ 受験資格取得				↑ 専門医取得		

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サ7)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)			B群	知事指定病院 A群(滋賀医大) B群(社会人大学院)						
								↑ 受験資格取得				↑ 専門医取得		

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 一般眼科に精通し、専門性の高い眼科診療にも対応できる眼科医の育成を行い、眼科専門医の取得を目指します。
- ・ 大学院進学による医学博士の取得、海外留学も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、眼科専門医が習得すべきほぼ全ての手術を経験し、眼科専門医資格を取得します。
- ・ 未熟児から高齢者に至る様々な眼科疾患に対応できる必要かつ十分な技術を身につけた眼科専門医として活躍します。
- ・ 地域医療に貢献するため、手術手技の習得、緊急症例の経験を多く積むことを目指します。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 眼科専門医

【要件】 初期臨床研修修了後、日本眼科学会に入会し4年間の眼科専門研修プログラムを修了することにより、眼科専門医認定試験を受験することができます。

技能

- ・ 大学病院で眼科医としての基本的な検査、診断技術、処置、手術手技を習得します。特に処置、手術手技に関しては早期の段階からマンツーマンで指導し、白内障手術、斜視手術をはじめ様々な手術を段階的に執刀します。
- ・ 地域の中核病院において、一般眼科診療に対する診断、治療の経験を積み、多くの手術を経験します。
- ・ 大学病院でサブスペシャリティ領域の専門外来を行い、より高度な手術手技を経験するとともに臨床研究も行います。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	豊郷病院
	湖北圏域	
	湖西圏域	

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（眼科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 豊郷病院

プログラム・コースパターン（眼科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定病院 B群						
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定病院 B群						

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		B群		知事指定病院 B群						
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		B群		知事指定病院 B群						

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中)		A群 (基幹施設)		A群 (市中)		知事指定病院 B群						
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中)		A群 (基幹施設)		A群 (市中)		知事指定病院 B群						

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)			専門研修(サブ)			
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定 B群			大学院			
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群		知事指定 B群			大学院			

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中)		知事指定病院 B群 (社会人大学院)						
	勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中)		知事指定病院 B群 (社会人大学院)						

受験資格取得

専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 耳鼻咽喉科は、中心となる耳科、鼻科、咽喉科以外に、めまい・平衡、顔面神経、アレルギー、嗅覚・味覚、音声・言語、嚥下、気管・食道、頭頸部腫瘍、感染症、顔面外傷など、豊富なサブスペシャリティが存在し、そのすべてに対応した研修を行うことができます。
- ・ 耳鼻咽喉科の局所処置と耳鼻咽喉・頭頸部の基本的手術手技を学ぶことができます。
- ・ 外科的手技だけでなく、難聴、めまい、アレルギー、感染症など内科的治療が中心の疾患も幅広く研修できます。

プログラム到達目標

- ・ 耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域の疾患に対する診断・治療に必要な知識を身に付け、必要な基本手技を習得する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 耳鼻咽喉科専門医

【要件】 初期研修修了後、日本耳鼻咽喉科学会に入会して4年で専門医取得のための試験を受けることができる。

技能

- ・ 大学病院で耳鼻咽喉科医としての基本的臨床能力および医療人としての基本的姿勢を身につける。地域中核病院で得た実地経験をもとにより高度な技能を身につける。
- ・ 地域の中核病院において、耳鼻咽喉科領域のプライマリー疾患に対する診断および治療の実地経験を積む。また、様々な疾患や救急対応を身につける。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 滋賀県立総合病院 滋賀県立小児保健医療センター
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（耳鼻咽喉科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江医療センター 日野記念病院 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院

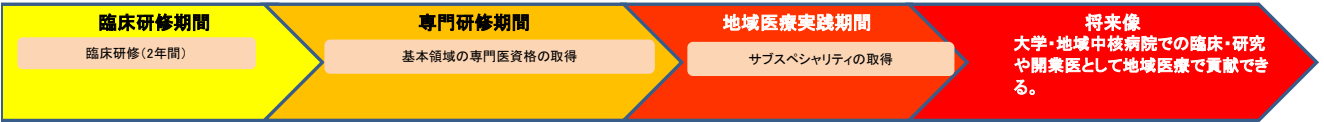
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 滋賀県立小児保健医療センター
	B群	

プログラム・コースパターン（耳鼻咽喉科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



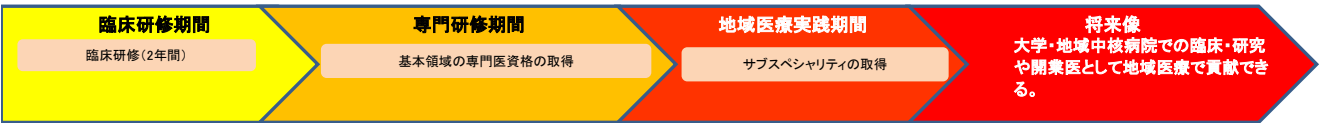
☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース（6年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



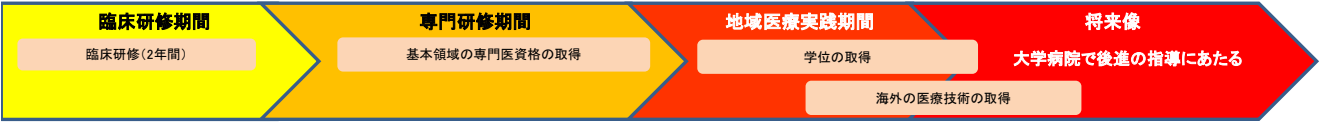
☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定病院 B群							

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院					専門研修(サブ)		
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定 B群	大学院					知事指定 B群	

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外		9年目	【終了】	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)		海外留学			知事指定		
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定 B群		海外留学			知事指定 B群		

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 一般的な泌尿器科疾患の研修を中心に小児泌尿器科、女性泌尿器科、排尿障害、男性不妊症・性機能障害、腹腔鏡手術（ロボット支援手術を含む）などのサブスペシャリティ領域も効果的に研修可能です。多様な病院群をローテートすることで、泌尿器科専門医に必要な知識や技能の習得と同時に、地域医療との連携や他の専門医への紹介・転送の判断を的確に行える能力を身につけることができます。

プログラム到達目標

- ・ 「泌尿器科医は超高齢社会の総合的な医療ニーズに対応しつつ泌尿器科領域における幅広い知識、錬磨された技能と高い倫理性を備えた医師である」という基本的姿勢のもと、1. 泌尿器科専門知識、2. 泌尿器科専門技能：診察・検査・診断・処置・手術、3. 継続的な科学的探求心の涵養、4. 倫理観と医療のプロフェッショナルリズム、の4つのコアコンピテンシーからなる資質を備えた泌尿器科専門医になることを目指します。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **日本泌尿器科学会専門医**
【要件】 基幹施設および連携施設で初期研修終了後4年間の研修を受ける
- ・ **日本小児泌尿器科学会専門医**
【要件】 5年以上日本小児泌尿器科学会会員であること
- ・ **日本排尿機能学会専門医**
【要件】 5年以上、下部尿路機能障害に対する臨床経験を有し、日本排尿機能学会会員であること
- ・ **日本透析医学会専門医**
【要件】 日本泌尿器科学会専門医で日本透析医学会学会の会員歴3年以上
- ・ **日本泌尿器科学会・日本泌尿器内視鏡学会泌尿器腹腔鏡技術認定医**
【要件】 日本泌尿器科学会専門医取得後、2年以上、泌尿器腹腔鏡手術の修練を行っている

技能

- ・ 大学病院で泌尿器科医としての基本的臨床能力および医療人としての基本的姿勢を身につける。
- ・ 地域中核病院で得た実地経験をもとにより実践的な技能を身に付ける。
- ・ 専門医として必要と考える診察法、検査法、手術を含めた治療法全般に関する技術を取得する。
- ・ 専門医取得後はロボット手術を含む腹腔鏡手術、小児泌尿器科、女性泌尿器科、排尿障害、男性不妊症・性機能障害、泌尿器がん領域等のサブスペシャリティ領域の習練も取り入れ、専門的な能力を高めていく。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 済生会滋賀県病院 市立野洲病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院 豊郷病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（泌尿器科）

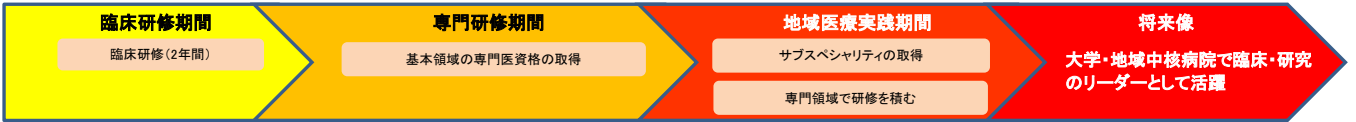
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 済生会滋賀県病院 市立野洲病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 彦根市立病院 豊郷病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（泌尿器科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



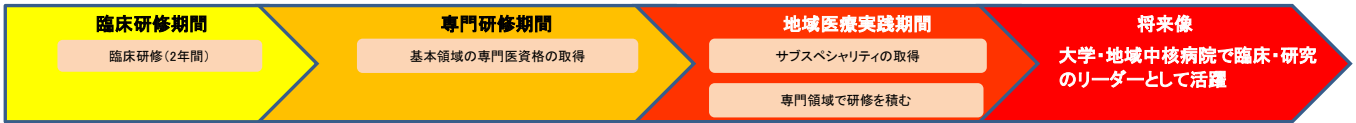
☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定病院 B群							



○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



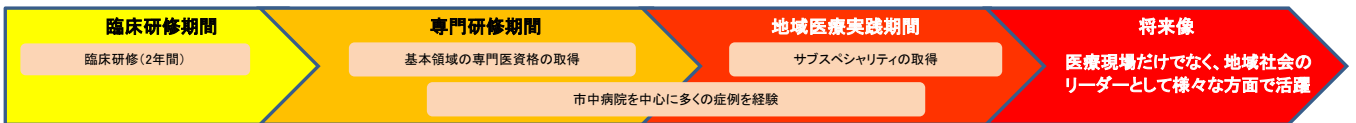
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)										
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								



○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (市中病院)		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定病院 B群							



○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				大学院			専門研修(サブ)			
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定 B群	大学院			知事指定病院 B群			



例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)						
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群		知事指定病院 B群 (社会人大学院)							



プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 卒後4年間の研修により脳神経外科専門医の取得をめざし、外科医の目と技を持った神経系総合医としての活躍を目指します。
- ・ その他、脳血管内治療や神経内視鏡手術を経験することで、脳神経血管内専門医や神経内視鏡技術認定医の資格取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、神経関連疾患についての知識と技能を身に付け、脳神経外科専門医資格を取得する。
- ・ 脳神経外科専門医として、一般診療のみならず救急対応、リハビリテーション領域においても研修する。
- ・ 地域医療に貢献するため、脳卒中や外傷などの経験を多く積み、神経救急に対応できる専門医として活躍する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 脳神経外科専門医

【要件】 脳神経外科学会正会員として4年以上、通算4年以上所定の研修(一定以上の症例経験・手術手技経験)、学会発表2回以上、筆頭著者としての論文1編以上

・ 脳神経血管内治療専門医

【要件】 脳神経血管内治療学会正会員4年以上、基礎訓練5年以上＋専門訓練1年、血管撮影200例以上、血管内治療症例経験100例

・ 内分泌代謝科(脳神経外科)専門医

【要件】 日本内分泌学会の会員であること、脳神経外科専門医として認められている者、内分泌代謝疾患の臨床に関する学会発表、または論文発表が5編以上あり、少なくとも1編は筆頭者であること。

技能

・ 神経内視鏡技術認定医

脳神経外科学会専門医であり、指導医のもとで20例以上(うち術者として10例以上)経験。

・ 脳卒中の外科技術認定医

脳神経外科学会専門医であり、指定の教育セミナー・講習会を受講し、術者として30例以上の手術症例経験。

・ 小児脳神経外科認定医

- 1) 日本脳神経外科学会専門医であり、申請時まで3年以上の会員歴を有し、学術単位 15単位以上
- 2) 手術経験 10例以上(5歳以下症例を3例以上、症例の分野に制限あり)
- 3) 臨床経験 20例以上(外来症例は5例以下、症例の分野に制限あり)

・ 日本がん治療認定医機構認定医

基本領域の学会の認定医又は専門医、あるいは日本口腔外科学会の専門医の資格を有すること。緩和ケア研修会を修了していること。機構の定めるがん治療研修(初期研修後、通算2年以上のフルタイム研修)を修了し、指導責任者による証明がなされていること。担当医として経験したがん患者のうち、20例(予備を含め、25例まで申請可)の症例が提出できること。学会発表：認定医制度規則に定めた「本機構が認める学会」およびそれに準ずる学会において発表されたがん診療についての業績2件 ② 論文発表：認定医制度規則に定めた「本機構が認める学会」の学会誌、大学雑誌、医師会雑誌に掲載されたがん診療についての業績1件。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 大津赤十字病院
	湖南圏域	草津総合病院 済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院
	湖東圏域	
	湖北圏域	長浜赤十字病院
	湖西圏域	

※ I 群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、II 群：甲賀・東近江・湖東・湖北・高島圏域に所在する医療機関

※ 指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（脳神経外科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 草津総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 湖東記念病院 長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（脳神経外科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中病院)	知事指定病院 B群							



○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



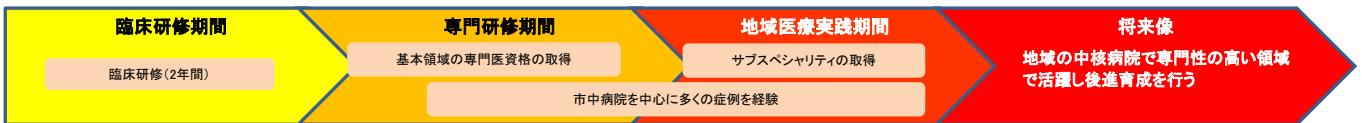
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								



○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院 (A群・市中)		B群	A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群							



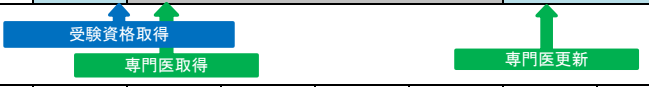
○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外			7年目	8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)				
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中病院)	知事指定 B群	大学院			知事指定病院 B群			



例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中病院)	知事指定 B群	知事指定病院 B群			社会人大大学院			



プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 画像診断、Interventional radiology (IVR)、放射線治療の放射線科三大領域を偏りなく学び、経験することにより放射線科専門医の取得をめざし、さらに総合画像診断(IVRを含む)または放射線治療の分野に集中的に従事したうえで放射線診断専門医または放射線治療専門医の取得をめざします。
- ・ その他、核医学専門医、IVR専門医、検診マンモグラフィ読影認定医といった資格もそれぞれ必要な研修と試験を経て取得することが可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、画像診断、IVR、放射線治療の基本的な技術および知識を身に付け放射線科専門医を取得し、さらに研鑽を積んだ上で放射線診断専門医もしくは放射線治療専門医資格を取得する。
- ・ 病院の中央部門で総合画像診断医(IVRを含む)または放射線治療医として活躍する。
- ・ 一般診療用の画像のみならず検診の画像診断にも積極的に関与し疾病の早期発見に努めることで地域医療に貢献する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **放射線科専門医**
【要件】3年間の放射線科専門研修プログラム終了のうえ放射線科専門医試験に合格
- ・ **放射線診断専門医**
【要件】放射線科専門医取得後さらに診断専門医研修カリキュムに基づく研修を2年間以上修めたうえ診断専門医試験に合格
- ・ **放射線治療専門医**
【要件】放射線科専門医取得後さらに治療専門医研修カリキュムに基づく研修を2年間以上修めたうえ治療専門医試験に合格
- ・ **核医学専門医**
【要件】6年以上の臨床経験と日本核医学会専門医制度研修カリキュラムに基づく研修を5年以上修めたうえ核医学専門医試験に合格
- ・ **IVR専門医**
【要件】修練施設での2年以上の研修、学会参加、学術発表/学術論文などIVR学会の定める条件に加えて専門医試験に合格
- ・ **検診マンモグラフィ読影認定医**
【要件】所定のマンモグラフィ講習会に参加のうえ読影試験に合格

技能

- ・ 単純エックス線写真、マンモグラフィ、消化管造影検査、コンピュータ断層画像(CT)、核磁気共鳴画像(MRI)、超音波断層画像(US)、核医学検査の実施と読影、IVRや放射線治療の計画と実施ならびに合併症のケア
- ・ 放射線被ばくを伴う検査の適切な適応判断と放射線防護措置の実施および指導

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院
	湖南圏域	近江草津徳洲会病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター
	湖東圏域	
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群:大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群:甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（放射線科）

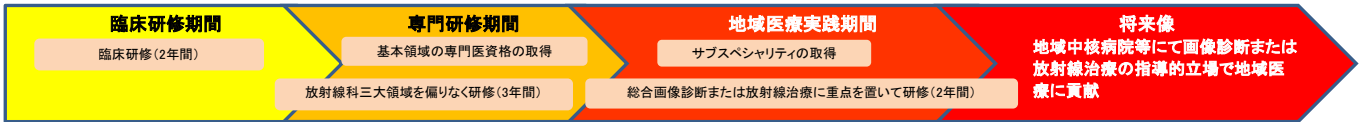
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	近江草津徳洲会病院 草津総合病院 滋賀県立総合病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院

プログラム・コースパターン（放射線科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



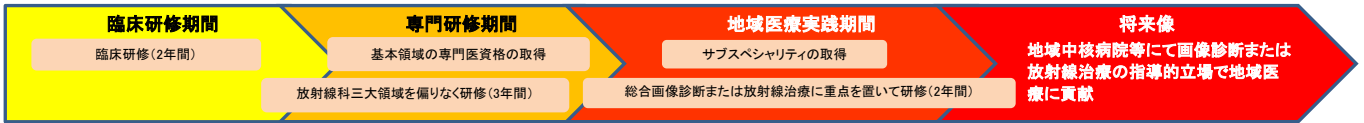
☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群 (市中病院)	知事指定病院 B群							



○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



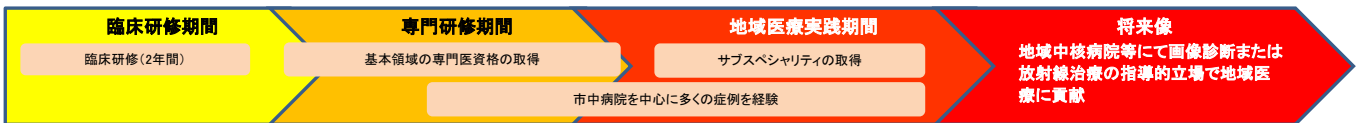
☆ローテーション例

例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	【終了】					
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	B群	知事指定病院 B群								



○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



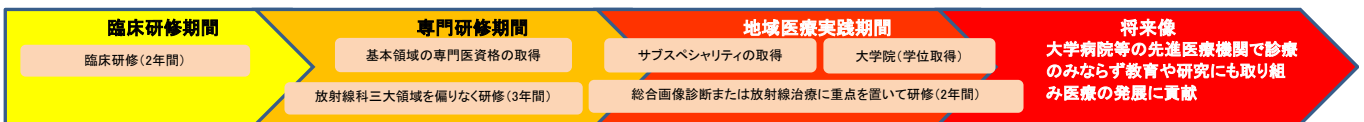
☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群orB群 (市中病院)		知事指定病院 B群							



○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。

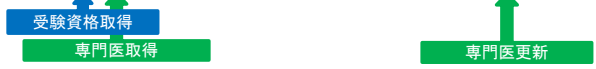


☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	義務外			8年目	9年目	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)		大学院			知事指定病院		
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群 (市中病院)	知事指定病院 B群		大学院			知事指定病院 B群		



例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
	研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群orB群 (市中病院)	知事指定病院 B群 (社会人大学院)							



プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 様々な周術期管理研修により麻酔科専門医の取得をめざし、手術麻酔や集中治療といった分野での活躍を目指します。
- ・ その他、集中治療や疼痛管理を経験することで、集中治療専門医資格やペインクリニックといった技能の取得も可能です。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、安全な周術期医療を提供できる能力を身に付け、麻酔科専門医資格を取得する。
- ・ 専門医として、麻酔管理および術前・術後の患者の維持・管理を施行し、また手術室運営や医療安全管理者として活躍する。
- ・ 地域医療に貢献するため、様々な診療科の麻酔症例の経験を多く積み、円滑に手術ができるよう対応力を身に付ける。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **麻酔科専門医**
【要件】 専門研修施設で4年間の研修が必要
- ・ **集中治療専門医**
【要件】 1) 指定する学会の専門医資格を有すること
2) 日本集中治療医学会の認定する集中治療専門医研修施設において1年以上の勤務歴があること
3) 勤務歴のうち連続して12週間以上の専従歴があること
- ・ **ペインクリニック専門医**
【要件】 1) 学会指定研修施設において5年以上の研修を行うこと
2) 日本専門医制評価・認定機構基本領域の専門医の資格を有し、その期間中またはその後に本学会指定研修施設で1年以上の研修を行うこと

技能

- ・ **麻酔科専門医取得への対応**
一般的な麻酔管理に加え小児、帝王切開、心臓血管手術、胸部外科手術、脳神経外科手術麻酔の技能取得を目指す。
手術麻酔、集中治療、ペインクリニックの臨床経験を積み、麻酔科専門医に必要な技能取得を目指す。
- ・ **気道困難への対応**
様々な状況における気道困難を経験し、気道困難に対応する技能取得を目指す。
救命救急において最も重要な呼吸管理の基本的および専門的な技能を学ぶ。
- ・ **エコーガイド下血管穿刺**
エコーガイド下に中心静脈カテーテル挿入の技能取得を目指す。
高度な技術を要する血管穿刺を超音波機器を用いて安全に施行する技能を学ぶ。
- ・ **日本心臓血管麻酔学会の術中経食道エコー認定試験(JB-POT)**
心臓血管麻酔を経験し、術中・術後の心臓モニタリングの技能取得を目指す。
JB-POTは日本における経食道エコーを用いた心機能評価のための資格でありその技能を学ぶ。
- ・ **神経ブロック**
術中・術後疼痛管理、慢性疼痛などに対し、神経ブロックの技能取得を目指す。
様々な痛みの治療に対応するために安全に施行する技能を学ぶ。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 大津赤十字病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	近江草津徳洲会病院 草津総合病院 滋賀県立小児保健医療センター 滋賀県立総合病院 済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 湖東記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	市立長浜病院 長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（麻酔科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 近江草津徳洲会病院 草津総合病院 滋賀県立小児保健医療センター 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 湖東記念病院 日野記念病院 彦根市立病院 市立長浜病院 長浜赤十字病院 高島市民病院
専門研修基幹施設		市立大津市民病院（大津市・439床）
連携施設	A群	大津赤十字病院 滋賀県立総合病院
	B群	
専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀県立総合病院
	B群	
専門研修基幹施設		滋賀県立総合病院（守山市・535床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 大津赤十字病院
	B群	
専門研修基幹施設		近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市・407床）
連携施設	A群	草津総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（麻酔科）

※個人の希望や県内の医師充足状況を踏まえて策定。ただし、知事が指定する医療機関は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)							
研修先 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群	A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



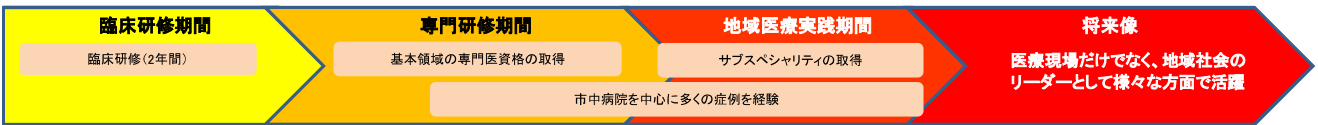
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)							
研修先 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		B群	A群 (基幹施設)		知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



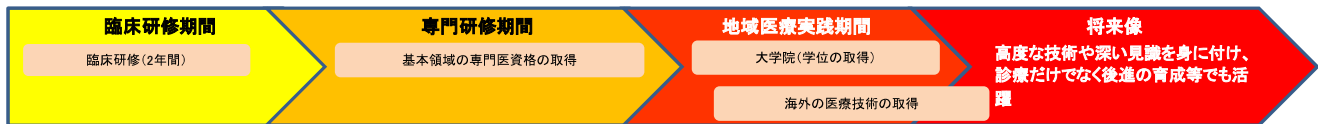
☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)							
研修先 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		A群 (市中)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
研修	臨床研修		専門研修(基本)				義務外				専門研修(サブ)			
研修先 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		B群	A群 (基幹施設)	知事指定 B群	大学院				知事指定病院 B群		

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
研修	臨床研修		専門研修(基本)				専門研修(サブ)				義務外			
研修先 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)		B群	A群 (基幹施設)	知事指定病院 B群 (社会人大学院)		海外留学			知事指定 B群 (社会人大学院)		

↑ 受験資格取得
↑ 専門医取得
↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 基本的な臨床技能を身に着けた病理医を育成します。
- ・ Common diseaseから稀少例まで病理診断能力を身に着ける。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートし、病理専門医資格を取得する。
- ・ 細胞診専門医資格を取得する。
- ・ 希望と適正により、学位の取得を目指し、研究もできる病理医となる。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

- ・ **病理専門医**
【要件】 研修期間内に所定数の病理解剖件数、病理組織診断、病理細胞診断を実施する。
- ・ **細胞診専門医**
【要件】 病理専門医取得後、受験可能になる。

技能

- ・ 病理解剖、病理組織診断、病理細胞診断
- ・ 大学の法医学講座と協力し、異状死体の死因を究明する。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院 市立大津市民病院 地域医療機能推進機構滋賀病院
	湖南圏域	草津総合病院 済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院
	湖東圏域	彦根市立病院
	湖北圏域	長浜赤十字病院
	湖西圏域	

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（病理）

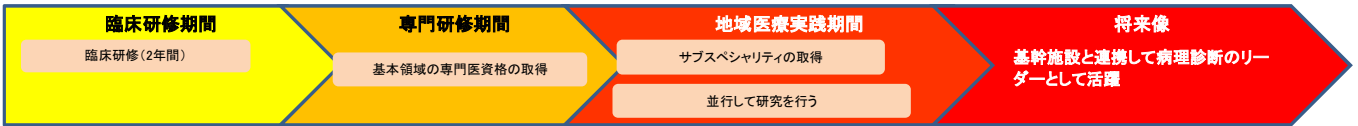
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 地域医療機能推進機構滋賀病院 草津総合病院 済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構東近江総合医療センター 日野記念病院 彦根市立病院 長浜赤十字病院

プログラム・コースパターン（病理）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



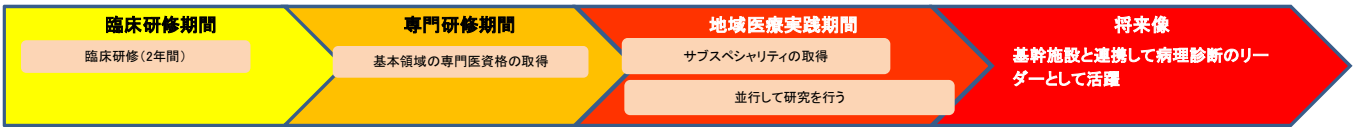
☆ローテーション例

例①	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群(基幹施設)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○基本コース(6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



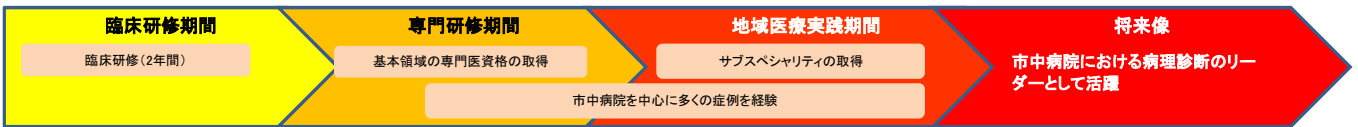
☆ローテーション例

例②	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		B群	A群(基幹施設)	知事指定病院 B群									

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群(市中)	知事指定病院 B群								

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外			6年目	7年目	8年目	9年目	
研修	臨床研修		専門研修(基本)			大学院			専門研修(サブ)			知事指定病院		
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群(基幹施設)	大学院			知事指定病院 B群					

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

例⑤	卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外			9年目	【終了】
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)			海外留学			知事指定病院		
研修先 / 勤務先	県内基幹型臨床研修病院		A群(基幹施設)	B群	A群(基幹施設)	知事指定病院 B群 (社会人大学院)			海外留学			知事指定 B群		

↑ 受験資格取得 ↑ 専門医取得 ↑ 専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテーションしながら、都市でも地域医療でも活躍できる人材の育成を目的とします。
- ・ 救急ERでの初期診療から一般病棟/重症症例集中治療室での管理、さらにcommon diseaseを初期診療・入院・退院まで一貫した診断・治療のできる専門医を育成します。
- ・ 集中治療専門医や臨床研究から基礎研究/大学院/留学へキャリアアップできるプログラムとなっており、救急医療の次期リーダーを育成します。

プログラム到達目標

- ・ 滋賀県内外の都市型および地域医療型である多彩な医療機関をローテーションしながら、一次から三次救急医療、病院前救急医療、災害医療に対応する知識と技能を習得する。
- ・ 都市型/地域医療型医療機関で救急ERや急変患者に対応するcommanderとしてチーム医療のリーダーとしての基本を習得する。
- ・ 病診・病病連携を行う知識、技能および行動計画を習得する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ 救急科専門医

【要件】3年以上の専従(+兼務)、診断・処置などの各項目を達成する必要がある。

(サブスペシャリティ領域である)

・ 集中治療専門医

【要件】集中治療専門医研修施設において1年以上の勤務歴があり、かつ連続して12週間以上専従歴があること。

・ 外傷学会専門医

【要件】初期臨床研修終了後5年以上の臨床経験を有し、研修施設またはこれに準じる診療施設において必要な外傷診療を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること。

・ 脳卒中学会専門医

【要件】初期臨床研修終了後4年以上の臨床経験を有し、必要な外傷診療を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること。

・ アフェレシス学会認定血漿交換療法専門医

【要件】学会認定施設に於いて学会認定専門医研修計画に従い5年以上アフェレシスの診療研究のための知識と技能を研修している、ないしは、同等の研修を行ったと認められること。

技能

- ・ 一次から三次救急医療の診断/治療を習得できる。
- ・ 病院前救急医療の知識と体験ができる。
- ・ 災害医療の知識を習得できる。
- ・ 重症病態への技術(胸腔穿刺、中心静脈穿刺等)が取得できる。
- ・ 重症管理の基本(急性血液浄化、ECMO等)を習得できる。

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院　市立大津市民病院　大津赤十字病院
	湖南圏域	済生会滋賀県病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	国立病院機構東近江総合医療センター　近江八幡市立総合医療センター
	湖東圏域	
	湖北圏域	長浜赤十字病院
	湖西圏域	高島市民病院

※A群：大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群：甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（救急科）

専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	済生会滋賀県病院
	B群	公立甲賀病院 国立病院機構東近江総合医療センター 長浜赤十字病院

専門研修基幹施設		大津赤十字病院（大津市・684床）
連携施設	A群	
	B群	長浜赤十字病院 高島市民病院

専門研修基幹施設		済生会滋賀県病院（栗東市・393床）
連携施設	A群	市立大津市民病院 滋賀医科大学医学部附属病院
	B群	近江八幡市立総合医療センター

プログラム・コースパターン（救急科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース(9年コース)

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】				
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(14ヶ月) (基幹施設)			義務外	A	B	B	B	AorB	知事指定病院 B群		

※プログラム中、一部の病院では救急科のみ義務外の期間が必ず入ります

受験資格取得
専門医取得

専門医更新

○基本コース(6年コース[義務年限が6年又は7年の者が対象])

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】				
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(14ヶ月) (基幹施設)			義務外	A	B	B	B	AorB	知事指定病院 B群		

※プログラム中、一部の病院では救急科のみ義務外の期間が必ず入ります

受験資格取得
専門医取得

専門医更新

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



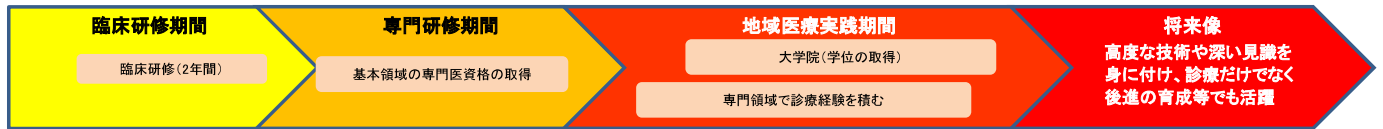
卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)							
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(24ヶ月) (基幹施設)			義務外	B	A					

受験資格取得
専門医取得

専門医更新

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	
義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務外				7年目	8年目	9年目	【終了】	
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)		大学院				専門研修(サブ)			
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(14ヶ月) (基幹施設)			義務外	A	B	B	B	AorB	B群	知事指定病院 B群		

受験資格取得
専門医取得

専門医更新

卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】				
研修	臨床研修		専門研修(基本)			専門研修(サブ)								
研修先 / 勤務先	県内基幹型 臨床研修病院		A群(14ヶ月) (基幹施設)			義務外	A	B	B	B	AorB	知事指定病院 B群 (社会人大学院)		

受験資格取得
専門医取得

専門医更新

プログラム概要

- ・ 滋賀県内の病院をローテートしながら、本県の地域医療に貢献する人材の育成を目的とします。
- ・ 運動器疾患、心臓リハビリテーション、脳血管障害など多岐にわたるリハビリテーション分野を基幹施設・関連施設を通じて習得し、リハビリテーション専門医、指導医を目指します。
- ・ リハビリテーション専門医・指導医として後進の育成にも従事します。

プログラム到達目標

- ・ 県内医療機関をローテートしながら、リハビリテーション医学として診断・治療に必要な知識・基本手技を習得する。
- ・ リハビリテーション専門医・指導医として地域医療に根ざした幅広い知識と技術を習得し、活躍する。

取得可能な資格・習得可能な技能

資格

・ リハビリテーション専門医

- 【要件】
- 1) 医師免許取得後5年以上及び学会加入後3年以上を経過していること
 - 2) 学会の定めた専門医制度卒業研修カリキュラムに基づき、本学会が認定する研修施設において3年以上の研修を行ったものであること
 - 3) 本医学会年次学術集会における主演者の学会抄録2篇を有すること
 - 4) 自らリハビリテーション医療を担当した30症例の症例報告を提出すること
 - 5) 自らリハビリテーション医療を担当した100症例のリストを提出すること

・ リハビリテーション指導医

- 【要件】 初期研修終了後、滋賀県研修プロリハビリテーション専門医取得後、以下の要件を満たす。
- 1) 3年間の診療実績
 - 2) リハビリテーションに関する筆頭著書論文1篇以上、本医学会年次学術集会、秋季学術集会、地方会またはリハビリテーションに関する国際学会で2回以上発表していること。そのうち1回以上は本医学会年次学術集会もしくは秋季学術集会であること。また1回以上は主演者であること。
 - 3) 本医学会指導医講習会の1回以上の受講。

技能

- ・ 運動器および心臓リハビリテーションのリハビリプログラムの計画と評価
- ・ 脳卒中のリハビリテーションプログラムの計画と評価
- ・ 嚥下の評価、言語機能評価

研修先となる医療機関群

A群	大津圏域	滋賀医科大学医学部附属病院
	湖南圏域	滋賀県立総合病院 滋賀県立小児保健医療センター 済生会守山市民病院
B群 ※4年間以上 勤務必要 (6年コースは 3年間以上)	甲賀圏域	公立甲賀病院
	東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター ヴォーリス記念病院
	湖東圏域	
	湖北圏域	
	湖西圏域	

※A群: 大津・湖南圏域に所在する医療機関、B群: 甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西圏域に所在する医療機関

※指導医の配置状況により、研修先となる医療機関は変わる可能性があります。

滋賀県内の基幹施設（リハビリテーション科）

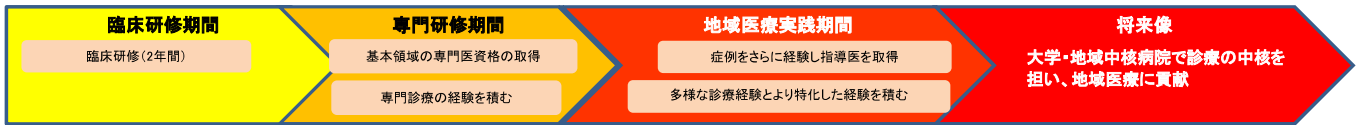
専門研修基幹施設		滋賀医科大学医学部附属病院（大津市・612床）
連携施設	A群	滋賀県立小児保健医療センター 滋賀県立総合病院 済生会守山市民病院
	B群	公立甲賀病院 ヴォーリズ記念病院 近江八幡市立総合医療センター

プログラム・コースパターン（リハビリテーション科）

※個人の希望に合わせて作成。ただし、知事が指定する病院は希望に沿えない可能性があります。

○基本コース（9年コース）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

例①	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			知事指定病院							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群		B群							
	勤務先													

↑
受験資格取得
↑
専門医取得

↑
指導医取得

○基本コース（6年コース【義務年限が6年又は7年の者が対象】）

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献します。



☆ローテーション例

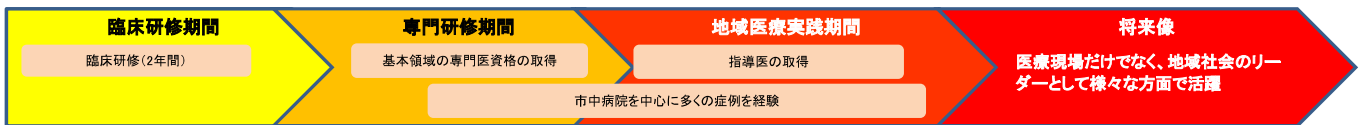
例②	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	【終了】						
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			知事指定病院							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院 (B群)		A群 (基幹施設)	A群		B群							
	勤務先													

↑
受験資格取得
↑
専門医取得

↑
指導医取得

○地域医療重視コース

市中病院を中心にローテーションし、実践を通じて、地域医療に必要な能力の取得を目的とします。



☆ローテーション例

例③	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】			
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			知事指定病院							
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群 (市中病院)		B群							
	勤務先													

↑
受験資格取得
↑
専門医取得

↑
指導医取得

○大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指します。



☆ローテーション例

例④	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	義務外				6年目	7年目	8年目	9年目
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			知事指定病院				知事指定病院			
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (基幹施設)	A群		B群				B群			
	勤務先						大学院							

↑
受験資格取得
↑
専門医取得

↑
指導医取得

例⑤	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	義務	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	義務外		9年目	【終了】	
	研修	臨床研修		専門研修(基本)			知事指定病院				海外留学			
	研修先	県内基幹型 臨床研修病院		A群 (市中病院)	A群 (基幹施設)	A群 (基幹施設)	B群				知事指定 B群			
	勤務先						社会人大学院							

↑
受験資格取得
↑
専門医取得

↑
指導医取得

令和3年度医師確保対策事業について(報告)

資料5

項目	R3予算額 (千円)	R2予算額 (千円)	R3-R2 (千円)
1 医師の派遣調整等を通じた偏在対策 ※1	285,885	282,805	3,080
2 医師のキャリア形成支援	30,290	14,790	15,500
3 医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善	325,769	397,458	△ 71,689
4 医師の養成過程(大学医学部、臨床研修、専門研修)等を通じた確保対策 ※2	49,904	50,866	△ 962
合 計	691,848	745,919	△ 54,071

※1 産科・小児科の医師確保計画については、「医療提供体制の再構築等」「医師の派遣調整」

※2 産科・小児科の医師確保計画については、「養成数の増加」

※3 事業名の後ろに(☆)がついている事業は、産科・小児科の医師確保計画のみに係る事業

項目/事業名	事業概要	事業実施手法	R3 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)	R3-R2 (千円)
1 医師の派遣調整等を通じた偏在対策 ※産科・小児科の医師確保計画については、「医療提供体制の再構築等」「医師の派遣調整」			285,885	282,805	3,080
地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	1,295	1,411	△ 116
医学生修学資金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生(3年生以降)に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。	貸付	39,600	34,200	5,400
医師養成奨学金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠(地域医療枠・地元医療枠)の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与する。	貸付	63,000	64,800	△ 1,800
自治医科大学運営事業	医療に恵まれない地域において従事する医師の養成のために全都道府県が出資して設立された「自治医科大学」の運営経費に充当する負担金。	補助	131,200	131,200	0
専門研修医派遣支援事業	医師不足地域の病院でも十分な専門研修が実施できる体制を整えるため、県内専門研修基幹施設が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①地域医療に配慮した専門研修プログラムの作成に要した費用 ②医師不足地域に所在する医療機関への指導医派遣等に要した費用 ③へき地・離島等の医師不足地域の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費等	補助	4,437	4,437	0
滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	44,280	45,188	△ 908
滋賀県周産期医療等協議会(☆)	妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を図るために、周産期医療体制などを総合的に協議を行う。	その他	935	931	4
周産期保健医療連絡調整会議(☆)	各保健所において、管内の母子保健の現状と課題、ハイリスク妊産婦新生児訪問指導依頼状況およびサービス提供状況等の情報を収集整理し、評価を行い、ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の効果的・効率的実施を図るために関係者による連絡調整会議を開催する。	その他	638	638	0
【新】地域分娩体制ネットワーク充実強化事業(☆)	安心・安全な分娩場所の確保に向け、各ブロックにおける医療提供体制を検討し、ネットワークの充実・強化を図ることにより、県全体で周産期医療を提供できる体制の整備を行う。	その他	500		500

項目/事業名	事業概要	事業実施手法	R3 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)	R3-R2 (千円)
2 医師のキャリア形成支援			30,290	14,790	15,500
【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,295)	(1,411)	(△116)
【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(44,280)	(45,188)	(△908)
若手医師キャリアアップ推進事業	臨床研修医、専門研修医など若手医師の資質向上のため、専門的な研修会を開催する。	委託	1,350	1,350	0
地域医療研修事業補助金	将来、本県の地域医療に従事する医学生を確保するため、滋賀医科大学の医学生や本県出身で他都道府県の大学に通う医学生、医学部進学を志望する高校生に対し、本県の地域医療を担うモチベーションを喚起するために行う研修会等の開催経費の一部を助成する。	補助	1,440	1,440	0
復職支援研修事業補助金	医師の離職防止やセカンドキャリア形成を図るため、県内病院が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①産育休や介護等の理由により一定期間離職していた医師を対象とした職場復帰に必要な研修費用 ②定年前の医師や転科を希望する医師を対象としたセカンドキャリア形成支援のための研修費用	補助	12,000	12,000	0
【新】実践的手技向上研修実施機関設備整備事業補助金	実践的な手術手技向上のための研修(サージカルトレーニング)を実施するために必要な設備整備に要する費用の一部を助成する。	補助	15,500		15,500
【再掲】専門研修医派遣支援事業	医師不足地域の病院でも十分な専門研修が実施できる体制を整えるため、県内専門研修基幹施設が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①地域医療に配慮した専門研修プログラムの作成に要した費用 ②医師不足地域に所在する医療機関への指導医派遣等に要した費用 ③へき地・離島等の医師不足地域の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費等	補助	(4,437)	(4,437)	(0)
3 医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善			325,769	397,458	△ 71,689
医療勤務環境改善支援センター事業	県内医療機関における医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を支援することにより、医療従事者の離職防止、定着を促進することを目的として設置した「滋賀県医療勤務環境改善支援センター」を運営するとともに、センターの効果的な取組などについて検討するため、関係団体により構成する運営協議会を開催する。	委託	7,966	7,966	0
病院勤務環境改善支援事業補助金	県内病院において勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①勤務医の労働時間短縮のための取組として「勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に係る費用 ②産育休や宿日直免除のための代替職員(医師・看護師等)、医師事務補助者、看護補助者を新たに確保するための費用	補助	96,570	168,200	△ 71,630
【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,295)	(1,411)	(△116)
【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(44,280)	(45,188)	(△908)
救急医療普及啓発事業	受診先を検索できる「医療ネット滋賀」、保護者向けの子供の急病時の「小児救急電話相談(#8000)」、日本小児科学会が監修するWEBサイト「こどもの救急」等について記載したクリアファイル等の啓発資料を作成し、市町を通じて、子育て世代の保護者に配布することにより、救急医療への理解と受診行動の適正化を図る。	その他	1,332	1,412	△ 80
病院内保育所事業運営補助事業	医療従事者の離職防止・復職支援のため、病院内保育所の運営に要する費用の一部を助成する。	補助	83,760	83,760	0

項目/事業名	事業概要	事業実施手法	R3 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)	R3-R2 (千円)
認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業費補助金	在宅療養に関連する分野の認定看護師の資格取得や、看護師の特定行為に係る研修を受講する費用の一部を助成する。	補助	9,921	9,800	121
産科医等確保支援事業(☆)	産科医等への分娩手当の支給および非常勤医師による帝王切開を支援することにより産科医等の処遇改善を図る分娩取扱医療機関に対し、分娩手当の支給にかかる費用の一部を助成する。	補助	8,300	8,400	△100
小児救急医療支援事業(☆)	県内の小児救急医療体制の維持・拡充を図るため、休日・夜間に小児科医等を確保するための費用の一部を助成する。	補助	90,150	90,150	0
小児救急電話相談事業(☆)	休日・夜間における小児救急電話相談(#8000)への保護者からの電話を民間事業者に転送し、看護師・保健師等の専門家が相談に応じることで、処置の方法や医療機関の受診の必要性について適切なアドバイスを行う。また、相談内容に応じて小児科医が対応できる体制をとる。	委託	24,073	24,073	0
助産師キャリアアップ応援事業(☆)	県内助産師に対して、経験年数に応じた段階的な研修を実施することにより、県内助産師の資質の向上を図ることで安心安全なお産の環境を整備するとともに、県内助産師間の交流を図り、離職防止に繋げる。	委託	2,187	2,187	0
助産師出向支援事業(☆)	助産師の就業先の偏在の是正や助産実践能力の強化を図るため、医療施設間での助産師の出向・受入れを支援する。	委託	1,510	1,510	0
4 医師の養成過程(大学医学部、臨床研修、専門研修)等を通じた確保対策 ※産科・小児科の医師確保計画については、「養成数の増加」			49,904	50,866	△962
【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,295)	(1,411)	(△116)
【再掲】医学生修学資金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生(3年生以降)に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。	貸付	(39,600)	(34,200)	(5,400)
【再掲】医師養成奨学金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠(地域医療枠・地元医療枠)の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与する。	貸付	(63,000)	(64,800)	(△1,800)
【再掲】自治医科大学運営事業	医療に恵まれない地域において従事する医師の養成のために全都道府県が出資して設立された「自治医科大学」の運営経費に充当する負担金。	補助	(131,200)	(131,200)	(0)
【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(44,280)	(45,188)	(△908)
【再掲】地域医療研修事業補助金	将来、本県の地域医療に従事する医学生を確保するため、滋賀医科大学の医学生や本県出身で他都道府県の大学に通う医学生、医学部進学を志望する高校生に対し、本県の地域医療を担うモチベーションを喚起するために行う研修会等の開催経費の一部を助成する。	補助	(1,440)	(1,440)	(0)
臨床研修指導医講習・情報交換事業	臨床研修指導医の養成のための講習会と、県内臨床研修に関する情報交換会の開催に必要な費用の一部を助成する。	補助	700	700	0
臨床研修医・専門研修医確保対策事業	県内外の医学生および医師を対象に、本県の医療の現状と魅力を発信・提供し、将来本県の地域医療の担い手となる医師の確保を図るため、臨床研修病院の見学会・合同説明会の開催費用、県内基幹施設の専門研修に関する情報発信等の事業に必要な費用の一部を助成する。	補助	12,300	13,000	△700

項目/事業名	事業概要	事業実施手法	R3 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)	R3-R2 (千円)
1年目研修医の研修交流事業	将来、本県の地域医療の担い手となる医師の確保を図るため、臨床研修1年目の研修医に対する研修会・交流会の実施に必要な費用の一部を助成する。	補助	750	750	0
医師臨床研修業務	基幹型臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定、臨床研修病院に対する実地調査等の臨床研修制度に関する事務を実施する。	その他	1,787	2,000	△ 213
在宅医療人材確保・育成事業	在宅療養患者が増えることが見込まれ、在宅医の確保・育成、専門性の確保、多職種連携を推進し、24時間365日の在宅医療提供体制の確保を早急に対応していく必要があるため、在宅療養支援診療所の数を増加させるとともに、1診療所あたりの在宅患者数を増やす。	補助	7,247	7,296	△ 49
産後ケア従事者研修事業(☆)	出産直後の母親が身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、母子への心身のケアや育児等の支援を行う産後ケア事業が求められているため、県内の産後ケア事業を実施する助産師等の従事者が、質の高い技術を持って母子へのケアができることを目的とした研修を実施する。	委託	500	500	0
小児救急医療地域医師等研修事業(☆)	小児救急医療に精通する医師を講師とし、小児科以外の診療科目を主たる診療科目とする開業医または小児科以外の病院勤務医等を対象に、小児救急医療の専門知識を習得させるための研修を実施し、救急医療体制の補強を図る。	委託	450	450	0
小児在宅療育支援事業(☆)	医療的ケアが必要な子どもが身近な医療機関で安心して医療・ケアを受けることができるよう、長期療養児を地域で診察できる医師等の増加に向けた研修会の開催等により、県内の在宅医療体制を整備する。	委託	5,170	5,170	0
神経発達症・児童思春期に対する医療連携等強化事業(☆)	県内の神経発達症や児童思春期精神疾患等を含む専門医療の充実のため、専門医の養成や対応できる地域かかりつけ医の増加、さらに、教育・行政などの地域関係機関に従事する専門職の育成を図り、専門医療と教育・福祉・行政の切れ目ない連携体制を構築する。	委託	21,000	21,000	0
合 計			691,848	745,919	△ 54,071